

I. 中華人民共和国

1. ヒアリング調査

中華人民共和国（以下、「中国」という。）におけるヒアリング調査および文献調査を実施した。ヒアリング調査では、中国行政機関および日系企業へのヒアリングを実施。

1.1 現地ヒアリング調査

【日程】

2020年1月14日～16日

【訪問先】

- 応急管理部
- 応急管理部危険化学品登録センター
- 日本商会

【アポ取りの経緯】

ヒアリング先	アポ取りの経緯
応急管理部	<ol style="list-style-type: none">1. 12月9日レターFAXで送付2. 12月12日中国語訳付きレター再送3. 12月12日電話確認、内部検討必要のため、後日再度連絡4. 12月18日電話確認、民間企業のインタビューに対応するかどうかについてまだ検討中5. 12月23日の週毎日数回電話し、12月26日現在2回目レター審査中と確認できた6. 1月6日に電話で再度確認し、国際司に連絡取れ、質問事項送付7. 担当者と直接連絡、面会の日時を決定
応急管理部危険化学品登録センター	<ol style="list-style-type: none">1. 12月9日レターFAXで送付2. 12月12日中国語訳付きレター再送3. 12月13日電話確認、1月15日に北京で丁子洋（18661972605）と面会予定（仮予約）

ヒアリング先	アポ取りの経緯
	4. 1月2日に丁子洋さんがメールで1月14日に15:30-16:30に北京で面談すると予約
日本商会	1. 12月9日電話連絡、1月14日に北京で面会予定 2. 12月18日化学品分会担当者に連絡、面会の日時決定、質問事項送付
生態環境部固形廃棄物および化学品司	3. 12月9日レターFAXで送付 4. 12月12日中国語訳付きレター再送、電話確認したが、応答なし 5. 12月18日電話確認、応答なし 6. 12月24日意見募集稿に関する連絡先に電話、応答なし 7. 12月26日に試しに国際会議の出席者名簿に記載されたメールアドレスに送信、同部国際司亞非処の連絡先をもらった 8. 国際司亞非処にメールにて連絡 9. 12月30日にレターを送付 10. 1月2日に生态环境部国际合作司から検討中の返事 11. 1月15日に2019年11月日中韓環境大臣会議があったので、共用できる情報はすべて日本政府と共有したため、今回のヒアリング実施必要なしとの返事。担当省庁が異なるなど再度斡旋 12. 忙しいため、ヒアリング拒否、関連資料提供のみとの返事
生態環境部固形廃棄物および化学品管理技術センター	1. 12月9日レターFAXで送付 2. 12月12日中国語訳付きレター再送、決定権がある上司は出張中、12月25日の週に戻るため再度連絡必要 3. 12月23日の週は数回電話で問い合わせ 4. 1月6日電話で再度確認、センターの責任者と直接斡旋、質問事項送付 5. 1月10日今回のヒアリング担当者に連絡 6. 生態環境部固形廃棄物および化学品司に確認した結果、日中韓環境大臣会議があったとの返事、今回のヒアリング実施について未回答、追加連絡したが、返事なし
工業情報化部	1. 12月9日レターFAXで送付 2. 12月12日中国語訳付きレター再送 3. 12月12日、18日、24日、27日数度電話確認 4. 1月6日電話確認し、今回の担当者に直接連絡取れ、レターや質問事項を国際司に送付 5. 1月15日ヒアリング対応可能だが、旧正月の関係で、2月中旬に実施すると仮予約

ヒアリング先	アポ取りの経緯
	6. 2月中旬新型コロナウイルスの関係で、ヒアリングの実施拒否
税関	1. 12月16日、18日、19日、代表の電話番号に数回電話連絡、すでに税関内の担当部署と繋がっている限り対応できないとの回答

【ヒアリング結果】

組織名称	ヒアリング結果
応急管理部	<ul style="list-style-type: none"> 2019年10月16日に発表された「特別管理制御危険化学品リスト（第1版）（意見募集稿）」は複数の部門が共同で作業を行っているため、他の関連部門が審査している。現在は一つの部門での審査がまだ終わっていない。正式版はもう少ししたら公布される予定である。 GHSラベルについて、ある企業は国家標準に従ってラベルを作成したが、通関手続きをする際に、中国税関に「間違っている」と指摘されるケースが報告されているが、そのような場合は工業情報化部に報告したほうが良い。国家標準に従ってラベルを作成したのであれば、理論的には問題がないはずだ。税関総署の商品検査においては、彼ら自身のフォーマットがあるため、彼らのフォーマットは国家標準とちょっと異なっているのかもしれない。 現在、応急管理部は危険化学品を管理し、一方で交通運輸部は危険貨物を管理している。企業は危険化学品及び危険貨物の定義やその要件を明確に区別することに困難を抱えているが、今後危険化学品安全法の公布により、今までよりも良く、各関係者の間を調和させることである。今後、危険化学品管理に関する6つの要件、すなわち生産、保管、使用、経営、輸送および処理に関しては、よりよく調和できるはずである。 重大危険源リスクがある化学品は登録が必要だ。重大危険源化学品登録制度を実施する目的は、早期に警戒をすることにある。重大危険源の登録は一般化学品登録より簡単だ。登録システムは2つの窓口がある。経営と生産使用は各窓口にて登録を実施すること。 危険化学品企業を対象とした「排除除患」という特別検査は定期的ではなく、応急管理部が長期間にわたり、ずっと実施している検査である。こういう危険化学品に対する抽出検査の実施は期限を設けず、ずっと実施していくつもりである。このような特別検査の実施の際、行政レベル（省、市、県）によって執行の基準は異なることはない。全ての検査は国家標準、法律に従い執行するものである。ただし、実際の検査のオペレーションでは、おそらくある程度の差があるかもしれない。また、WTOの規則により中国企業及び外資系企業を区別して執行することもない。 WSSDの目標（2020年に化学物質の影響を最小化する）への対応は全体的な計画を担当しているのは中国生態環境部及び工業情報

組織名称	ヒアリング結果
	<p>化部である。我々の部門はただ計画に従い、具体的な措置及び対策を講じる役割である。また、日本は成熟した先進国で、化学品管理の面で既に職業健康に移行している。中国はまだ現在のところ、日本の70年代のように、大きい事故を予防することに焦点を当てて頑張っている。したがって、化学品管理についての目標を実現するために、中国はまだまだ長い道のりを歩んで行かなくてはならない。</p>
<p>応急管理部危険化学品登録センター</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 「危険化学品安全法」案の策定作業は2015年から着手し、これまでに4年間にわたって関連部門が議論、研究しているが、進捗は遅い。現在はドラフトがすでにできているが、2020年に正式版を公布するのはかなり難しい。 • 「物理危険性鑑定及び分類の免除化学品リスト」第2回を制定する予定はまだない。ポリマーを鑑定免除リストに掲載する可能性はあるが、具体的なスケジュールは現時点で分からない。 • NRCCのホームページの「国家危険化学品安全公共サービス互聯網平台」では、CAS番号を含む組成情報等の危険化学品登録のデータが開示されているが、現行措置では化学品に関連する情報を公開しているが、混合物の関連情報は公開しなくてもよい。そのため、登録を行った企業の秘密情報が漏洩する心配はいらない。 • 危険化学品の鑑定・登録に関する負担軽減を目的として、将来、年間の生産・輸入数量が1トン以下の場合に鑑定・登録を免除する予定、または科学研究用途での生産・輸入についても、将来、鑑定及び登録手続きを軽減する可能性はあるが、具体的な実施スケジュールは未定である。 • GB 30000.23-2013「化学品分類及びラベル規範 第23部分：発癌性」の付録Dの危険説明及び予防説明について、企業が実際に対応する際にラベルに記載する文言はあくまで例であり、必ず国家標準に記載されているものと一致しなくてもよい。意味が一致すればよい。
<p>日本商会</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 化学物質環境リスク評価および抑制条例案は日本の化審法に習って策定された項目が多く、EUのREACHに似ており、リスクベースで管理する方針を取っているため日本企業は対応しやいかと感じている。しかし、合理性について、つまり規制する物質の理由を明確に説明してほしい。例えば、「〇〇（化学物質名）は禁止する」のみの記載ではなく、禁止の理由も記載してほしい。また、規制対象物質に全て対応すると企業の負担が重いので、重要な物質から対応して、低懸念物質は対応しなくても良い。 • 新化学物質環境管理弁法については、意見募集の時、日系企業から意見を収集し、50件くらいの意見を規制当局に提出した。新化学物質の簡易申告におけるデータの緩和や社名変更などの審査の期限とプロセスの明確化に意見が多かった。 • 中国RoHSの合格評定制度については、知っている限りでは、最終

組織名称	ヒアリング結果
	<p>メーカーの社内基準は国内の規制より厳しいため、企業の社内基準をクリアすれば国の規制対応には十分である。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 危険化学品安全法案は中国化学品管理の全体を包括する体系的なものを定めてほしい。現状は様々な行政機関がバラバラで管理している状況だが、この法案で統合されれば企業にとっては嬉しい。例えば、企業にとっては同じものだが、応急管理部の角度から管理されると危険化学品、交通部の角度から管理されると危険貨物、また、廃棄する際には危険廃棄物と見なされるため、企業の対応は非常に難しい。 • 多くの企業が GHS ラベルの貼付について結構困っているかと思う。中国では事前審査制度が有効だが、事前審査の時に通ったが、通関の時に指摘され、止められるという事例をよく聞く。国によって GHS ラベルを貼りかえるのは一般的であるが、ひとつの国の中では統一してほしい。 • 行政の立ち入り検査や指導はいきなり来ることが多い。これは良いところもあるが、効率が良くない点もあると思う。また、同じ内容であっても、行政機関のレベルにより指導の内容が異なることがある。

1.2 国内事業者ヒアリング調査

【ヒアリング結果】

項目	詳細
全体	<ul style="list-style-type: none"> 化学品管理全体は前より良くなってきているが、齟齬している部分や様々な行政機関が所管しているため対応し難い問題はまだまだ存在する。
危険化学品管理	<ul style="list-style-type: none"> 中国に危険化学品の鑑定は2通りがあり（応急管理部所管、税関総署所管）、危険化学品を輸出する際、税関経由で鑑定を行わないと通関できない、その鑑定結果は1年しか有効しない。税関によって鑑定についての要求が異なる。広州と深センは以前から税関経由の鑑定が必須であるが、一方で、上海は近年になって必須になり、天津はまだ必須ではないようである。 国際的、一般的には輸入者にラベル提供が要求されるにもかかわらず、中国だけは輸出者にラベル提供を要求している。輸入者にラベル提供の義務を負わせれば対応しやすい。 危険貨物と危険化学品の定義および範囲が異なるため、税関に通関用の明確な危険化学品目録を公表してほしい。 GHS 分類にも区分されず、中国の危険化学品目録にも収載されていない物は危険化学品ではないと認識しているが、通関の時、危険化学品であると税関に判断され止められる事例が良く発生するため、税関は別のデータベースを有しているのかもしれない。 NRCC（危険化学品登記センター）の登録フォームを直してほしい。1つの物質を入力すると、登録完了するまで次の物質を入力することができないため、当社にとっては非常に効率が悪い。また、輸入前の登録は不可能なため、削除してほしい。 危険化学品登記：登記を管轄する地方の政府機関によって運用が異なるのかも知れないが、輸入製品の場合は1製品毎の登録が求められるのに対して、中国現地法人で製造した製品についてはグループ登記が認められた事実がある。日本商会主催のセミナーでNRCCの担当者にその件で質問したところ「法令上グルーピング登録は認められていないが、担当部署で様々な状況を鑑みグルーピング登録を認めているケースがある」という主旨の回答であった。 直接中国へ輸出していないため、中国の代理人を使って登録することができない。直接輸出してもらっている商社を使うには秘密情報の開示など面倒なことがあり、検討をあきらめた。 危険化学品の鑑定と登記の対象範囲が不透明な中、取り締まりだけが強化されること

項目	詳細
	<ul style="list-style-type: none"> • 実際の作業にどこまで影響があるかという点。 • 危険化学品登記の要件が Workable なものにならないか(現状、法的には R&D 用の少量サンプルであっても危険化学品であれば登記を要求されるなど、非現実的。実際にはこのようなサンプルは「お目こぼし」されているが、法的義務であることを盾にしていつ取り締まれるか、不安な状況である) • 域外企業として、危険化学品登記をどのように考えるべきか、理解できていない。また、登記した際の秘密保持がどこまで保てるのか、よくわからない。 • 規制が現実的に運用可能なものになるかどうか。 • 危険化学品の規制の上位法となると推定され、危険化学品規制の改訂による影響の有無について関心がある。 • 下記の点で関心があります。 「危険化学品安全管理条例」で現在対応している”危険化学品登記””有害性ラベル””SDS”に関する規制対象、規制内容の変更があるか。 • ほとんどの化学品メーカーは、引火点等物理化学的危険性について試験し、危険物輸送規定・GHS 判定を行ったうえで輸送している。それを改めて輸入に際し再鑑定することは測定誤差等によるデータ変更もあり、SDS、ラベルの改訂に繋がるのでやめてほしい。また、健康・環境影響についても SDS 記載範囲に基づいた鑑定を行い、改めて鑑定要求を行わないように運用してほしい。 • 勉強中なので、法案全般について関心がある。 • 現法を持っているので、多少なりとも我々の活動に影響があるかどうかに関心があります。(これが施行された時点で新たな対応をしなければならないことがあるか等) • 中国危険化学品条例: 研究開発品の中国への輸入に関しても危険化学品登記と鑑定が適用される (改正されていなければ)。研究開発品は除外してほしい。 • 危険化学品登記の鑑定のルールは、費用がかかり過ぎて対応が難しいので、企業の自主判断で対応できるように、改訂してほしい。
新規化学物質管理	<ul style="list-style-type: none"> • 現在の既存化学品目録に記載されている化学品は危険類または重点環境管理類に分類されているのであれば、企業は 6 ヶ月前までに報告しなければならない。一方、当該物質が既存化学品目録に記載されなければ上記のように管理されないため、既存化学品目録への追加を申請しない企業もあり、申請しても掲載されるまでの期間が不明確である。 • 100 kg 未満且つ研究用の物質は、現行法ではサンプルを提出し

項目	詳細
	<p>なければならぬが、策定中の新法規では提出する必要がないと変わるため、期待する。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 新化学物質の届出において； <ul style="list-style-type: none"> 1) 日本企業の場合には、直筆サインと捺印の両方が必要になるため時間がかかる（欧米の企業であれば直筆サインのみで可） 2) 塩違いの物質であるが read across 等類似物質の試験データを受け入れてもらえず時間もコストも要し、有用な化学物質の中国市場への展開が遅延。 <p>（新化学物質の届け出のための試験（中国の試験機関で実施）において；）</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 試験機関側の知見不足から再試験が必要になった：吸脱着試験（適切な試験方法を指示したが中国のルールだとのことで異なる方法で実施し結局当局からの指摘を経て異なる方法で再試験した）、魚類急性毒性試験（濃度設計に問題がありエンドポイントを得られず再試験した）、ミミズ急性毒性試験（濃度換算せずに試験設計したため再試験） 2) 試験結果を総合的に判断して毒性を判定すべきところ、断片的な考察が行われ、有害性の強さを過大評価された：出生前発育毒性試験 3) OECD TG と中国の試験に関する指南とに差異があるため、異なる判定を得て追加試験の実施が必要になった：生分解性試験（10 day window の採用）、眼・皮膚刺激性試験（高 pH による試験回避） <ul style="list-style-type: none"> • 当方に責のない審査遅延(コンサル経由で確認したところ、当局担当者の長期出張により、対応する人数が少なくなっていて遅延しているとのことであった)。 • 新規化学物質登録をする時に、生態毒性試験を中国の試験期間で実施する必要があるため中国で試験実施しましたが、中国は OECD 加盟国でないためにその試験データは他の国の登録で使用できない可能性があるとのことでした。まだその化学物質を他の国に登録を実施していないのでわかりませんが、使用できないとなると費用と時間が2重にかかることになり問題である。 • 新規化学品登記において、中国試験機関にて安全性試験を行うにあたり、以下のような問題多発。 • 計画書やガイドラインを逸脱した試験 <ul style="list-style-type: none"> ・ データ解釈の誤り（実データと計算値が合わないなど） ・ 中文と英文の報告書で整合性がない など。 • 分析能力的に弱い・経験が少ない。（特に水中変化物・解離性

項目	詳細
	<p>物質の LC 分析など)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 新化学物質の届出において大きな問題が起きたとの報告は今のところはない。危険化学品の登録に関して、日本で NRCC の番号を契約しており、全てのグループ企業もカバーされる内容にしている。この契約書の内容を踏まえ、危険化学用品登記を行うと、毎回色々と言われ大変である。何とか毎回通していただいているので、今のところ大きな問題ではないが、今後拒絶されないか怖い) • 「科学研究を目的とし、年間の生産量または輸入量が 0.1 トン未満」の場合は、本便法の適用除外になったことは製品開発のスピードアップにつながると思料する。 • 直接輸出してなくても申請できる。申告に必要なデータが緩和された。 • 今回改正により、登録要件が緩和されることになり、歓迎する。また、今回改正により、日本国内製造者も唯一代理人を指名できることになり、歓迎する。 • 1) 1 t/y までの登録が簡素化され、「審査後、登記」から「提出、許可」というように日本の化審法の少量新規に似たプロセスに緩和される。これにより簡易申告 (低分子) でこれまで 50 ~200 万円、半年~1 年かかっていた登録が、費用も時間も 5 分の 1 程度にまで削減される • 2) 1-10t/y の低分子登録の試験要件が軽減され、費用も時間も大幅に削減される • 3) 100kg/y までの科学研究用途での製造輸入が、「備案届出」から「届け出不要」と規制緩和される • 4) 試験報告書だけでなく「資料」での提出も可能となる <p>他方で、中国政府への申請費用が必要になるなど、負の影響も予想される。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 申告に必要なデータの緩和 (急性毒性は項目減も環境毒性が追加されている)。 • 各種の申告に関する要件緩和(年間 100kg 未満の研究目的新規化学物質は弁法の適用外、一定の要件を満たすポリマーの備案申告化など)。 • 当面、新化学物質を登録することはないため。 • 1、低懸念ポリマー等の備案申告化による迅速な認可処理 2、常規登記後、確実な既存化学物質リスト収載 3、全般に登記に必要なデータの緩和 4、年度報告の緩和(報告不要対象の増加と、報告期間の拡大) • 100kg/年以下となる研究用途の新規化学物質の申告免除、年次

項目	詳細
	<p>報告の締め切り日の変更 (2/1→4/30)。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 簡易申告が備案へ緩和された点。 • 下記の要望がある。1、現法では簡易申告の年度報告(出荷量報告)の提出期限が早く、対応に苦慮しており、期限を遅らせてほしい。 2、現法では申告に必要なデータが中国国内で実施した試験に限定されているものがあるが、他国に申請する際に共通で使用できる試験を利用してほしい。3、現法で申請した新規物質申請の簡易申告が、法改正後も有効になることを明記してほしい。 • 登録トン数が低いものは、Read across などあらゆる類似データからの評価を導入・利用してもらいたい。 • 研究・開発目的の申告義務の除外、申告に必要なデータの緩和等、申請の簡素化に期待している。 • 申告に必要なデータの緩和。 • 提案通り、規制緩和される方向に施行してほしい。
<p>「化学物質環境リスク評価および抑制条例」の草案について</p>	<ul style="list-style-type: none"> • ネガティブ：規制の対象になると作業が発生したり、イメージも悪くなったりする。 • 本条例により、中国国内事業者に対し、数量報告義務が課せられることについて、特に着目している。現草案では、妥当な要求事項と理解している。 • ネガティブなもの：既存化学物質の数量報告(3-4年に1度)および有害性情報報告の指示への対応等、これまで求められていなかった法的要件への対応が必要になる。特に数量報告については裾切値が示されていないため今後の事業インパクトをいまだに予想できずにいる。 • ネガティブなもの。 • ネガティブ面：用途・数量報告制度導入(製造者/輸入者だけではなく、加工・使用者にも報告を求めており、サプライチェーンを介した化学物質の情報伝達に大きな困難が予想される)。 • 全体的にはポジティブに受け止めている。ただし、加工者に対する義務が明確化された点においては不安もある。 • 制度の詳細を理解していないため。 • 既存化学物質のデータ収集の意図はわかるが、韓国や台湾で予想されるように、当局がきちんと物流の実態をわからずにサプライチェーン全体の流れを問うてくることによる混乱を懸念する。後発ゆえ、製造・輸入者が混乱しないシステム旁を期待したい。

項目	詳細
	<ul style="list-style-type: none"> • ネガティブなものとして、規制物質（優先評価化学品）のカテゴリーが設けられることによる規制物質の増加、および化学品の製造・輸入量の届出制度の新設 • ネガティブな関心がある。1、中国における他の化学品規制として「有毒化学品の輸出入環境管理規定」「貨物輸出入管理条例」「危険化学品安全管理条例」等と本条例案との関係性（そもそも関係があるのか否か、本条例案が施行されたら現行法は廃止されるのか否か等）が不明確である。2、生産/輸入等する全物質について量の閾値なく「年度報告」が要求されているが、混合物の組成情報はメーカーにとって、高度な機密情報であるため、それらの情報を購入者が得ることは非常に困難な状況にある。3、新化学物質の登記または届出が、新化学物質を生産または輸入する企業に限定されたように読めるが、複数輸入者がいる場合、負荷が増加する。現行「新化学物質環境管理弁法」と同様、輸出者が中国内の代理人を通じて、新規物質届出を行えるようにして頂きたい。 • 第14条【基本情報報告】化学物質を生産、加工使用または輸入する単位は、3年ごとに生産、加工使用及び輸入した化学物質の名称、用途及び数量等の状況を報告することになっているが、加工使用まで含めることは、情報開示・伝達に伴い、非現実的と考える。まずは、生産（製造）、輸入者に限定し、その中から優先環境管理化学物質を特定し、管理物質を公示したうえで生産、加工使用または輸入単位に展開すべき。 • 従来よりも厳しい要件があるかについて関心がある。 • 従来よりも厳しい要件があることを懸念している。 • 規制緩和と規制強化の両方に興味があります。現法を持っているので、多少なりとも我々の活動に影響があるかどうかに関心がある。（これが施行された時点で新たな対応をしなければならないことがあるか等） • 弊社としては日本の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の良い部分を取り入れる活動を中国と行った結果だと思っている。 • 製造、輸入量の報告：優先管理化学物質を制定し、リスク評価結果から使用禁止や制限等の措置を行う。用途で管理される。 • 化学物質をリスク評価し、その結果に基づき、懸念の高い物質を規制する考え方は、世界的に共通である。更に、既存化学物質については、国がリスク評価をするというのは、化審法と同じである。 • 【日本の化審法との類似点】既存化学物質の数量報告（製造・加工使用・輸入：名称、用途、数量等）、PBTの性質を中国での規制物質の優先基準として採用、有害性情報報告の指示と対応。※なお新化学物質環境管理弁法の改定案においては、①EU

項目	詳細
	<p>REACH に類似（高危害化学物質の社会経済分析を実施）、② 米国 TSCA に類似（SNUR に類似した、新用途規制化）</p> <ul style="list-style-type: none"> • リスクベースの管理にかじを切った点。 • 既存化学物質のデータ収集の方策や、評価の流れに関しては、化審法の骨格に類似どころか、そのまままねているように思える。 • 事業者から報告される情報をもとにして、スクリーニング評価する点は、日本の化審法と類似している点と考えている。 • 大枠では類似している面もあるが、上記の通り閾値なしでの全物質「年度報告」要求は日本、EU だけでなく世界的にみても非常に厳しい要求のため。 • 中国の環境リスク管理はその地域だけの問題ではないので有害物質削減、環境管理を推進してもらいたい。 • 内容を詳細に把握できていないが、毎年、数量報告を求める部分が日本の化審法と似ていると思った。（使用者まで報告させることは中国らしいと思った）
GHS ラベル	<ul style="list-style-type: none"> • 国内向けの製品を横持ちして中国に輸出する場合は日本向けラベル、中国向けラベルの 2 枚が貼付された製品が中国に輸出されるケースがある。日・中間の GHS 分類結果の不一致や毒劇法に基づくラベル表示の「劇」「毒」という文字を見て、通関時に製品が危険であるのに GHS 分類に髑髏マークが無いというクレームがついた事がある。 • GHS でも日本と中国では分類が一部異なっており、通関時に確認を受けることがある。 • 中国語の GHS ラベルを要請された。中国ラベルと合わせて貼付した英文ラベルの表記に不整合があるので、整合を取るよう要請された。いずれもすぐに対応した。 • 通関でラベル確認を受ける際、混合物についてラベル上に組成情報 100%開示を求められる。ラベルは SDS との一致が原則であり、GHS 規則では有害性物質の記載であり必ずしも 100%開示とはならないので、対応に苦慮している。中国顧客より、ラベル内容に個別対応(汎用品であっても、その企業が使用する用途名称を入れる、中国の供給者名を求められるなど)を求められるケースがある。 • 鑑定の際、間違った鑑定をされた。のちに修正され、再修正した。 • 日本からの輸出の際、国内輸送のために日本向けの GHS ラベルと、輸出のために中国向け GHS ラベルの両方を貼付しているが、GHS 分類が異なっていたため税関で通関を止められ、分類を整合させるよう要求された。

項目		詳細
		<ul style="list-style-type: none"> 日本から中国に向けて原料を輸出する際に、現地税関から要求されるので、輸出業務を行っている部所から、各原料メーカーに対して、GHS の内容を出荷分析表に添付して出荷をしている。中国へ直接輸出している製品は、GHS ラベルを準備しているが、間接輸出品は未対応。社内で妥当性（言語、法令とも）を判断できないので、リスクは内在している。 大きな問題に至った状況は把握していない。 GHS ラベルへ記載している文言を変更したことがある。 化学品名称を変更するように要求された。税関の独自鑑定結果と当社のシステムでの鑑定結果が食い違い、ピクトグラムの順番を修正するように要求された。注意書きをすべて出す必要があるため、ラベル内におさまりきらない場合がある。 HS コードだけを根拠に Non-GHS 品に対して GHS ラベルを要求された。通用名称・中国語表記が無いことで通関がストップした。
全般	通関	<ul style="list-style-type: none"> 通関時の検査において、港や担当官によって判断基準がばらばらで差が大きく、トラブルになるケースがある。 通関対応など国政レベルの法規運用に関しては、全国統一化してほしい。
	中国化学物質管理制度への要望	<ul style="list-style-type: none"> 化学物質管理に関わる規制において、国際調和の方向で法の改正や新設が検討されていることは評価できる。特に欧米日の法令に関して現地の当局まで直接足を運んで情報収集等を行い、自国の規制検討に活用されていることは今後の中国における化学産業の更なる発展にも大きく寄与すると考えられる（またアジアの諸外国も中国の後を追っていく可能性もある）。中国の化学産業は世界にとってなくてはならない存在であるため、今後も、産業の発展と円滑な貿易に資する法運用をお願いしたい。 10 年前に比べてかなり国際調和が進み、法運用を行う行政側の知見も、試験機関のノウハウも劇的に向上してきたように感じています。ただし、手段としての「法令やルール」とそれらを運用し目的を達成するために必要な「科学的な知見、社会経済的な視点」の両方のバランスが必要で、今は前者だけが前のめりしているように感じるが多々あります（実務を通じて）。日本の化学産業は今後ますますボーダレス化し、海外の規制対応が大きな課題となるため、日本の産業界もしくは政府から、引き続き、中国における化学物質管理規制の合理的な運用をお願いしていただくことを強く希望する。 化学分野のイノベーションを鑑み少量新規対応などは手続きを緩和し、大量生産品の危険・有害なものから規制強化するように実質的な管理を望む。

項目	詳細
中国当局への要望	<ul style="list-style-type: none"> • 他国に比べて、規制義務を負う者にとって現実的な改正を志向しているように思うので、この方針を続けて欲しい。 • 法規制などの施行スケジュールの情報発信を増やしてほしい。 • 守るのが困難な法律は誰も守らない状況を作り、結局規制できない状況をもたらすので、守れるルールを施行するように努めてほしい。 • 改正情報の英語での発信を増やしてほしい。 • 改正時期の目途が立ったら早急に知らせてもらいたい。既存化学物質リスト収載の動きを加速してもらいたい。 • 理念先行ではなく、実務者が対応できるように情報を提供してほしい。

2. 文献調査

2.1 基本情報

背景

中国は危険化学品の生産、使用および輸出入の大国であり、2010年から中国の化学工業製品の生産総額は世界1位になり、国務院安全生産委員会により発表された「危険化学品安全リスクにかかわる産業品種目録」（安委〔2016〕7号）によると、20の国民経済産業分類のうち15業種、95の大分類のうち68が危険化学品に関わっている。2018年の「張家口11・28」爆発事故や2019年の「響水3・21」特別重大爆発事故などが発生したことから、化学工業の安全生産問題がさらに注目されているという。現在、中国には676ヶ所の化学工業団地があり、そのうち数カ所の化学工業団地で事故が発生しているのみであるが、損害が極めて大きかったため、化学工業業界の持続可能な発展に重大な影響があると考えられている。

その影響を受けて、中国石油および化学工業協会の統計データ¹によると、2019年の第1～第3四半期間に化学工業の企業数は1700社減少した。中商産業研究院の情報²によると、2018年末時点での中国の化学工業企業数は約2万3513社であった。

化学工業企業の安全生産を強化するために、应急管理部は2019年8月に、「化学工業団地リスクの洗い出しおよび対策に関する規則（試行）」および「危険化学品企業の潜在的な安全リスクの洗い出しおよび対策に関する規則」を公布し、化学工業団地に対して「安全監督管理および応急救援情報フォーム」の作成を要求した。また、中国政府は2025年までに、都市部の人口密集区域において、安全と衛生防護距離の要求を満たしていない危険化学品企業の基準遵守を徹底させることで規範化化工園區を築くこと、または、このような企業を移転させることで、環境リスクを大幅に減少させるという目標を確立した。

「第12次五カ年計画」に入って以降、中国の新規化学物質や危険化学品業界の関連法規および標準の策定、改正作業は年々進展している。「新規化学物質環境管理弁法」および「新規化学物質申告登録ガイドライン」の改正、「危険化学品安全法」や「化学物質環境リスク

¹中国化学品安全協会の中国化学工業団地持続可能な発展大会の報道に引用されたデータである。報道の原文は下のURLにて閲覧可能である（中国語：簡体字）。

<http://www.chemicalsafety.org.cn/detail.php?oneid=35982>

²中国化学品安全協会の中国化学工業団地持続可能な発展大会の報道に引用されたデータである。報道の原文は下のURLにて閲覧可能である（中国語：簡体字）。

<http://www.chemicalsafety.org.cn/detail.php?oneid=35982>

評価および管理制御条例」の策定など、化学品に関する法整備の進展が加速することは確実である。

下記の中国の化学品管理に関する情報は、NITE（2017）³に記載されている情報であるが、2020年2月現在でも有効であるため、NITE（2017）を引用する。

2015年1月1日から施行されている新環境保護法は、環境保護に関する「第13次五カ年計画」の法的基盤となっている。第13次五カ年計画期間における環境保護の目標として、「2020年までに主要な汚染物質の排出総量を顕著に削減するとともに、居住環境を明らかに改善し、また生態システムの安定性を強化して、環境質が継続的に良好で、生態文明制度体系が基本的に形成され、生態文明の水準を全面的小康社会と一致させる」ことが掲げられた。

このような目標を実現させるために、環境質の改善という基本線に沿う形で、汚染防治・排出削減、リスク予防および制度確立を手段として、公衆の環境への期待に応じて、国家、地域および都市の総合的な目標指標システムを確立することが全体的な筋道であろう。重点任务および措置としては、以下の10点が挙げられる。

- ①大気汚染防止を深化する
- ②水汚染防止を強化する
- ③土壌汚染治理を推進する
- ④主要汚染物質の排出総量削減を大いに推進する
- ⑤生態保護を深化する
- ⑥環境リスク管理を強化する
- ⑦原子力の安全を確保する
- ⑧環境法規制の執行を監督管理する
- ⑨環境情報公開および公衆参加を推進する
- ⑩保障措置を全面的に強化する

第12次五カ年計画期間中、元環境保護部は2011年の後半期において、化学品環境管理の専項検査を、また2012年10月には全国の生産化学品環境状況調査を実施した。そして、2012年10月10日、環境保護部令第22号として、危険化学品管理の基本法である「危険化学品環境管理登録弁法」（2013年1月1日より施行）を公布した。この他にもいくつかの施策が実施されており、有毒有害物質管理の制度が確立された。

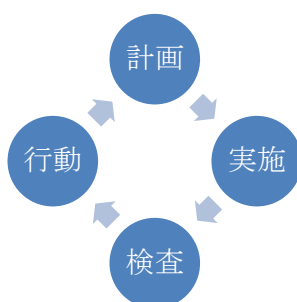
特に、「危険化学品環境管理登録弁法」は、「危険化学品安全管理条例」（国務院第591号

³ NITE（2017）「平成28年度海外の化学物質管理制度に関する調査報告書」

令、2011年3月公布、2011年12月1日より施行)に基づき制定され、本弁法の対象となる「危険化学品目録」に収録された危険化学品に対する環境登録制度、および重点環境管理危険化学品に対する環境リスク評価制度と放出移転報告制度（PRTR）を確立した。第12次五カ年計画期間において、有毒有害物質排出の抑制を強化した結果、排出量が削減された一方、処理処置量が増加した。しかし、大量に存在する多くの有毒有害化学品に対して、汚染物質排出基準および環境質基準が存在していない。

「第12次五カ年計画」を基盤とする有毒有害物質の「第13次五カ年計画」は、当該物質の環境リスクを抑制、または環境質を改善するための努力を行うことを目標とし、「予防の重視、マクロ的な政策調整および産業のグリーン発展の積極的な促進」を基本にしつつ、有害物質による環境リスクの抑制に関する要求を国民経済の全プロセスに取り込む。

具体的には、図1のように、全プロセスにおける有毒有害物質の環境リスク管理体制を確立し、有毒有害物質の源から、生産および処理処分までの全ての過程において管理する。特に生産過程において、環境リスクの識別、評価、モニタリング、測定、ランク分け管理および技術体系などを確立し、厳密に管理する。



図表 有毒有害物質の環境リスク管理体制の構造図

このうち、重点業界（化学工業、金属精錬加工業界、固形廃棄物を利用・処理する業界、大量の有害物質を生産使用する企業など、環境リスクが高い企業）⁴及び重点有害物質による環境リスクの抑制が管理対象の中心となる。

製品（重点環境管理危険化学品目録に収録された84種類の重金属など）、関連業界の生産過程で生じた物質（一部の危険廃棄物など）および排出された特徴を有する汚染物質を重点有害物質として中心的に管理すると同時に、有害物質の放置、貯蔵および排出により汚染された場所も合わせて配慮する。

これらの物質に対して、「水銀に関する水俣公約」で提出された水銀に対する「全プロセ

⁴ エンヴィックス（2015）「2015年中国電子汚染防止・省エネサミットレポート」

ス管理」の方法を採用すべきであると検討している。例えば、関連製品の生産、使用、輸入出を抑制し、有害物質の使用制限、淘汰および代替を促進し、製品および消費品に含まれている有害物質の種類および含有量を制限し、特徴の有する重点汚染物質の排出削減目標および要求を明確する、などである。

法体系

中国の法体系は、憲法を頂点として、中央、地方の法規制で構成される。中央には全国人民代表大会により制定された法律、国務院により公布された行政法規、および国務院の各所属機関により公布された弁法、通知、規定、審査批准などの部門規章がある。地方には、地方法規、地方政府規章、自治条例、単行条例がある。そのほか、軍事法規は、中央軍事委員会が憲法及び法律に基づいて制定する。また、中国特有のものとして、最高人民法院（日本でいう最高裁判所に相当）と最高人民検察院（日本でいう最高検察庁に相当）が具体的な法律の適用についての解釈を示す司法解釈も、法に準ずるものと見なされ、法的拘束力を有する。

標準は厳密には法規制ではないが、強制性標準は強制力があり、推薦性標準にも従う企業が多数あるため、企業にとっては重要な規制であり、準法規制と見なされる。

現在、中国においては、国家標準、業界標準、地方標準および企業標準の 4 階層の標準がある。（標準化法第 6 条）管轄機関としては、中国国家標準化管理委員会（SAC）と中国国家認証許可監督管理委員会（CNCA）が標準の統括を行っている。

国家標準は GB および GB/T と通称され、日本の JIS 規格に相当する。

GB は、「強制国家標準」であり、準拠していないと生産・販売・輸入ができない。

GB/T は、「推奨国家標準」であり、国家が推奨する標準であるが、上位法や GB に引用されている場合、「強制」になる。

一般的に、上位法では、引用する GB/T の名称や番号を明記されず、「関連する国家標準を遵守する」などと記載されるだけである。GB/T を含むすべての関連標準を確認することが重要である。



中国の法体系⁵

⁵ エンヴィックス (2019)「中国環境法体系ガイド【中国概観】(第2版)」より引用

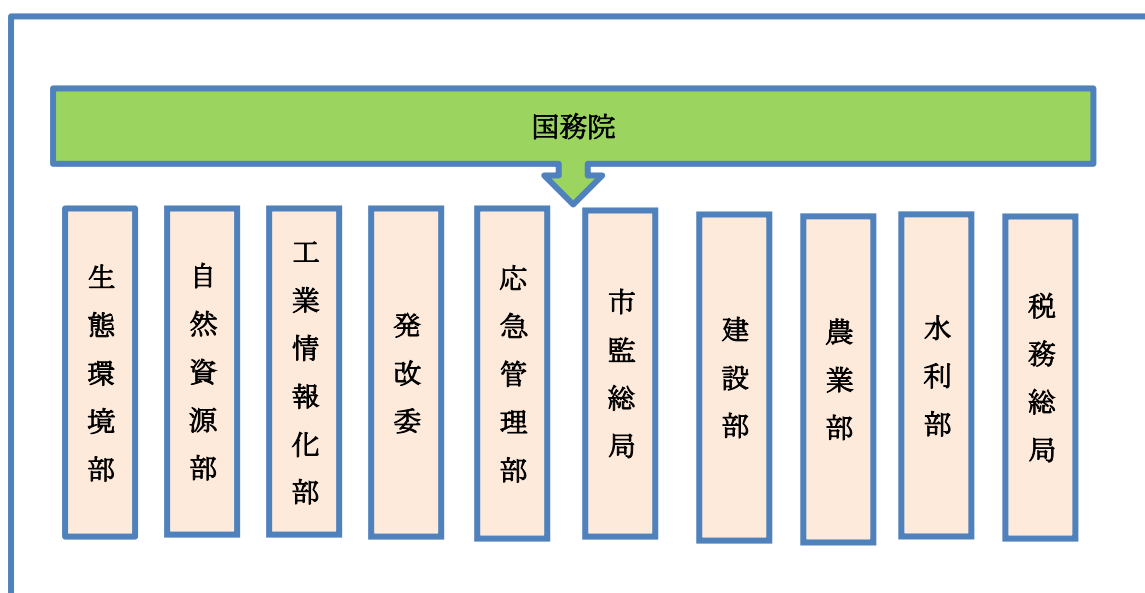
各関連組織

中国の行政機関は、中央人民政府および地方各級人民政府によって構成される。

中央人民政府（国務院）は、国の最高権力機関の執行機関であり、国の最高行政機関である。国務院は、全人代の執行機関として、全人代に対して責任を負い、中央省庁および全国の行政を統率する。

地方各級人民政府は、その地方の行政を行う。ただし、同級の人民代表大会に対して責任を負うとともに、その上級人民政府にも責任を負い、かつ国務院にも従わなければならない。

環境保護に関しては、中央レベルでは、国務院の下で、主に、生態環境部（元環境保護部、2018年3月より新設）、自然資源部（元の国土資源部、国家海洋局、および林業局などを合併し、2018年3月より新設）、工業情報化部、国家発展改革委員会（「発改委」と略す）、应急管理部（2018年4月より新設）、国家市場監督管理総局（「市監総局」と略し、2018年3月より新設）、住宅都市農村建設部（「建設部」と略す）、農業農村部（「農業部」と略し、2018年4月より新設）、水利部、税務総局などが管理している。



中国の環境保護に関する行政機関⁶

1つのことについて、複数の行政機関が共同で管轄することが多いため、複数の行政機関が共同で部門規章を公布することが一般的である。上述の各行政機関の主な職責は下表の通り。

⁶ <http://www.gov.cn/guowuyuan/zuzhi.htm> を参照し、エンヴィックス作成

環境保護分野における主な管轄機関および職責

管轄機関	職責
<p>生態環境部 Ministry of Ecology and Environment (MEE) http://www.mee.gov.cn/</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 生態環境基本制度の確立 • 重大な環境問題の統括と監督管理 • 国家の排出削減目標を実現する責任を負う • 環境汚染や環境破壊を防止し、抑制する責任を負う • 環境汚染防止の監督管理 • 生態保護業務を指導、調整そして監督する • 気候変動に対応する • 環境に関する監視測定と情報の公表
<p>自然資源部 Ministry of Natural Resources (MNR) http://www.mnr.gov.cn/</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 土地、鉱山、森林、草原、湿地、水、海洋など自然資源の管理・監督 • 自然資源の調査・観測・評価 • 自然資源の開発・利用計画の制定 • 海洋の保護・開発および利用に関する管理
<p>工業情報化部 Ministry of Industry and Information Technology (MIIT) http://www.miit.gov.cn/</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 新型工業化の発展戦略と政策を提案し、新型工業化の過程における問題への解決に協力する • 産業構造の変更とアップグレード計画を制定し、実施を推進する • 工業、通信業における省エネと資源総合利用、清潔生産促進政策の立案と実施手配 • 省エネと資源総合利用、清潔生産促進計画の立案に関与
<p>国家発展改革委員会 National Development and Reform Commission (NDRC) https://www.ndrc.gov.cn/</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 持続可能な発展戦略を推進し、省エネ・排出削減に向けた総合的な調整を図る • 循環経済の発展、社会全体のエネルギー資源節約と総合利用に関する計画及び政策措置の制定を組織し、実施する • 生態建設、環境保護計画の制定に参加し、生態建設、エネルギー資源節約と総合利用に関する問題を調整する • 環境保護産業とクリーン産業に関する調整作業を実施
<p>応急管理部 Ministry of Emergency Management (MEM) https://www.mem.gov.cn/</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 森林・草原における火災、洪水、干ばつ、地震、土砂災害などの防止や対応を行う • 安全生産及び危険化学品経営への参入に関する管理 • 危険化学品安全の監督管理に関する総合業務

管轄機関	職責
	<ul style="list-style-type: none"> • 危険化学品目録の編成と国内危険化学品の登録を組織・指導する • 安全標準化関連業務の指導と監督 • 関連業界の特別な重大事故の調査処理と応急救援に関与
国家市場監督管理総局 State Administration for Market Regulation (SAMR) http://www.samr.gov.cn/	<ul style="list-style-type: none"> • 国家標準の制定、改訂の全般業務、国家標準の統一的審査、承認、番号設定と発布 • 業界、地方標準化業務の協調と指導 • 業界標準と地方標準の受理
住宅都市農村建設部 Ministry of Housing and Urban-Rural Development (MOHURD) http://www.mohurd.gov.cn/	<ul style="list-style-type: none"> • 建築における省エネ、都市・町における排出削減を推進する • 関連部門と共同で、建築における省エネの政策・計画を立案し、実施を監督する • 重大建築における省エネ事業の実施を推進し、都市・町における排出削減を推進
農業農村部 Ministry of Agriculture and Rural Affairs (MOA) http://www.moa.gov.cn/	<ul style="list-style-type: none"> • 農村における汚染防止の業務を監督・推進すること。
水利部 Ministry of Water Resources (MWR) http://www.mwr.gov.cn/	<ul style="list-style-type: none"> • 生活、生産経営および生態環境用水の統合的な調整と保障 • 水資源の統一的な監督管理、全国の水中长期需給計画、水量配分方案の立案と実施監督 • 取水許可、水資源の有償使用制度の実施手配 • 水資源保護業務。水資源保護計画の編成、重要河川、湖の水機能区区分の立案と実施監督、汚染受容能力を判断した上で、排出総量の制限値を提出。飲用水水源保護の指導、地下水開発利用と都市計画区地下水資源の管理保護の指導 • 用水節約業務。用水節約政策の立案、用水節約計画の編成、関連標準の制定、節水型社会の建設の指導と推進
税務総局 State Taxation	<ul style="list-style-type: none"> • 環境保護税法の実施の監督などを行う

管轄機関	職責
Administration (STA) http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/index.html	

これらのうち、化学品管理に関する重要な行政部門である生態環境部、工業情報化部、国家発展改革委員会および応急管理部について、次のページより纏める。

【生態環境部】

(1) 組織名：

中華人民共和國生態環境部 (MEE : Ministry of Ecology and Environment of the People's Republic of China)

<http://www.mee.gov.cn/>

(2) 組織図：



生態環境部の組織一覽⁷

(3) 概要

國務院に付属する行政部門。2018年3月、中国第十三次全国人民代表大会第一次會議で、機構改革方案が可決され、国家發展改革委員會および国土資源部などの環境保護部門と統合し、生態環境部が新設され、環境保護部が廃止された。生態環境部の主要業務は、下記の通り、環境保護に関する事務である。

- 生態環境基本制度の確立
- 重大な環境問題の統括と監督管理
- 国家の排出削減目標を実現する責任を負う
- 環境汚染や環境破壊を防止し、抑制する責任を負う
- 環境汚染防止の監督管理
- 生態保護業務を指導、調整そして監督する

⁷ 生態環境部 (2020年3月2日アクセス)

<http://www.mee.gov.cn/zjhb/>

- 気候変動に対応する
- 環境に関する監視測定と情報の公表

そのほか生態環境部は、WWF（北京事務所）と協働して「中国 SDGs 指標構築及び進捗評価報告書」⁸を 2018 年に発表した。この報告書は、中国の統計データにもとづき、中国の条件に合う SDGs 指標システムを構築し、国内の持続可能な発展目標の実現を推進するためのサポート及び参考情報を提供することを目的としている。

(4) 化学物質管理を所管している部局

化学物質管理を所管している司局は、固形廃棄物および化学品司である。

(5) 予算

生態環境部の 2019 年収支予算は、1,120,184.64 万元⁹（1 元≒15.9 円）であり、そのうち固形廃棄物および化学品司の収支予算には 2,589.05 万元が充てられている。

⁸ 生態環境部、WWF（北京事務所）「中国 SDGs 指標構築及び進捗評価報告書」
<http://www.wwfchina.org/content/press/publication/2019/SDG%E5%A4%A7%E6%8A%A5%E5%91%8A%E5%85%A8%E6%96%87.pdf>

⁹ 生態環境部「2019 年予算書」
<http://www.mee.gov.cn/ywgz/kjycw/bmvisgl/201904/P020190402572751194923.pdf>

【工業情報化部】

(1) 組織名：

中華人民共和国工業情報化部（MIIT：Ministry of Industry and Information Technology of People's Republic of China）

<http://www.miit.gov.cn/>

(2) 組織図：

次ページ参照

(3) 概要

國務院に属する行政部門。2008年、第11期全人代の決議に基づき設立された。国家發展改革委員会（国家發改委）の工業部門、国家国防科学技術工業局原子力以外の業務および情報産業部郵政事業など一部を除く職務を統合した省庁である。主な職責は下記の通り。

- 新型工業化の發展戰略と政策を提案し、新型工業化の過程における問題への解決に協力する。
- 産業構造の変更とアップグレード計画を制定し、実施を推進する。
- 工業、通信業における省エネと資源综合利用、清潔生産促進政策の立案と実施手配。
- 省エネと資源综合利用、清潔生産促進計画の立案に関与する。

そのほか、WSSD2020年目標の達成に向けた取り組みの一環として、工業情報化部は2013年に「中国 GHS マニュアル」を発表した¹⁰。本マニュアルは工業情報化部及び国連訓練研究所が実施した GHS 国家能力建設プロジェクトの成果の一つであり、GHS の内容を案内し、政府、工場作業員、応急救援人員、国民に対して全面的な GHS の実施する重要性及び GHS の実施方法を理解させる旨としている。

(4) 化学物質管理を所管している部局

化学物質管理を所管する司局は、中国 RoHS の制定・改正を担当する省エネ司である。

(5) 予算

工業情報化部の2019年収支予算は3,235,733.75万元¹¹であり、そのうち、省エネ・環境保護項目の支出予算は10,109.30万元であった。

¹⁰ 工業情報下部「中国 GHS マニュアル」

<http://www.miit.gov.cn/newweb/n973401/n974339/n974341/c3567667/content.html>

¹¹ 工業情報化部「2019年予算書」<http://www.miit.gov.cn/n1146295/n1146582/c6702465/content.html>

■ 机关司局

办公厅	产业政策与法规司	规划司	财务司
科技司	运行局	企业局	节能司
安全司	原材料司	装备工业一司	装备工业二司
消费品司	军民融合推进司	电子司	信息技术发展司
通信司	信管局	网安局	无管局
国际司	人教司	机关党委（巡视工作办公室）	
离退休局	服务局		

中央纪委国家监委驻工业和信息化部纪检监察组

国防科工局 国家烟草专卖局 国家航天局 国家原子能机构

工業情報化部の組織一覧¹²

¹² 工業情報化部（2020年3月2日アクセス）

<http://www.miit.gov.cn/>

【国家発展改革委員会】

(1) 組織名：

国家発展改革委員会（NDRC：National Development and Reform Commission）

<https://www.ndrc.gov.cn/>

(2) 組織図：

次ページ参照

(3) 概要

国務院に属する行政部門。前身は1952年に成立した国家計画委員会。1998年3月の朱鎔基内閣発足時に国家発展計画委員会に改組。2003年3月、温家宝内閣発足時に現在の国家発展改革委員会に改組された。主に、経済と社会の政策の研究、経済のマクロ調整などを行う。主な職責は下記の通り。

- 持続可能な発展戦略を推進し、省エネ・排出削減に向けた総合的な調整を図る。
- 循環経済の発展、社会全体のエネルギー資源節約と総合利用に関する計画及び政策措置の制定を組織し、実施する。
- 生態建設、環境保護計画の制定に参加し、生態建設、エネルギー資源節約と総合利用に関する問題を調整する。
- 環境保護産業とクリーン産業に関する調整作業を実施する。

(4) 化学物質管理を所管している部局

化学物質管理を直接所管している司局はないが、関係する司局は、「環資司」および「産業司」である。

(5) 予算

国家発展改革委員会の2019年収支予算は122,302.35万元¹³であり、そのうち、省エネ・環境保護の支出予算は270.00万元であった。

¹³ 国家発展改革委員会「2019年予算書」
<http://zfxgk.ndrc.gov.cn/web/iteminfo.jsp?id=16135>

机关司局

- 办公厅
- 政研室
- 规划司
- 综合司
- 运行局
- 体改司
- 投资司
- 外资司
- 地区司
- 振兴司
- 开放司
- 农经司
- 基础司
- 产业司
- 高技术司
- 环资司
- 社会司
- 就业司
- 经贸司
- 财金司
- 价格司
- 法规司
- 国际司
- 人事司
- 国防司
- 评督司
- 机关党委
- 离退休局

国家发展改革委员会の組織一覧¹⁴

¹⁴ 国家发展改革委员会（2020年3月2日アクセス）

<https://www.ndrc.gov.cn/fzggw/>

【応急管理部】

(1) 組織名：

中華人民共和国応急管理部（Ministry of Emergency Management of the People's Republic of China）

<https://www.mem.gov.cn/>

(2) 組織図：

次ページ参照

(3) 概要

國務院に付属する行政部門。2018年3月、中国第十三次全国人民代表大会第一次會議で、機構改革方案が可決され、国家安全生産監督管理總局、國務院弁公庁の応急管理責任、公安部の消防管理責任などを統合し、応急管理部が新設され、国家安全生産監督管理總局が廃止された。応急管理部の主要業務は、下記の通り。

- 森林・草原における火災、洪水、干ばつ、地震、土砂災害などの防止や対応を行う
- 安全生産及び危険化学品経営への参入に関する管理
- 危険化学品安全の監督管理に関する総合業務
- 危険化学品目録の編成と国内危険化学品の登録を組織・指導する
- 安全標準化関連業務の指導と監督
- 関連業界の特別な重大事故の調査処理と応急救援に関与する。

(4) 化学物質管理を所管している部局

化学物質管理を所管している司局は、危険化学品安全監督管理司である。

(5) 予算

国家安全生産監督管理總局の2019年収支予算は453,096.72万元¹⁵、そのうち、災害防止および応急管理支出予算は328,779.53万元となった。

¹⁵ 応急管理部「2019年予算書」

<https://www.mem.gov.cn/gk/tzgg/qt/201904/P020190409658377437459.pdf>

机关司局

- 办公厅
- 教育训练司
- 火灾防治管理司
- 危险化学品安全监督管理局
- 安全生产综合协调司
- 国际合作和救援司
- 新闻宣传司
- 离退休干部局
- 应急指挥中心
- 风险监测和综合减灾司
- 防汛抗旱司
- 安全生产基础司
- 救灾和物资保障司
- 规划财务司
- 科技和信息化司
- 人事司
- 救援协调和预案管理局
- 地震和地质灾害救援司
- 安全生产执法局
- 政策法规司
- 调查评估和统计司
- 机关党委

应急管理部的組織一覧¹⁶

¹⁶ 应急管理部（2020年3月2日アクセス）

<https://www.mem.gov.cn/jg/>

2.2 化学物質一般

中国における化学物質一般に関する主な法令は以下のとおりである。

- 新規化学物質環境管理弁法
- 危険化学品安全管理条例

まずは、「新規化学物質環境管理弁法」について概説する。

【新規化学物質環境管理弁法】

「新規化学物質環境管理弁法」は、日本の「化審法」に相当するものである。2010年1月19日に改正され、2010年10月15日より施行された。これにともない、2003年9月12日に前国家環境保護総局が公布した「新規化学物質環境管理弁法」（以下、旧弁法）は、廃止された。

制定の経緯

新規化学物質の無秩序な使用防止、及び環境汚染の削減、環境リスクの抑制、環境安全と人体健康の保障などに対して重要な役割を担っているが、最近の中国経済の目覚ましい発展に伴って、この新規化学物質管理弁法は次第にその役割を十分に果たせない困難に直面するようになり、改正の必要性が増大していた。2009年12月30日に周生賢部長を議長として開催された環境保護部（現生態環境部）の部務会議にて、旧弁法の改定案が採択されたとともに、経済の急速な発展に伴い、新規化学物質の管理の強化に向けて大きな圧力が高まってきたため、改正の必要が認められた。

「新規化学物質環境管理弁法」（2010年1月公布）について、経済の急速な発展に伴い、新規化学物質の管理の中で、新たな状況及び問題（低リスク物質が許可管理される必要性が低い、「中国既存化学品目録」に記載される要求が複雑である等）が現れているため、本弁法は現在改正中であり、生態環境部は2019年7月9日に、同弁法の改正意見募集稿を公表し、2019年8月16日まで意見募集を行った。改正内容の詳細については、後述の「今後の予定」（p. 74）に纏める。

現行の法令の内容

新規化学物質環境管理弁法は2010年1月19日に改正され、2010年10月15日より施

行された。現行法では、(1)新たに「低量申告」と「化学届出申告」の類型を規定、(2)評価後に新規化学物質の管理類別にしたがって区分することを規定、(3)異なった管理類別の新規化学物質に対してリスクコントロールの分類と監督管理を実施することが盛り込まれた。

現行の新規化学物質管理弁法の主な内容については以下に記載するが、NITE(2011)¹⁷、NITE (2017) でまとめられた内容から変更はないため、より詳細について把握したい場合はそちらも参照のこと。

基本制度

同弁法に基づき、新規化学物質に対する申告登録と追跡管理制度を実施する。新規化学物質の生産者または輸入者は、生産前または輸入前に申告し、新規化学物質環境管理登録証を取得しなければならない。登録証のない新規化学物質の生産、輸入と加工使用は禁止される。登録証がない、または記録申告されていない新規化学物質は、科学研究への使用が禁止される。適用範囲と申告については以下の通り、まとめられる。

適用範囲と申告

適用範囲	中国国内で新規化学物質の研究、生産、輸入、加工と使用にかかわる業務/保税区域と輸出加工区域内の新規化学物質に関する業務
申告方法	3種類（通常申告／簡易申告／科学研究用届出）
申告者／代理人	中国国内（大陸） ¹⁸ で登録されている機関。すなわち、 <ul style="list-style-type: none"> • 中国国内の製造者または輸入者は、直接新規化学物質申告を行うことができる。 • 中国国内（大陸）に登録していない企業は、直接申告を行うことが許可されておらず、代理人を指定し、申告を行うことが必要となる。

申告が必要とされる化学物質

同弁法に基づき、下記の化学物質は申告が必要となる。

- 「中国既存化学品目録¹⁹」（以下、IECSC）に記載されていない新規化学物質
- IECSC に記載されておらず、化粧品、医薬品、農薬、獣医用医薬品、添加剤、放射性物質等の生産に用いられる原材料（成分）または中間体
- 調剤または混合物から生じ、かつ 2003 年以降（2003 年度を除く）に製造された新規

¹⁷ NITE (2011) 「平成 22 年度海外の化学物質管理制度に関する調査報告書」

¹⁸ 香港、マカオ、台湾は除く。つまり、香港、マカオ、台湾系の企業も非中国系申告者とみなされる。

¹⁹ 中国既存化学物質名録の詳細については後述する。

化学物質（例：界面活性剤、可塑剤、防腐剤、溶剤、難燃剤等）

- 固有の構造式をもたず、構成成分が変わりうる物質や複雑な反応をみせる新規化学物質
- 低懸念ポリマー、及び一つまたはそれ以上のモノマーを有する低濃度(<2% w/w)ポリマー
- 意図的に放出させるように設計された成形品に含まれる新規化学物質（例：芳香製品、インクカートリッジ、消火設備等）

一方で、申告が免除される化学物質は以下の通りである。

- 他の法規制で明確に管理されている製品（化粧品、医薬品など）
- 天然に存在する物質
- 不純物（w/w が 10%未満）
- 合金
- 単離されない中間体
- 特殊類別：ガラス類やセラミック原料など

管轄および関連機関

新規化学物質環境管理弁法は生態環境部が中心となって所管しているが、そのほかの管理主体とその業務内容は下記の通りである。

管理主体と業務内容

機関名	業務内容
生態環境部	新規化学物質環境管理弁法の策定、施行を所管し、中国では新規化学物質の環境管理を統括する責任行政機関である。
生態環境部固形廃棄物および化学品管理技術センター	新規化学物質環境管理弁法に対する日常管理、申告者から提出される書類の受理と処理等の業務を所管する生態環境部に所属する研究機関である。
評議審査委員会	新規化学物質環境管理弁法に関する書類（主に通常申告の関連書類）についての科学的な審査と評価を担当する委員会で、外部から採用した約 100 名の専門家で構成されている。そのうち、化学、化学工学、毒性学、環境科学及び化学安全評価等の分野において試験・学術機関から選出された専門家が主要メンバーで、任期は 3 年間となる。
地方当局	各管轄範囲内の監督者として、申告物質に対して追跡管理を行ない、リスク管理措置および生態環境部から発行した証書などに対して管理

	を行う地方政府の関連当局 ²⁰ である。
試験機関	生態環境部固形廃棄物および化学品管理技術センターのウェブサイトにて、優良試験所基準（GLP）への適合に関する自己宣言を行った試験機関。 試験機関は下記の URL にて調べることができる。 http://www.mepssc.cn/ggzc/bszn/cssysgl/

新規化学物質申告登録ガイドライン

2010年1月19日に公布された中国「新規化学物質環境管理弁法」だが、その施行に先立つ2010年9月16日には、法令対応のための具体的な事項を説明する以下の6つの文書が公表された。現行の規制内容はNITE(2010)、NITE(2017)でまとめられた内容から変更はないため、より詳細について把握したい場合はそちらも参照のこと。

本ガイドラインは現在改正中であり、その改正案が、2016年3月8日に世界貿易機関(WTO)のサイトにて公表された。改正内容の詳細については、後述の「今後の予定」(p.75)に纏める。

文書および内容

No.	文書名	内容
1	新規化学物質申告登録ガイドライン	申告の手順及び申告の類別を中心に、適用範囲、申告の類型及び形式、申告登録手順、申告資料要求、ポリマー特別規定及び申告登録後の監督管理など6分野について、管理範囲、申告報告の具体的内容、申告形式、申告データ要求及び登録後の管理内容などについて説明。
2	新規化学物質監督管理検査規範	政府生態環境行政主管部門が新規化学物質に対する監督管理行為を規範化するための規定で、政府部門の職責、管理内容、管理手順などを明記。
3	新規化学物質通常申告表及び記載事項説明	新規化学物質の通常申告の書式を規定。
4	新規化学物質簡易申告表及び記載事項説明	新規化学物質の簡易申告の書式を規定。
5	新規化学物質科学研究記録表及び記載事項説明	新規化学物質の科学研究記録の書式を規定。
6	新規化学物質初回活動状況報告表及び記載事項説明	新規化学物質の初回活動状況報告の書式を規定。初回活動の類型によって輸入用と生産用の二つの書式からなる。

上記の6つの文書のなかで最も重要なものが、1番目の「新規化学物質申告登録ガイドライン」である。

²⁰ 北京市環境保護局、広東省環境保護庁など。

法令名	新規化学物質申告登録ガイドライン
URL	http://www.mee.gov.cn/gkml/hbb/bgt/201009/t20100921_194878.htm
目的	新規化学物質の申告者に対して、申告登録のための具体的な手順や要求事項を通知するため。
所轄官庁	生態環境部
規制対象物質	<p>新規化学物質：</p> <p>「中国既存化学品目録」に記載されていない全ての化学物質を新規化学物質とする。</p> <p>免除規定：</p> <p>(1) 既存のその他の法律および規則で管理する製品 医薬品、農薬、家畜用医薬品、化粧品、食品、食品添加剤、飼料及び飼料添加剤、放射性物質、軍需製品、火工製品及びタバコ等。</p> <p>(2) 自然界に存在する物質</p> <p>(3) 非営利目的或いは意図しない生産に類別されるもの</p> <p>(4) その他の特殊類別（材料類、合金類、非分離中間体、物品）</p>
規制内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新規化学物質申告の適用範囲 2. 新規化学物質申告の類型及び形式 3. 新規化学物質申告登録の手順 4. 新規化学物質申告資料要求 5. ポリマーに関する特別規定 6. 新規化学物質申告登録後の監督管理

その後、旧環境保護部は2017年8月31日、2017年第42号「新化学物質申告登録ガイドライン」データ要求の改正に関する公告を公布し、「新化学物質申告登録ガイドライン」に規定された毒性学、生態毒性学の常規申告に関する最低データ要求及び理化学特性、毒性学と生態毒性学データの免除条件を改正した。

2017年10月15日より施行されたこの改正は、最低データの要求が大幅に簡略化され、その一方で、データ免除条件についての説明が増加し細分化された。詳細については、次の5つ文書²¹で明確にした。

- ・毒性学常規申告における最低データ要求
- ・生態毒性学常規申告における最低データ要求
- ・理化学特性常規申告におけるデータ免除条件

²¹ 生態環境部 公告「新化学物質申告登録ガイドライン」
http://www.mee.gov.cn/gkml/hbb/bgg/201709/t20170905_420903.htm

- ・ 毒性学常規申告におけるデータの免除条件
- ・ 生態毒性学の常規申告におけるデータの免除条件

【中国既存化学品目録（2013年版）】

IECSC は、元環境保護部公告 2013 年第 1 号の形で 2013 年 1 月 14 日に公表されており、1992 年 1 月 1 日から 2003 年 10 月 15 日までの期間に、商業目的のために既に中国国内で生産・加工・販売・使用、或いは国外から輸入した化学物質が収載されている。同目録に収載されていない全ての化学物質は新規化学物質とみなされ、生産あるいは輸入する前に、「新規化学物質環境管理弁法」に従って新規化学物質の申告をしなければならない。

2013 年目録の内容は以下の通り。

法令名	中国既存化学品目録（2013年版）（環境保護部公告 2013 年第 1 号）
URL	http://www.mee.gov.cn/gkml/hbb/bgg/201301/t20130131_245810.htm
所轄官庁	生態環境部
規制内容	中国現有化学物質として 4 万 5612 種の物質を収載。中国語名称および英文名称に加え、分子式、CAS 番号あるいはシリアル番号の情報が掲載されている物質が 4 万 2342 種あり、データ保護（企業秘密情報）のもとに収載された物質は 3270 種ある。これら 3270 種については分子式および CAS 番号は記載されていない。

その後、4 回の公告で中国既存化学品目録に計 122 物質が増補された。具体的に増補された物質については下表に記載の URL にて確認すること。増補された物質に関しては、申告人は登録証に記載されているトン数の制限を受けなくなる。またこれらの申告人以外の企業も中国国内において取り扱い可能となった。

ただし、増補された物質の中の重点環境管理危険類物質については、増補公告によりそれらの使用用途が明確に制限された。「新規化学物質申告登録ガイドライン」に基づき、重点環境管理危険類物質を許可された用途以外に使う場合は、生態環境部固形廃棄物および化学品技術管理センターに登録用途の変更申告を行わなければならない。生態環境部が該当物質の用途増補を公表した後、生産活動を開始することができる。

増補公告日	増補物質数	増補公告 URL
2016 年 3 月 10 日	31 種類、うち 9 種類は重点環境管理危険類物質	http://www.zhb.gov.cn/gkml/hbb/bg/201603/t20160315_332884.htm

2018年11月22日	45種類	http://www.mee.gov.cn/xxgk2018/xxgk/xxgk01/201811/t20181130_676779.html
2019年1月14日	28種類	http://www.mee.gov.cn/xxgk2018/xxgk/xxgk01/201901/t20190117_689881.html
2020年1月3日	18種類	http://www.mee.gov.cn/xxgk2018/xxgk/xxgk01/202001/t20200113_758915.html

また、生態環境部は2019年6月21日、「『中国既存化学品目録』の増補・整備業務に関する通知」を発表した。上述の物質増補とは異なり、今回の増補対象範囲は、2003年10月15日以前に中国国内で合法的に生産あるいは輸入され、かつ「既存化学品目録」に登録されていない化学物質と定めている。

化学物質の生産、輸入、使用に従事するすべての企業、関連業界協会およびその他の関連機関は2019年9月30日までに、主管部門に申請書および関連証明書を含む申請書類を提出しなければならない。証明書には、化学物質の販売記録（伝票など）、輸出入通関書類、業界統計資料、化工年鑑²²、管理部門発行の文書、公開出版物、その他当該化学物質が2003年10月15日以前に中国国内で合法的に生産あるいは輸入されたことを証明する書類が含まれる。

生態環境部は申請書類に対して審査を行い、規定要件を満たすと認められた申請については、その公示を実施する。公示に対して異議などがなかった申請に対しては、公告を公表し関連化学物質を「既存化学品目録」に追加する。

企業は今回の通知に基づき、化学物質を「既存化学品目録」に追加することができれば、新規化学物質登録に要する時間と膨大な費用を節約することができる。

2020年2月時点で、今回の増補業務で追加された物質一覧は公表されていない。

中国では、化学品の管理が上述の「中国既存化学品目録」で行われる。目録に登録されていない化学物質は新規化学物質と見做され、管理される。しかし、現在、中国国内で生産、使用あるいは輸入するすべての化学物質のリスク評価および管理に特化した法令がない。そのため、中国生態環境部は2019年1月8日、「化学物質環境リスク評価および管理制御

²² 化学工業業界が年度ごとに出版する統計データや業界分析の文献資料

条例（意見募集稿）」を公表した。その後、募集された意見を踏まえて本条例を修正し、2019年9月2日、WTOに通報稿を提出した。本条例の詳細は次の通りである。

【化学物質環境リスク評価および管理制御条例（通報稿）】²³

法令名	化学物質環境リスク評価および管理制御条例（通報稿）
URL	https://web.wtocenter.org.tw/Page.aspx?nid=13317&pid=328887
目的	化学物質リスク評価制度を行うための基本情報報告、環境リスク診断、化学物質賦存状況調査モニタリング、化学物質危害識別と曝露評価、環境リスク評価報告書作成などの内容を定める。
所轄官庁	生態環境部
規制対象物質	新規化学物質
規制内容	<p>・ 現行の化学物質リスク評価制度について</p> <p>「通報稿」はその基本情報報告、環境リスク診断、化学物質賦存状況調査モニタリング、化学物質危害識別と曝露評価、環境リスク評価報告書作成などの内容を規定しているほか、企業と主管部門の主体责任を明らかにした。化学物質の生産、加工、使用および輸出入の過程で生じた損害に対し、企業は法的責任を負う。関連の罰則も明記されている。</p> <p>企業は生産・加工および輸入した化学物質の基本情報を主管部門に3年ごとに報告し、生態環境部と衛生健康主管部門が化学物質リスク優先評価計画を策定し、定期的に化学物質の賦存状況を調査することなども義務付けられるようになる。</p> <p>・ リスクコントロール管理について</p> <p>リスクコントロール措置は目録管理を中心として展開する。すなわち、化学物質リスク評価の結果により、生態環境及び人の健康を脅かすリスクがあり、リスクコントロールが必要とされる化学物質は主管部門により「優先環境管理化学物質目録」に登録される。</p> <p>それに対し、優先管理対象の化学物質を生産、加工、利用および輸入する企業は毎年、前年度優先環境管理化学物質の状況報告書を主管部門が設立した化学物質情報公開プラットフォームにアップロードすべきであるとされて</p>

²³ 化学物質環境リスク評価および管理制御条例（通報稿）
<https://web.wtocenter.org.tw/Page.aspx?nid=13317&pid=328887>

法令名	化学物質環境リスク評価および管理制御条例（通報稿）
	<p>いる。それと同時に、主管部門は目録に登録される化学物質に対し、排出制限あるいは使用禁止・制限などのコントロール措置をとることとなる。</p> <p>・新規化学物質の判断基準や管理方法について</p> <p>「中国既存化学品目録」に登録されていない化学物質は新規化学物質と見做される。</p> <p>新規化学物質に対しては、「登録勧め」「登録必須」「届出」という3つの種類に分け、登録管理を行う。企業は新規化学物質を生産あるいは輸入する前に、登録あるいは届出を行うべきである。そのうち、研究用あるいは参照標準として使用され、生産量あるいは輸入量が10kg/年以下の新規化学物質の登録と届出は免除される。</p>

運用状況

新規化学物質の申請および登録状況については、生態環境部が都度、公示として発表している。この公示には、受理番号、化学物質の中国語名称、申請人（企業）、申請種別、管理種別が公開される（例えば、2020年1月13日に公開されたものを以下に示す）。

新規化学物質の申告状況の公示²⁴

2019年第15批新化学物质环境管理登记证简易申报基本情形批准情况表

序号	中文名称	申报人	申报种类
1.	9,9'-二(芳基-3-基)-9H,9'H-3,3'-联吡唑	DOW CHEMICAL OLED LTD.	年生产量或进口量不满1吨
2.	芳香基取代硫的2-三氟烷基苯磺酸盐	ROHM AND HAAS ELECTRONIC MATERIALS SINGAPORE PTE. LTD.	年生产量或进口量不满1吨
3.	三取代基硫的2-(金刚烷基-1-巯基氧)-1,1-二氟乙磺酸盐	ROHM AND HAAS ELECTRONIC MATERIALS SINGAPORE PTE. LTD.	年生产量或进口量不满1吨

このほか、前回の調査²⁵と同様に、新規化学物質管理の実情として、ヒアリング結果では化学物質の試験データに関する要望、すなわち、海外試験機関で得られた試験データの認定、試験データの相互認証を求める意見があった。

²⁴ 生態環境部「新規化学物質の申告状況の公示」

http://trhj.mep.gov.cn/hxphjgl/xhxwz/201702/t20170210_395645.shtml

²⁵ NITE（2017）「平成28年度海外の化学物質管理制度に関する調査報告書」

今後の予定

【新規化学物質環境管理弁法】

上述の「新規化学物質環境管理弁法」は現在改正中であり、生態環境部は2019年7月9日に、同弁法の改正意見募集稿を発表し、2019年8月16日まで意見募集を行った。現行法に比べて、改正版の申請要求は緩和されている。

項目	現行法	改正案
研究を目的とするかつ毎年の生産量または輸入量が100キロ未満である場合	申告必要	本弁法対象外
簡易申告の場合、すなわち、毎年生産量もしくは輸入量が1トン未満である、または低懸念ポリマーに属する場合	申告必要 試験の実施必要(企業が完全な申告書類を提出しても)	申告必要 試験の実施不要(企業が完全な申告書類を提出したならば)
通常申告の中及び低レベルの場合は、すなわち毎年の生産量または輸入量が1~10トンの場合	通常申告	簡易申告 環境危害性に関する複数項目の試験データまたは資料の提出のみ
毎回の業務報告 5年ごとの業務報告	必要	不要
最初の業務の報告	必要	必要
年度報告	必要	年度報告の提出は登録書に明記されている場合のみ

今回の改正案では、登録の標準を細分化している。

- **通常申告：**

登録が許可される基準は、適切なリスク管理措置を講じており、不合理なリスクを生じさせないことである。高い危険性を有する新規化学物質(中国語: 高危害新化学物質)に対して、通常申告の必要がある。

- **簡易申告：**

登録が許可される基準は、残留性、生物蓄積性及び毒性を同時に有することが発見されないこと、かつ蓄積環境リスクが発見されないことである。

企業が新規化学物質の環境リスクを管理する主体责任が強化されている。

【新規化学物質申告登録ガイドライン】

「新規化学物質申告登録ガイドライン」の改正案が、2016年3月8日に世界貿易機関(WTO)のサイトにて公表された²⁶。本改正案は2015年6月に公表された意見募集稿に基づき修正が施されたものである。2016年内に公布される予定であったが、2020年2月時点では、まだ公布されていない。

同ガイドラインの改正に向けたこれまでの経緯および具体的な方針はNITE(2010)、NITE(2017)でまとめられた内容から変更はないため、詳細について把握したい場合はそちらも参照のこと。

同ガイドラインの改正案はまだ公布されていないが、生態環境部(旧環境保護部)は2017年8月31日、ガイドラインに規定されている毒性学、生態毒性学の常規申告(※量等級に応じた通常届出)に関する最低限のデータ要求及び理化学特性、毒性学と生態毒性学データの免除条件を改正した。改正されたデータ要件は2017年10月15日から施行された。

同改正案は、主に「新規化学物質申告登録ガイドライン」の第四部に焦点を合わせ、毒性学常規申告における最低限のデータ要求、生態毒性学常規申告における最低限のデータ要求、理化学特性常規申告におけるデータ免除条件、毒性学常規申告におけるデータの免除条件および生態毒性学の常規申告におけるデータの免除条件という内容を含むものである。

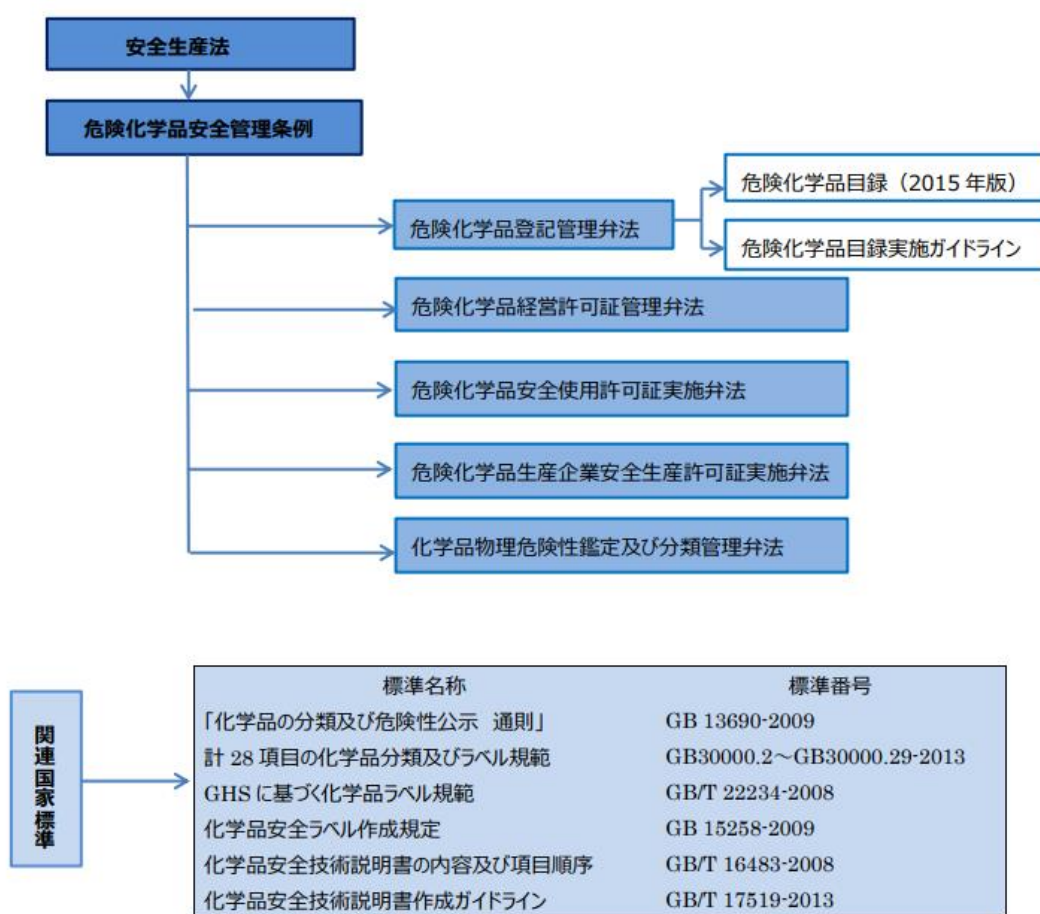
現行のガイドラインと比べ、最低限のデータ要求が大幅に簡略化され、その一方で、データ免除条件についての説明が増加し細分化された。

次頁からは、「危険化学品安全管理条例」について概説する。

²⁶ WTO 通報稿 新規化学物質申告登録ガイドラインの改正案
https://members.wto.org/crmattachments/2016/TBT/CHN/16_0956_00_x.pdf

【危険化学品安全管理条例】

中国において、危険化学品管理に関する法律は「安全生産法」および「輸出入商品検査法」であるが、実際には条例である「危険化学品安全管理条例」が危険化学品の製造、輸入、販売、貯蔵、運送および使用などを規制しており、危険化学品を管理するための重要な上位法として認識されている。この条例に基づき、「危険化学品登記管理弁法」、「化学品物理危険性鑑定と分類管理弁法」、「危険化学品経営許可証管理弁法」などの弁法、「危険化学品目録」および関連国家標準（GB）が多数制定されている。その法体系は以下の通りである。



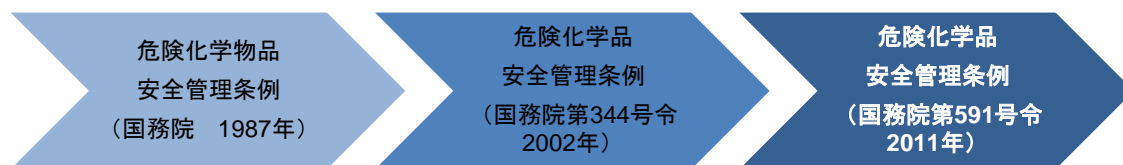
中国危険化学品管理の法体系²⁷

制定の経緯

危険化学品安全管理条例は 1987 年に初めて公布された後、2002 年に改正された。その

²⁷ エンヴィックス作成

後さらに改正したものが現行の条例であり、2011年3月2日に公布され、2011年12月1日より施行されている。



危険化学品管理条例の策定経緯²⁸

危険化学品安全管理条例は、2002年公布時の全74条から、2011年公布時では全102条と大幅に条項が追加された。2002年時と比較した場合、主な改正内容は以下の7点である。

1. 政府各主管部門の職責が一層明確化された。そのうち、安全生産監督管理部門は危険化学品安全監督管理の総合業務の責任を負う。生態環境部は危険化学品の環境危害鑑定及び環境リスク評価の推進、重点環境管理の対象となる危険化学品の確定、危険化学品および新規化学物質の環境管理登録業務などを担当する。工業情報化部は危険化学品の生産や貯蔵に係わる産業界の計画や指導に責任を負う。
2. 危険化学品の定義について重要な調整が行われた。特に当該条例の第3条は、GB 13690-2009「化学品分類および危険性公示通則」に基づいていると判断される、すなわち、GHSを根拠としている。危険化学品の具体的な範囲に関しては「危険化学品目録」の形で別途に公布される。
3. 危険化学品登録と鑑定の関連規定が完備され、危険化学品環境管理の登録、および危険化学品の物理的危険性、環境面への危険性、毒物特性の鑑定、について関連規定を補完した。
4. 危険化学品安全使用許可制度を確立した。危険化学品安全使用許可証の発給範囲は危険化学品を使用する生産に従事し、かつ使用量が規定する数量に達する化工企業に限られ、具体的な使用量の基準は安全監督管理部門が関連部門と共同で制定する。
5. 現行その他の法規制の中に当該危険化学品安全管理関連の規定を取入れ融合させ、特に大幅に危険化学品運送安全管理に関する規定内容を充実させた。
6. 社会管理および公共安全と密接に関係する劇毒化学品、易制毒、爆発性危険化学品に関

²⁸ エンヴィックス作成

する特別な管理要求を明確にした。

7. 危険化学品の生産経営の違法行為に対し、行政処罰を強化した。処罰を実施する部門についてさらに明確な規定を設けた。

現行の法令の内容

現在の危険化学品安全管理条例の内容は以下の通りである。

法令名	危険化学品安全管理条例（国務院令第 591 号）
URL	http://www.gov.cn/flfg/2011-03/11/content_1822902.htm
所轄官庁	国務院
規制対象物質	<p>危険化学品（第 3 条）：</p> <p>有毒性、腐食性、爆発性、可燃性、助燃性等の性質を持ち、かつ、人体、施設及び環境に危害を加える劇毒化学品及び他の化学品を指す。危険化学品目録は、国務院の安全生産監督管理部門より、国務院の工業情報化、公安、環境保護、衛生、質量監督検閲検疫、交通運輸、鉄道、民用航空、農業主管部門との協働によって、化学品の危険特性の鑑別及び分類に関する標準に基づき、確定、公布され、及び適時調整される。</p>
規制内容	<p>適用範囲（第 2 条）：</p> <p>危険化学品の生産、貯蔵、使用、経営または運輸の安全管理には、当条例を適用する。廃棄危険化学品の処置については、環境保護に関する法律、行政法規及び国家の関連規定に従って執行する。</p> <p>危険化学品の安全管理（第 4 条）：</p> <p>危険化学品の安全管理は、安全第一、予防重視及び総合的管理の方針を堅持し、企業の社会的責任を強化し、責任の履行を確保すべきである。</p> <p>危険化学品の生産、貯蔵、使用、経営または運輸をする部門（以下、「危険化学品部門」）の主要責任者は、当該部門の危険化学品の安全管理に対し、全面的に責任を負う。</p> <p>危険化学品部門は、法律及び行政法規の規定並びに国家標準及び業界標準で定められた安全条件を有し、安全管理の規定制度及び職場安全責任制度を創設し、完備し、従業員に対して安全教育、法に関する教育及び職場技術トレーニングを実施すべきである。従業員は職場に就く前、教育とトレーニングを受け、考査に合格しなければならない；資格が要求されるポストは、</p>

法令名	危険化学品安全管理条例（国务院令第 591 号）
	<p>それ相応の資格を取得した人に務めさせるべきである。</p> <p>危険化学品の建設事業に対する安全条件の審査（第 12 条）：</p> <p>危険化学品の生産、貯蔵建設事業（以下、「建設事業」）の新設、改造または増設については、安全生産監督管理部門が安全条件の審査を実施すべきである。</p> <p>建設部門は、建設事業に対して安全条件の論証を行い、国家に規定された資質条件を備えている機構に建設事業の安全評価を委託し、併せて安全条件の論証及び安全評価の状況を建設事業の所在地の区が設置されている市級以上の人民政府安全生産監督管理部門に報告すべきである；安全生産監督管理部門は報告を受けてから 45 日以内に審査決定を下し、書面によって建設部門に通知しなければならない。具体的な方法は、国务院安全生産監督管理部門によって策定される。</p> <p>危険化学品が貯蔵され、積み下ろされる港口の建設事業の新設、改造または増設については、港口の行政管理部門が国务院交通運輸主管部門の規定に従い、安全条件の審査を行う。</p> <p>危険化学品パイプラインに対する標識および定期検査（第 13 条）：</p> <p>危険化学品の生産、貯蔵部門は、敷設した危険化学品パイプラインに対し、顕著な標識を施し、定期的な検査及び点検を行うべきである。</p> <p>危険化学品パイプラインの安全を脅かす工事作業を行う場合において、施工部門は、工事開始の 7 日前に書面によってパイプラインの所属部門に通知し、パイプラインの所属部門と共同で緊急対策案を策定し、適切な安全防護措置を講じなければならない。パイプラインの所属部門は、パイプラインの安全保護指導の実施をするため、専門家を現場に派遣すべきである。</p> <p>危険化学品安全生産許可証の取得（第 14 条）：</p> <p>危険化学品の生産企業は、生産開始前に、「安全生産許可証条例」の規定に従い、危険化学品安全生産許可証を取得しなければならない。</p> <p>国家の生産許可証制度の実施対象となる工業製品目録に記載されている危険化学品の生産企業は、「工業製品生産許可証管理条例」の規定に従い、工業製品生産許可証を取得しなければならない。</p> <p>危険化学品安全生産許可証及び工業製品生産許可証の発行部門は、許可証の発行状況を同級の工業情報化主管部門、環境保護主管部門及び公安機関に速やかに報告すべきである。</p>

法令名	危険化学品安全管理条例（国務院令第 591 号）
	<p>化学品安全技术説明書、安全ラベルの貼付（第 15 条）：</p> <p>危険化学品の生産企業は、自ら生産した危険化学品と一致する化学品安全技术説明書を提供し、危険化学品の包装（外装を含む）に包装内の危険化学品と一致する化学品安全ラベルを貼り付け、または結びつけなければならない。化学品安全技术説明書及び化学品安全ラベルに記載された内容は、国家標準の要求を満たさなければならない。</p> <p>危険化学品の生産企業は自ら生産した危険化学品から新たな危険特性を発見した場合において、直ちに公告し、速やかにその化学品安全技术説明書及び化学品安全ラベルを修正しなければならない。</p> <p>危険化学品の生産装置または貯蔵量が重大危険源となる危険化学品の貯蔵施設と指定の場所・施設・区域との距離（第 19 条）：</p> <p>危険化学品の生産装置または貯蔵量が重大危険源となる危険化学品の貯蔵施設（運輸道具のガソリンスタント及びガス充填所は除外する）と、次に掲げる場所、施設、区域との距離は、関連の国家规定に符合しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 住宅地、商業センター、公園等の人口密集地域； 2. 学校、病院、映画館、劇場、運動場（体育館）等の公共施設； 3. 飲料水源、浄水場及び水源保護区； 4. 駅、埠頭（法に従って許可を得た危険化学品の積み卸し作業は除外する）、空港及び通信幹線、通信要所、幹線鉄道、幹線道路、水路交通幹線、地下鉄の換気口及び出入口； 5. 基本農地保護区、基本草原、家畜の遺伝資源保護区、大規模化の家畜養殖場（養殖小区）、漁業水域及び種子、種畜、稚魚の生産基地； 6. 河川、湖、景勝地、自然保護区； 7. 軍事関係の立入禁止区域、軍事管理区域； 8. 法律、行政法規に規定されている他の場所、施設、区域。 <p>建設済みの危険化学品の生産装置または貯蔵量が重大危険源となる危険化学品の貯蔵施設が前項の規定を満たさない場合には、所在地の区が設置されている市級人民政府の安全生産監督管理部門は関係部門と共同で、所属部門が指定期間内に整備することを監督する；生産変更、生産中止、移転、閉鎖の必要がある場合には、本級の人民政府より決定され、実施される。</p> <p>貯蔵量が重大危険源となる危険化学品の貯蔵施設の建設場所の選定は、地震を引き起こす活断層及び洪水及び地質災害が多発する地域を避けるべきで</p>

法令名	危険化学品安全管理条例（国務院令第 591 号）
	<p>ある。</p> <p>本条例に称される重大危険源とは、危険化学品の生産、貯蔵、使用または運輸の過程で、危険化学品の量が臨界量に達しまたは超える（場所及び施設を包含する。）ことを指す。</p> <p>生産及び貯蔵の安全（第 20 条）：</p> <p>危険化学品の生産、貯蔵部門は、その生産、貯蔵した危険化学品の種類及び危険特性によって、作業現場で監視、制御、通風、日差し防止、温度調節、防火、消火、防爆、放圧、防毒、中和、湿気防止、防雷、防静電、防腐、漏出防止及び防護壁または隔離操作等の相応な安全施設及び設備を設置し、併せて国家標準若しくは業界標準或は関連の国家规定に照らして、安全施設及び設備に対して日常的なメンテナンス、手入れを行い、安全施設及び設備の正常な機能を保証しなければならない。</p> <p>危険化学品の生産、貯蔵部門は、作業場所及び安全施設、設備に顕著な安全警告用標識を施さなければならない。</p> <p>作業場所での通信装置及び警報装置の設置（第 21 条）：</p> <p>危険化学品の生産、貯蔵部門は、作業場所で通信装置及び警報装置を設置し、併せて稼動状態であることを保証する。</p> <p>安全生産条件に対する安全評価（第 22 条）：</p> <p>危険化学品の生産、貯蔵企業は、同企業の安全生産条件に対して 3 年毎に安全評価を行い、安全評価の報告を提出することを、国家が規定した資質及び条件を備えている機構に委託すべきである。安全評価報告の内容は、安全生産条件に存在する問題に対する改正方案を包含する。</p> <p>危険化学品の生産、貯蔵企業は、安全評価報告及び改正方案の実施状況を所在地の県級人民政府の安全生産監督管理部門に報告し、登録しなければならない。港口区域内に危険化学品を貯蔵する企業は、安全評価報告及び改正方案の実施状況を港口の行政管理部門に報告し、登録しなければならない。</p> <p>劇毒化学品または易制爆危険化学品を生産、貯蔵する際の措置（第 23 条）：</p> <p>劇毒化学品または国務院公安部門が規定した爆発物の製造に利用可能となる危険化学品（以下、「易制爆危険化学品」と略称する）を生産、貯蔵する部門は、生産、貯蔵した劇毒化学品または易制爆危険化学品の数量、行き先について如実に記録し、併せて必要な安全防護措置を講じ、劇毒化学品または</p>

法令名	危険化学品安全管理条例（国務院令第 591 号）
	<p>易制爆危険化学品の紛失または盗難を防止しなければならない；劇毒化学品または易制爆危険化学品の紛失または盗難を発見した場合には、直ちに現地の公安機関に通報しなければならない。</p> <p>劇毒化学品または易制爆危険化学品の生産、貯蔵部門は、治安警備機構を設置し、常勤治安警備員を配置すべきである。</p> <p>危険化学品の貯蔵（第 24 条）：</p> <p>危険化学品は専用倉庫、専用場所または専用貯蔵室（以下、総称して「専用倉庫」という）に貯蔵し、専任担当者によって管理されなければならない；劇毒化学品または貯蔵量が重大危険源となる他の危険化学品について、専用倉庫に単独で保管し、二人の担当者による入出庫の保管制度を実施しなければならない。</p> <p>危険化学品の貯蔵方式、方法及び貯蔵量は、国家標準或は国家の関連規定を満たさなければならない。</p> <p>危険化学品の貯蔵（第 25 条）：</p> <p>危険化学品の貯蔵部門は、危険化学品の入出庫査照、登録制度を確立すべきである。</p> <p>劇毒化学品または貯蔵量が重大危険源となる他の危険化学品について、貯蔵部門は、貯蔵数量、貯蔵場所及び管理員の状況を、所在地の県級人民政府の安全生産監督管理部門（港口区域内に貯蔵する場合は港口の行政管理部門）及び公安機関に報告し、登録しなければならない。</p> <p>危険化学品の貯蔵（第 26 条）：</p> <p>危険化学品の専用倉庫は、国家標準または業界標準の要求を満たすものとし、併せて顕著な標識を施さなければならない。劇毒化学品または易制爆危険化学品を貯蔵する専用倉庫では、国家の関連規定に従い、相応な技術的防備施設を設置しなければならない。</p> <p>危険化学品の貯蔵部門は、危険化学品の専用倉庫の安全施設及び設備に対し、定期的に点検し、検査すべきである。</p> <p>危険化学品の生産、貯蔵部門が生産変更、生産中止、閉鎖または解散した場合の措置（第 27 条）：</p> <p>危険化学品の生産、貯蔵部門は生産変更、生産中止、閉鎖または解散した場合、有効な措置を講じ、速やかかつ適切に危険化学品の生産装置、貯蔵施</p>

法令名	危険化学品安全管理条例（国务院令第 591 号）
	<p>設及び在庫危険化学品を処分すべきであり、危険化学品を遺棄してはならない；処分案は、所在地の県級人民政府の安全生産監督管理部門、工業情報化主管部門、環境保護主管部門及び公安機関に報告し、登録しなければならない。安全生産監督管理部門は、環境保護主管部門及び公安機関と協働し、処分状況を監督し、検査し、規定違反の処分を発見した場合、直ちに処分するよう命じなければならない。</p> <p>使用安全（第 32 条）：</p> <p>本条例の第十六条の重点環境管理の実施対象となる危険化学品の生産企業に関する規定は、重点環境管理の実施対象となる危険化学品を使用して生産を行う企業に適用される；第二十条、第二十一条、第二十三条第一項、第二十七条の危険化学品の生産、貯蔵部門に関する規定は、危険化学品の使用部門に適用される；第二十二条の危険化学品の生産、貯蔵企業に関する規定は、危険化学品を使用して生産を行う企業に適用される。</p> <p>危険化学品の経営に対する許可制度（第 33 条）：</p> <p>国家は危険化学品の経営（倉庫管理を包含する、以下同様）に対し、許可制度を実施する。許可がない限り、すべての部門及び個人は危険化学品を経営してはいけない。</p> <p>法に従って設立された危険化学品の生産企業は、工場区域の範囲内で同企業が生産した危険化学品を販売する場合、危険化学品の経営許可を取得する必要がない。</p> <p>「港口法」の規定により、港口経営許可証を取得した港口経営人は、港口区域内で危険化学品の倉庫経営をする場合、危険化学品の経営許可を取得する必要がない。</p> <p>経営の安全（第 34 条）：</p> <p>危険化学品の経営を営む企業は、次に掲げる条件を備えなければならない：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国家標準及び業界標準を満たす経営場所を有していること。危険化学品を貯蔵する場合、国家標準及び業界標準を満たす貯蔵施設も有していること； 2. 従事員は皆専門的な技術トレーニングを受け、考査に合格したこと； 3. 健全な安全管理規則制度を有していること； 4. 常勤の安全管理員を有していること； 5. 国家の規定を満たす危険化学品事故に関する緊急対策案及び必要な

法令名	危険化学品安全管理条例（国務院令第 591 号）
	<p data-bbox="491 322 991 356">応急救援器材や設備を有していること；</p> <p data-bbox="435 371 983 405">6. 法律、法規に規定されている他の条件。</p> <p data-bbox="392 465 711 499">経営の安全（第 35 条）：</p> <p data-bbox="392 515 1355 1070">劇毒化学品または易制爆危険化学品の経営に従事する企業は、所在地の区が設置されている市級人民政府の安全生産監督管理部門に申請を提出し、他の危険化学品の経営に従事する企業は、所在地の県級人民政府の安全生産監督管理部門に申請を提出すべきである（貯蔵施設を有する場合、所在地の区が設置されている市級人民政府の安全生産監督管理部門に申請を提出すべきである）。申請者は本条例の第三十四条の規定条件を満たす証明資料の提出が要求される。区が設置されている市級人民政府の安全生産監督管理部門或は県級人民政府の安全生産監督管理部門は、法に従って審査をし、併せて申請人の経営場所及び貯蔵施設に対して現場審査を行い、証明資料を受けてから 30 日以内に許可または不許可の決定を下す。許可された場合には、危険化学品経営許可証を発行する；許可されない場合には、書面によって申請人に通知し、理由を説明すべきである。</p> <p data-bbox="392 1086 1355 1216">区が設置されている市級人民政府の安全生産監督管理部門及び県級人民政府の安全生産監督管理部門は、危険化学品経営許可証の発行状況を、速やかに同級の環境保護主管部門及び公安機関に通報する。</p> <p data-bbox="392 1232 1355 1451">申請人は、危険化学品経営許可証をもって工商行政管理部門で登録の手続きを完了させた後、初めて危険化学品の経営活動を行うことができる。法律、行政法規または国務院にて、危険化学品の経営に他の関係部門の認可が必要であることが規定されている場合において、申請人は工商行政管理部門で登録の手続きを行う際、さらに相応な許可証明を所持しなければならない。</p> <p data-bbox="392 1512 711 1545">経営の安全（第 37 条）：</p> <p data-bbox="392 1561 1355 1691">危険化学品の経営企業は、許可を得ていないにもかかわらず、危険化学品の生産、経営活動を行う企業からの危険化学品の購入、及び化学品安全技術説明書または化学品安全ラベルのない危険化学品の経営をしてはならない。</p> <p data-bbox="392 1751 711 1785">経営の安全（第 38 条）：</p> <p data-bbox="392 1800 1355 1977">法に従って危険化学品安全生産許可証、危険化学品安全使用許可証、危険化学品経営許可証を取得した企業は、相応な許可証書をもって劇毒化学品または易制爆危険化学品を購入する。民用爆発物の生産企業は、民用爆発物生産許可証をもって易制爆危険化学品を購入する。</p>

法令名	危険化学品安全管理条例（国務院令第 591 号）
	<p>前項の規定以外の部門は劇毒化学品を購入する場合、所在地の県級人民政府の公安機関に劇毒化学品購入許可証を申請しなければならない；易制爆危険化学品を購入する場合、同部門の作成した合法的な用途についての説明を所持しなければならない。</p> <p>個人は劇毒化学品（劇毒化学品に属する農薬は除外する）または易制爆危険化学品を購入してはならない。</p> <p>劇毒化学品購入許可証の申請（第 39 条）：</p> <p>劇毒化学品購入許可証の申請について、申請人は所在地の県級人民政府の公安機関に、次に掲げる資料を提出すべきである：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 営業免許或は法人証明書（登録証明書）の複写； 2. 購入する予定の劇毒化学品の品種及び数量に関する説明； 3. 劇毒化学品の購入用途に関する説明； 4. 購入担当者の本人確認書類。 <p>県級人民政府の公安機関は、前項に規定する資料を受けてから 3 日以内に許可または不許可の決定を下す。許可された場合には、劇毒化学品購入許可証を発行する；許可されない場合には、書面によって申請人に通知し、理由を説明する。</p> <p>劇毒化学品購入許可証管理方法は、国務院公安部門によって策定される。</p> <p>劇毒化学品または易制爆危険化学品を販売する場合の措置（第 41 条）：</p> <p>危険化学品の生産企業、経営企業は劇毒化学品または易制爆危険化学品を販売する時、購入部門の名称、住所並びに購入担当者の姓名、身分証明書番号及び購入される劇毒化学品または易制爆危険化学品の品種、数量及び用途を如実に記録すべきである。販売記録、購入担当者の身分証明書の複写及び許可証の複写或は証明文書の保存期間は最低 1 年とする。</p> <p>劇毒化学品または易制爆危険化学品の販売企業または購入部門は、販売または購入をしてから 5 日以内に、販売または購入をした劇毒化学品または易制爆危険化学品の品種、数量及び行き先に関する情報を、所在地の県級人民政府の公安機関に報告し、登録するほか、コンピューターシステムに入力しなければならない。</p> <p>劇毒化学品または易制爆危険化学品を使用する場合の措置（第 42 条）：</p> <p>劇毒化学品または易制爆危険化学品を使用する部門は、購入した劇毒化学品または易制爆危険化学品を貸出または譲渡をしてはならない；生産変更、</p>

法令名	危険化学品安全管理条例（国務院令第 591 号）
	<p>生産中止、移転、閉鎖等のため確実に譲渡する必要がある場合には、本条例の第三十八条第一項及び第二項に規定する関係許可証または証明文書を備えている部門に譲渡し、併せて譲渡後に関係情報を速やかに所在地の県級人民政府の公安機関に報告しなければならない。</p> <p>危険化学品の登録及び事故の応急救援（第 67 条）：</p> <p>危険化学品の生産企業または輸入企業は、国務院安全生産監督管理部門に所属する危険化学品登録の担当機構（以下、「危険化学品登録機構」）への危険化学品の登録を行うべきである。</p> <p>危険化学品の登録は次に掲げる内容を包含する：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 分類及びラベルの情報； 2. 物理的及び化学的性質； 3. 主要な用途； 4. 危険特性； 5. 貯蔵、使用及び運輸に関する安全要求； 6. 緊急事態時の応急処置措置。 <p>同じ企業が生産または輸入した同じ品種の危険化学品に対し、繰り返し登録を行わない。危険化学品の生産企業または輸入企業は、生産または輸入した危険化学品から新たな危険特性を発見した場合、速やかに危険化学品登録機構に行き、登録内容の変更手続きを行わなければならない。</p> <p>危険化学品の登録に関する具体的な方法は、国務院安全生産監督管理部門によって策定される。</p> <p>危険化学品の登録及び事故の応急救援（第 70 条）：</p> <p>危険化学品部門は、同部門の危険化学品事故応急予備案を作成し、応急救援人員並びに必要な応急救援器材と設備を配備すると同時に、応急救援演習を定期的実施すべきである。</p> <p>危険化学品部門は、同部門の危険化学品事故応急予備案を所在地の区が設置されている市級人民政府の安全生産監督管理部門に報告し、登録すべきである。</p> <p>危険化学品の登録及び事故の応急救援（第 71 条）</p> <p>危険化学品事故が発生した場合、事故を引き起こした部門の主要担当者は、直ちに本部門の危険化学品応急予備案に従って救援を実施し、現地の安全生産監督管理部門及び環境保護、公安、衛生主管部門に報告しなければならない。</p>

法令名	危険化学品安全管理条例（国務院令第 591 号）
	<p>い；道路運輸または水路運輸の過程中に危険化学品事故が発生した場合、運転手、船員または護衛員は更に事故の発生地 of 交通運輸主管部門に報告しなければならない。</p> <p>化学品の危険特性が不確定な場合の鑑定（第 100 条）：</p> <p>化学品の危険特性がまだ不確定である場合は、国務院安全生産監督管理部門、国務院環境保護主管部門、国務院衛生主管部門が責任を取ってそれぞれ本化学品の物理危険特性、環境危害性、毒理特性に対し手配して鑑定を行う。鑑定結果に基づき、危険化学品目録を調整する必要がある場合は、本条例第三条第二項の規定に基づき、処理する。</p>

本条例は行政法規レベルの規制であるが、危険化学品管理の上位法であり、危険化学品の生産、貯蔵、使用、経営または運輸の安全管理に適用される。危険化学品登録、各種許可証の申請・発行、GHS 制度、化学品目録、危険有害性評価ガイドラインなど関連法令がすべて本条例に基づき制定されている。なお、廃棄危険化学品の処置については、環境保護に関する法律、行政法規及び国家の関連規定に従って執行する。

【危険化学品登記管理弁法】

本弁法は、「危険化学品安全管理条例」に基づき制定されたものであり、危険化学品生産企業および輸入企業が初めて危険化学品を生産または輸入する際に、化学品登録センターに資料を提出することが義務づけられている。登録証の有効期限は 3 年間と規定されている。なお、危険化学品を貯蔵、使用する企業は登録を行う必要はない。本弁法の施行と同時に、2002 年 10 月 8 日に公布された「危険化学品登録管理弁法」は廃止された。

危険化学品登記管理弁法の主な規定は以下のとおりである。

法令名	危険化学品登記管理弁法（安監総局第 53 号令）
URL	https://www.mem.gov.cn/fw/flfgbz/gz/201207/t20120711_233446.shtml
目的	危険化学品に対する安全管理を強化し、危険化学品登録作業を規範化し、危険化学品事故の予防と応急救援に技術・情報のサポートを提供する。
所轄官庁	応急管理部
公布・改正	2012 年 7 月 1 日公布 2012 年 8 月 1 日実施
規制内容	<ul style="list-style-type: none"> 本弁法は、危険化学品生産企業・輸入企業（以下、登録企業と通称する）が「危険化学品目録」に記載した危険化学品を生産あるいは輸入する際

法令名	危険化学品登記管理弁法（安監総局第 53 号令）
	<p>の登録と管理に適用する（第 2 条）。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 新設した生産企業は、竣工検収の前に、危険化学品登録を取り扱わなければならない。輸入企業は、第一回目輸入の前に、危険化学品登録に応じなければならない（第 10 条）。 • 同一企業が同一品目の危険化学品を生産・輸入する場合、生産企業により一回登録を実施するが、輸入危険化学品の関連情報を提出しなければならない。 • 輸入企業は、異なる製造会社の同一品目の危険化学品を輸入する場合、初めての製造会社から輸入した危険化学品に従い、一回のみ登録するが、その他の製造会社の危険化学品の関連情報を提出しなければならない。生産企業・輸入企業は、同一製造会社の同一品目の危険化学品を何回も輸入する場合、一回のみの登録を行う（第 11 条）。 • 危険化学品の登録内容は次の通り（第 12 条）。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 分類とラベルについての情報。危険化学品の危険性類別・象形図・注意喚起語・危険性説明・防備説明等が含まれる。 2. 物理・化学的性質。危険化学品の外観と性状・溶解性・熔点・沸点等物理的性質、引火点・爆発限界・自然発火温度・分解温度等化学性質が含まれる。 3. 主な用途。企業が推薦した製品の合法的な用途・禁止あるいは制限される用途等が含まれる。 4. 危険特性。危険化学品の物理危険性・環境危害性と毒理特性が含まれる。 5. 保存・使用・運輸に関する安全要求。その内、保存に関する安全要求は、建築条件・倉庫条件・安全条件・環境衛生条件・温度と湿度条件への要求が含まれる。使用に関する安全要求は、使用時の操作条件・作業員の防護措置・使用現場での危険対策等が含まれる。運輸に関する安全要求は、運輸あるいは輸送方式への要求・危険情報を関連運輸作業員へ伝える手段・積み降ろし及び運輸中の安全措置等が含まれる。 6. 危険な状況が発生した場合の応急処置対策。危険化学品が生産・使用・保存・運輸中に火災・爆発・漏洩・中毒・窒息・火傷等化学品

法令名	危険化学品登記管理弁法（安監総局第 53 号令）
	<p>事故が発生した時の応急処理方法や応急問い合わせサービス電話等が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 危険化学品登録の手順は次の通り（第 13 条）。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 登録企業は、登録システムを通じて申請を提出する。 2. 登録弁公室は、3 つの作業日以内に登録企業が提出した申請を初歩的に審査する。条件に合致した場合、登録手続に応じるよう、登録システムを通じて登録企業に知らせる。 3. 登録企業は、登録弁公室の知らせを受けた後、関連要求により、登録システムで事実通りに登録内容を記入し、登録弁公室に関連する紙質の登録資料を提出する。 4. 登録弁公室は、登録企業の登録資料を受けた日から 20 作業日以内に、登録資料と登録内容を一一審査し、必要の時は現場で確認する。要求に合致した場合、登録資料を登録センターに提出する。要求に合致しない場合、登録システムを通じて登録企業に知らせる上、理由を説明する。 5. 登録センターは、登録弁公室から提出した登録資料を受けた日から 15 作業日以内に、登録資料と登録内容を審査する。要求に合致した場合、登録弁公室を通じて登録企業に危険化学品登録証を発給する。要求に合致しない場合、登録システムを通じて登録弁公室と登録企業に知らせ、また、理由を説明する。 6. 登録企業は、登録資料を訂正したり、問題を改善したり必要とする時間は、前款に規定した期限内に算入しない。 • 登録企業は、危険化学品登録をする時に、以下の資料を提出し、また、その内容の真実性に対し責任を負わなければならない（第 14 条）。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 危険化学品登録表一式 2 部。 2. 生産企業の工商営業免許、輸入企業の対外貿易経営者記録登録表・中華人民共和国輸出入企業資質証書・中華人民共和国外商投資企業批准証書あるいは台湾/香港/マカオ/華僑投資企業批准証書コピー 1 部。 3. その生産・輸入した危険化学品に適合し、また、国家標準に符合する化学品安全技术説明書・化学品安全ラベル各 1 部。 4. 本弁法第二十二條に規定された応急問い合わせサービス電話番号あるいは応急問い合わせサービス委託書コピー 1 部。 5. 登録する危険化学品の製品標準(国家標準あるいは業界標準に準拠

法令名	危険化学品登記管理弁法（安監総局第 53 号令）
	<p>する場合、その標準番号を提出すること）。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 登録企業は、本企業の各類危険化学品に対して検査し、また、危険化学品管理書類を作らなければならない。危険化学品管理書類は、危険化学品の名称・数量・標識情報・危険性分類と化学品安全技术説明書・化学品安全ラベル等の内容を含まなければならない（第 18 条）。 • 登録企業は、人員を指定して危険化学品登録の関連作業の責任を負わせ、登録人員に協力して必要な時に本企業の危険化学品の登録内容に対する検査に応じなければならない。登録企業の危険化学品登録に従事する人員は、危険化学品登録に関連する知識と能力を具備しなければならない（第 20 条）。 • 危険特性がまだ確定されていない化学品に対して、登録企業は、国家が化学品危険性鑑定に関する規定に従い、国家に規定された資質がある機構に委託して、その危険性鑑定を行わなければならない。危険化学品に属する場合、本弁法の規定に基づき登録しなければならない（第 21 条）。 • 危険化学品生産企業は、専属な人員により 24 時間当番する国内固定サービス電話を設立し、本弁法第十二条に規定された内容に対して、危険化学品事故応急問い合わせサービスをユーザーに提供し、危険化学品事故応急救援に技術指導と必要な協力を提供しなければならない。専属な当番員は、本企業危険化学品の危険特性と応急処置技術を熟知し、問われた関連問題を正確に回答しなければならない。危険化学品生産企業は、前款に規定された応急問い合わせサービスを提供できない場合、登録機構に委託して、応急問い合わせサービスを代理させなければならない。危険化学品輸入企業は、独自にあるいは輸入代理商・登録機構に委託して、本条第一款に要求された応急問い合わせサービスを提供し、また、その輸入した危険化学品の安全ラベルに応急問い合わせサービスの電話番号を明記しなければならない。代理応急問い合わせサービスに従事する登録機構は、専属な人員が 24 時間当番する国内固定サービス電話を設立し、完備な化学品応急救援データベースを立ち上げ、オンラインデジタル録音設備と 8 名以上の専門人員を配備し、同時に 3 件以上の応急問い合わせを受理し、化学品漏洩・火災・爆発・中毒等事故の応急処置に関連する情報と提案を正しく提供しなければならない（第 22

法令名	危険化学品登記管理弁法（安監総局第 53 号令）
	条）。

本弁法にもとづく危険化学品を取り扱う企業の登録義務の有無は下表のとおりで、あくまで輸入企業と生産企業のみが対象となる。

業務内容	登録義務の有無
危険化学品の輸入企業	○
危険化学品の生産企業	○
危険化学品の貯蔵企業	×
危険化学品の使用企業	×

なお、登録および変更の際には、下記の 8 つの関連書類が必要となる²⁹。

1. 危険化学品生産企業登録票
2. 危険化学品輸入企業登録票
3. 危険化学品登録企業申請票
4. 危険化学品登録変更申請書
5. 危険化学品登録変更証明
6. 危険化学品登録証更新交付申請書
7. 危険化学品登録申請不受理通知書
8. 危険化学品登録申請材料補正告知書

また、登録の際に必要な 24 時間緊急対応可能な電話番号は、中国国内の固定事務所の固定電話であり、専門家が 24 時間対応できる状態にしなければならないが、国家安全生産監督管理総局化学品登録センター（NRCC）の専門機関に委託することもできる。

²⁹ 安監総庁管三（2012）「144 号通知（2012 年 10 月 17 日付）」
https://www.mem.gov.cn/gk/gwgg/agwzlf/gfxwj/2012/201210/t20121019_243015.shtml
 上記のリンクより、8 つの関連書類の書式をダウンロードできる。

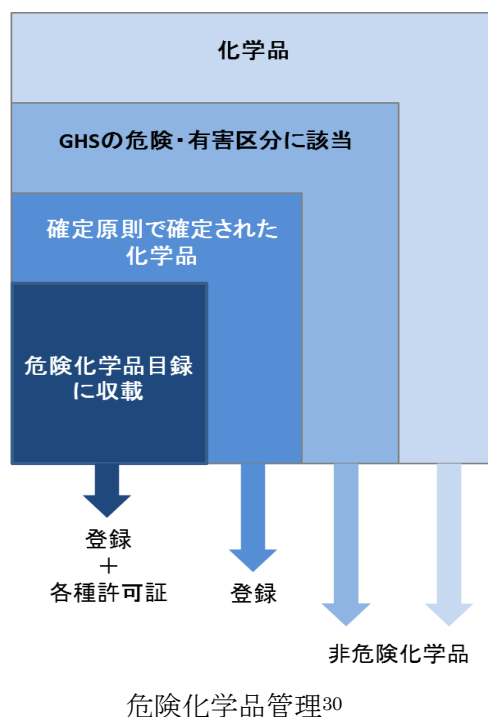
【危険化学品目録（2015年版）】

法令名	危険化学品目録（2015年版）安監総局など10部門公告2015年第5号
URL	https://www.mem.gov.cn/gk/gwgg/agwzfl/gg_01/201503/t20150309_237187.shtml
所轄官庁	応急管理部など
公布・改正	2015年3月9日公布 2015年5月1日実施
規制内容	2828の危険化学品が収録されており、148の劇毒化学品が含まれている。

本目録は、2015年3月9日、安全生産監督管理総局（現 応急管理部）、工業情報化部、公安部、環境保護部（現 生態環境部）、交通運輸部、農業部、国家衛生計画生育委員会、国家品質監督検閲検疫総局、鉄路局、民航局により公布され、2015年5月1日より正式に実施された。本目録の施行により、従来の「危険化学品名録（2002年版）」および「劇毒化学品目録（2002年版）」は同時に廃止された。

本目録では、基本的に化学物質名がCAS番号とともに記載されているが、そのうちの2828番は、「可燃性溶剤の合成樹脂・ペンキ・補助材・塗料等の製品（密閉式引火点 $\leq 60^{\circ}\text{C}$ を含む）」と、より広い対象を含む項目となっている。これにより、一部の化学品は鑑定を経て条件に合致すると確認された場合に、目録に編入される危険化学品に属することになる。加えて、同目録の説明の中には、(1) 危険化学品の定義と確定原則、(2) 劇毒化学品の定義と判定限界、(3) 危険化学品目録の各欄の意味、および(4) その他の事項が記載されている。

本目録に該当する危険化学品は、危険化学品安全管理条例にて定められる、危険化学品の生産、保管、使用、経営および輸送における安全管理要求を満たすことが求められる。これには、関連許可証明の取得、安全性データシート（SDS）および化学品安全ラベルの作成（化学品安全ラベル作成規定（GB15258-2009）を参照）、危険化学品登録および危険化学品環境管理登録を行うことが含まれる。また、特殊な危険性がある化学品、例えば、劇毒化学品や易制爆化学品は、関連部門の特別許可を取得し、登録を行う必要がある。



また、国家安全監管総局は 2015 年 3 月 31 日、本目録についての解説文を公表した³¹。解説文の主な内容は以下の通りである。

項目	詳細
「危険化学品名録 (2002 年版)」との変更点	<p>本目録では、一部の化学品が追加され、また同時に一部の化学品は整理統合あるいは削除された。追加された化学品としては、以下のものが挙げられる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ロッテルダム条約およびストックホルム条約に組み入れられている化学品 40 種、例えば短鎖型塩化パラフィン (C10-13)・ポリ塩化テルフェニルなど。 2. 「中国輸出入厳格制限有毒化学品目録」および「危険化学品使用量数量標準 (2013 版)」に組み入れられている化学品 29 種、例えば硫化水銀、トリホスゲンなど。 3. 「国連危険貨物輸送勸告規約テキスト」および EU 化学品等危険性分類目録を参照するとともに、化学品の危険性および中国国内生産状況に基づき追加された 123 種の化学品、例えば二硫化チタン、二酸化窒素など。 4. 塩化琥珀コリン、フルオロ酢酸メチル。

³⁰ エンヴィックス作成

³¹ 危険化学品目録 (2015 年版) の解説文

https://www.mem.gov.cn/gk/zcid/201503/t20150331_233183.shtml

項目	詳細
劇毒化学品について	<p>本目録には、148種の劇毒化学品が含まれているが、この数は、従来の「劇毒化学品目録（2002年版）」と比べて187種減少している。</p> <p>また、劇毒化学品の定義に関する主要な追加点としては、“急性毒性を有し、公共に安全危害を加えやすい化学品”という点がある。激烈急性毒性の判定には限界があるが、公共に安全危害を加えやすく、同時に比較的高い急性毒性を有する化学品（急性毒性に符合する、類別2）は、劇毒化学品管理に加える。</p>
危険化学品の特定	<p>危険化学品の特定に際しては、化学品の分類および表示に関する国家標準に基づき、化学品28種95項目の危険類別の中から、危険性の比較的大きな81項目の類別を選別し、対象としている。加えて、国連の危険貨物輸送勧告、ロッテルダム条約、EU等の化学品の危険性に関する分類目録、および国内危険化学品管理の実務上の必要性に基づき、適宜化学品項目を新たに加えて提示し、専門家の論証および10部門の同意を経た後に本目録に組み込まれている。</p>
混合物および目録に未掲載の危険化学品	<p>混合物および本目録に未掲載の危険化学品について、その危険性を全面的に掌握するために、企業は「化学品物理危険性鑑定と分類管理方法」およびその他関連規定を根拠として鑑定分類を実施し、危険化学品として鑑定分類された場合には、「危険化学品登録管理方法」に基づいて危険化学品登録しなければならない。</p>

【危険化学品目録（2015年版）実施ガイドライン（試行）】

本ガイドラインは、2015年9月2日、安全生産監督管理総局により公布され、同日施行された。本ガイドラインは、2015年3月に公布された「危険化学品目録（2015）」と組み合わせられて利用されるもので、主に危険化学品目録における物質の参考分類情報を羅列し、特別な状況特に混合物の扱いなどについて解説、説明している。主な内容は以下の通りである。

法令名	危険化学品目録（2015年版）実施ガイドライン（試行）
URL	https://www.mem.gov.cn/gk/gwgg/xgxywj/wxhxp_228/201509/t20150902_232638.shtml
所轄官庁	応急管理部
公布・改正	2015年9月2日公布
規制内容	<ul style="list-style-type: none"> 「危険化学品目録（2015年版）」（以下、「目録」）に収録された化学品は、国、業界、地方および企業の製品標準に達している危険化学品を指す。

法令名	危険化学品目録（2015年版）実施ガイドライン（試行）
	<p>す（生産、経営および使用が国に明確に禁止された化学品を除く）（第1項）。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 工業製品のCAS番号が「目録」に収録された危険化学品のCAS番号と同一である場合（その中国語名称が一致するかどうかに関係なく）、同一の危険化学品であると見なす（第2項）。 • 企業が「目録」に収録された同一品名の危険化学品の物質状態を変えて販売する場合、危険化学品経営許可証を取得しなければならない（第3項）。 • ディーゼル油（軽油、訳者注）を生産、経営する企業（ディーゼル油の密閉式引火点が60℃を超えたものを除く）は危険化学品企業に準じて管理する（第4項）。 • <u>主要成分がすべて「目録」に収録された危険化学品で、且つ主要成分の質量割合あるいは体積割合の和が70%以上の混合物</u>（鑑定を経て危険化学品確定原則に属しないものを除く）は、危険化学品と見なし、危険化学品に照らして管理する。安全監督管理部門は安全行政許可を行う際、混合物の商品名称および主要成分の含有量を明記しなければならない（第5項）。 • <u>主要成分がすべて「目録」に収録された危険化学品で、且つ主要成分の質量割合または体積割合の和が70%未満の混合物</u>、あるいは危険性がまだ未確定の化学品については、生産および輸入企業は、「化学品物理危険性鑑定および分類管理弁法」（国家安全監管総局令第60号）およびその他の関連規定に従って鑑定分類し、危険化学品の確定原則に属するものは、「危険化学品登記管理弁法」（国家安全監管総局令第53号）に基づき危険化学品登録を行う。ただし、関連の安全行政許可手続きは不要（第6項）。 • 「目録」番号第2828項目の引火点判定標準に達した化学品は第2828項目の危険化学品に属する。調べを簡便にするため、添付の危険化学品分類情報表に一部の品名を掲載する。掲載された塗料、ペンキ製品は成膜物で確定する。たとえば、「石炭酸樹脂塗料（塗料）」の項目は石炭

法令名	危険化学品目録（2015年版）実施ガイドライン（試行）
	<p>酸樹脂、石炭酸変性樹脂などを成膜物とする各種のペンキ塗料である。各種のペンキ塗料が対応する成膜物の詳細は国家標準「塗料製品の分類および命名」（GB/T 2705-2003）を参照する。各接着剤は増粘剤で確定する。たとえば、「石炭酸樹脂類接着剤」の項目は石炭酸樹脂、レゾルシノール/ホルムアルデヒド樹脂などを増粘剤とする各種の接着剤。各接着剤が対応する増粘剤の詳細は国家標準「接着剤の分類」（GB/T 13553-1996）を参照する（第7項）。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 危険化学品分類情報表（付表を参照）は各級の安全監管部門が危険化学品の危険特性を判断する際の重要な根拠となる。各級の安全監管部門は「指南」（添付された付表、訳者注）に掲載された各種の危険化学品の分類情報に従い、企業にかかわる危険化学品の危険特性により有効な防止対策を採用するよう指導し、安全生産を強化する（第8項）。 • 危険化学品の生産および輸入企業は、危険化学品分類情報表に掲載された各種の危険化学品の分類情報に基づき、シリーズ標準「化学品分類および標識規範」（GB 30000.2～GB 30000.29-2013）および「化学品安全標識の編写規定」（GB 15258-2009）などの国家標準の要求に従い、自社の化学品の危険性説明、警告用語、象形図および防止対策を科学的に、明確に確定し、化学品の安全技術説明書、安全ラベルなどの危険化学品の登録情報を編制あるいは更新し、化学品の危険性を知らせ、情報を伝達する（第9項）。 • 危険化学品を運送する際、交通運送、鉄道、航空部門の関連規定に従わなければならない（第10項）。 • 「危険化学品安全管理条例」第三条の関連規定に基づき、新規化学物質の確定、化学品危険性の鑑別分類工作の展開、および化学品の物理的危険性などへの認識の高まりにより、国家安全監管総局らの10部門は適時に「目録」を調整し、国家安全監管総局は危険化学品分類情報表を適時に追加、改善する（第11項）。

上表において混合物に関する内容を規定している第5項および第6項だが、下線の部分の解釈については、「混合物中で目録に記載された成分の合計量が70%を超えたものは危険化学品として扱う」、という内容である。混合物の類別と要求事項は下表の通りとなる。

混合物の類別		要求事項
混合物の中に目録に記載された成分の合計量が 70%以上の場合（鑑定を経て危険化学品確定原則に属しないものを除く）。		危険化学品として見なし、登録をするとともに危険化学品経営許可証など各種の許可証が要求される。
混合物の中に目録に記載された成分の合計量が 70%未満の場合	鑑定、分類し、確定原則に当てはまる場合	危険化学品と見なし、危険化学品登録が必要となる。ただし、各種の許可証は不要。
	鑑定、分類し、確定原則に当てはまらない場合	非危険化学品となる。
目録番号第 2828 項目の「合成樹脂、ペイント、補助材料、塗料など製品で、引火性溶剤を含んだ引火点 60℃以下のもの」。		危険化学品として見なし、登録をするとともに危険化学品経営許可証など各種の許可証が要求される。

【危険化学品の経営、安全使用、安全生産、物理危険性鑑定分類に関する弁法一覧】

法令名	主な内容
危険化学品 経営許可証 管理弁法 ³² （安監総局令 2012 年 55 号）	中国国内にて「危険化学品目録」に含まれる危険化学品の取扱（倉庫保管経営を含む）活動に従事するものについては、本弁法を適用する。民用爆発物、放射性物質、核エネルギー物質、都市ガスの取扱活動については、本弁法を適用しない。 国家は、危険化学品に対して経営許可制度を執行する。 <u>危険化学品の取扱いに従事する企業は、本弁法に従い、危険化学品経営許可証を取得しなければならない。</u>
危険化学品 安全使用許可証 実施弁法 ³³ （安監総局令 2012 年 57 号）	本弁法は、危険化学品安全管理条例および関連法規に基づき策定されたもので、 <u>危険化学品の使用者の義務、安全使用許可証の申請・交付手順、安全使用許可証の使用に関する監督や法的責任</u> について規定している。 本弁法の適用対象となる企業は危険化学品安全使用許可適用業界目録 ³⁴ に列挙され、危険化学品を使用して生産を行い、かつ危険化学品使用量標準に

³² 危険化学品経営許可証管理弁法（安監総局令 2012 年 55 号）

https://www.mem.gov.cn/fw/flfgbz/gz/201207/t20120727_233448.shtml

³³ 危険化学品安全使用許可証実施弁法（安監総局令 2012 年 57 号）

https://www.mem.gov.cn/fw/flfgbz/gz/201211/t20121118_233450.shtml

³⁴ 危険化学品安全使用許可適用業界目録（2013 年版）

https://www.mem.gov.cn/gk/gwgg/xgxvwj/wxhxp_228/201302/t20130225_232617.shtml

法令名	主な内容
	達する全ての化学工業企業（危険化学品生産企業は除外）である。なお危険化学品を燃料として使用する企業には、本弁法に適用されない。
危険化学品生産企業安全生産許可証実施弁法 ³⁵ （安監総局令 2011 年 41 号）	本弁法は、危険化学品安全管理条例および関連法規に基づき策定されたもので、 <u>危険化学品の生産者の義務、安全生産許可証の申請・交付手順、安全生産許可証の使用に関する監督や法的責任</u> について規定している。 本弁法の適用対象となる企業は危険化学品の生産企業で、法令にもとづき設立され、関連する許可書を取得しており、かつ、「危険化学品目録」に記載されている最終製品または中間製品の生産に従事する企業である。
化学品物理危険性鑑定および分類管理弁法 ³⁶ （安監総局第 60 号令）	化学品の生産または輸入企業は <u>物理危険性が未確定で鑑定と分類の必要がある化学品</u> に対して鑑定を申請しなければならない。化学品とは、各種単一物質、化合物とその混合物を指し、具体的には以下の通り定義される。 1. 「危険化学品目録」に記載されている物理危険性がある成分を一つ及び一つ以上含有する混合物、混合物の物理危険性がまだ確定されていない化学品 2. 「危険化学品目録」に記載されていない、かつ、物理危険性がまだ確定されていない化学品 3. 科学研究または製品開発を目的として、年間生産量または使用量が 1 トン以上の場合、かつ、物理危険性がまだ確定されていない化学品 4. 安全生産監督管理総局に発行された「物理危険性鑑定と分類を免除する化学品目録」に収録されていない化学品

【易制爆危険化学品目録（2017 年版）】

易制爆危険化学品目録（2017 年版）は、混合液体の中の同類の物質の濃度によりさらに細分化して、分類している。例えば、2011 年版には濃度が 50%～72%の過塩素酸のみ収載されていたが、今回の目録には、濃度が 72%超過の過塩素酸は酸化性液体、類別 1 として収載されており、濃度が 50%以下の過塩素酸は酸化性液体、類別 2 として収載されている。

³⁵ 危険化学品生産企業安全生産許可証実施弁法（安監総局令 2011 年 41 号）

https://www.mem.gov.cn/fw/flfgbz/gz/201108/t20110828_233434.shtml

³⁶ 化学品物理危険性鑑定および分類管理弁法（安監総局第 60 号令）

https://www.mem.gov.cn/fw/flfgbz/gz/201307/t20130718_233453.html

法令名	易制爆危険化学品目録（2017年版）
URL	http://www.gov.cn/xinwen/2017-06/01/content_5198726.htm
所轄官庁	公安部
対象物質	<ul style="list-style-type: none"> ・ 酸類 ・ 硝酸塩類 ・ 塩素酸塩 ・ 過塩素酸類 ・ 重クロム酸塩類 ・ 過酸化物および超酸化物類 ・ 易燃物還元剤類 ・ ニトロ化合物類 ・ その他 <p>重クロム酸塩類は今回追加された物質である。</p>

【中国で厳格に制限する有毒化学品目録（2020年版）】

生態環境部は2019年12月30日、「中国で厳格に制限する有毒化学品目録」（2020年版）を公告し、本目録は2020年1月1日より施行された。本目録には、下記の8種類の有毒化学品のみが記載されている。

法令名	中国で厳格に制限する有毒化学品目録（2020年版）
URL	http://www.mee.gov.cn/xxgk/2018/xxgk/xxgk01/201912/t20191231_756318.html
所轄官庁	生態環境部
対象物質	<ul style="list-style-type: none"> ・ フルフルオロキシルスルホン酸とその塩類とフルオロキシルスルホンフッ素（PFOS/F） ・ ヘキサブロモシクロドデカン（六臭素環オクタン） ・ 水銀（重量計で水銀含有量が95%以上占める水銀混合物を含む、水銀の合金を含む） ・ テトラメチル鉛 ・ テトラエチル鉛 ・ ポリ塩化ターフェニル(PCT) ・ トリブチル錫化合物 ・ 短鎖塩化パラフィン

	2018年版の目録に記載されていたリンダン（通し番号1）およびペルフルオロオクタンスルホン酸とその塩、ペルフルオロオクタンスルホンアミドおよび全氟辛基磺酰（中国語名称）（通し番号10）が削除されている。
--	---

2020年1月1日より、上記の8種類の有毒化学品を輸入または輸出する場合、本目録と同時に公布された付属書の規定に従って、生態環境部に「有毒化学品の輸入（輸出）環境管理許可通知書」を提出し申請しなければならない。また、輸出入経営者は「有毒化学品の輸入（輸出）環境管理許可通知書」を取得した上で、税関に輸出入手続きを行わなければならない。

本目録の公布にともない、「中国厳格制限の有毒化学品目録（2018年）（旧環境保護部、商務部、税関総署公告2017年第74号）は廃止された。

なお、「有毒化学品の輸入（輸出）環境管理許可通知書」の申請要件や提出書類に変更はない。

【優先的に規制する化学物質目録（第1次）】

収載されている22種類の化学物質は、汚染物質排出許可制度に組み込まれ、関連する化学物質を排出する企業は汚染物質排出許可証の取得が求められる。また、製品中における使用が制限され、「国が奨励する有毒有害原料（製品）代替品目録」にも組み込まれる。さらに、これらの化学物質を使用して生産を行う、または生産においてこれらの化学物質を排出する企業に対しては、強制的な審査が実施され、企業の関連情報も公表される。

法令名	優先的に規制する化学物質目録（第1次）
URL	http://www.mee.gov.cn/gkml/hbb/bgg/201712/t20171229_428832.htm
所轄官庁	生態環境部
規制対象物質	1) 1,2,4-トリクロロベンゼン 2) 1,3-ブタジエン 3) 5-tert-ブチル-2,4,6-トリニトロ-m-キシレン 4) N,N'-ジトリル-パラ-フェニレンジアミン 5) 短鎖型塩化パラフィン 6) ジクロロメタン 7) カドミウムおよびカドミウム化合物

法令名	優先的に規制する化学物質目録（第1次）
	8) 水銀および水銀化合物 9) ホルムアルデヒド 10) 六価クロム化合物 11) ヘキサクロロシクロペンタジエン 12) ヘキサブロモシクロドデカン 13) ナフタリン 14) 鉛化合物 15) ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）およびその塩、ペルフルオロオクタンスルホン酸フルオリド（PFOS-F） 16) ノニルフェノールおよびポリ（オキシエチレン）=ノニルフェニルエーテル 17) クロロホルム 18) トリクロロエチレン 19) ヒ素およびヒ素化合物 20) デカブロモジフェニルエーテル 21) テトラクロロエチレン 22) アセトアルデヒド

【有害化学物質製造・保管企業の安全リスク評価・判断・等級分けガイド（試行）】

法令名	有害化学物質製造・保管企業の安全リスク評価・判断・等級分けガイド（試行）
URL	https://www.mem.gov.cn/gk/tzgg/tz/201805/t20180515_230522.shtml
所轄官庁	応急管理部
対象物質	有害化学物質
規制内容	<p>【評価・等級分けの基準】</p> <p>評価には100点制を採用し、点数に応じて、有害化学物質製造・保管企業を以下の4つの等級に分類する。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 赤：60点以下 • 橙：60点～75点未満 • 黄：75点～90点未満 • 青：90点以上

法令名	有害化学物質製造・保管企業の安全リスク評価・判断・等級分けガイド (試行)
	<p>※ 稼働中の化学工業装置が非正規設計品であり、かつ、安全設計診断を未実施などの問題が存在する企業は、点数にかかわらず、直接「赤」等級に分類される。</p> <p>【企業の評価のための分類(項目)】 企業の評価は、以下の9分類(項目)に基づき実施される。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 固有の危険性 2. 周辺環境 3. 設計と評価 4. 設備 5. 自動化制御と安全施設 6. 人的資源 7. 安全管理制度 8. 応急管理 9. 安全管理の実績 <p>それぞれの分類には、幾つかの項目があり、それぞれに対応する点数が設定されている。項目に適合しない場合、対応する点数が引かれ、各分類および項目の総合点数に応じて等級分けが行われる。</p> <p>【評価の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・等級が赤およびオレンジの企業に対しては、取締りや検査の頻度を増やし、潜在的な危険を発見した場合には、法に基づき厳罰を下す。さらに、主な責任者に対する労働安全研修に関する審査を強化する。 ・エポキシ化合物、過酸化物、アゾ化合物、ニトロ化合物など、物質そのものが爆発性を有する化学物質の製造装置に関する企業は、省レベルの安全監督部門が実施する評価・判断を受ける必要がある。 ・有害化学物質関連企業の安全リスク評価・判断・等級分けについては、動的管理を実施し、原則として3年に1回、評価・判断・等級分けを行う。

【GHS 分類、ラベル表示、SDS】

中国では、化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（GHS）や安全性データシートなどの実施は、共産党中央及び国務院も重視している取り組みである。2005 年から 2009 年の間には、GHS 関連の分類・試験方法について約 200 件の項目に関する作業が完了している。2011 年 5 月 1 日より、中国国内へ化学品を輸入する企業と中国国内の化学品製造企業は該当化学品の分類、包装、ラベル及び SDS の作成などが義務付けられるようになった。

しかし、GHS に関する単独の法律は制定されておらず、GHS に関する法体系は、「危険化学品安全管理条例」、「危険化学品登記管理弁法」をはじめ、GHS 分類、SDS 作成、及びラベル作成に関する国家標準で構成されている。

2020 年 2 月現在、中国において有効な GHS に関連する国家標準のうち、通則は 1 つ、分野ごとの標準は 28 項目、ラベルに関する標準は 2 項目、SDS 作成は 2 項目ある。

GHS、SDS 及びラベル管理に関連する主な国家標準

GHS	化学品の分類及び危険性の表示通則（GB 13690-2009）
	化学品分類及びラベル規範（GB 30000.2-2013～GB 30000.29-2013）
SDS	化学品安全技術説明書の内容と項目順序（GB/T 16483-2008）
	化学品安全技術説明書作成ガイダンス（GB/T 17519-2013）
ラベル	GHS に基づく化学品ラベル規範（GB/T 22234-2008）
	化学品安全ラベル作成規定（GB 15258-2009）

また、管理部門について、工業情報化部が GHS 管理の主導部門であり、応急管理部、国家市場監督管理総局及び国家標準化管理委員会が GHS に関連する国家標準を制定する主な部署となっているが、生態環境部、交通運輸部および発展改革委員会などの中央行政機関も関わっている。

【化学品の分類及び危険性の表示通則（GB 13690-2009）】

「化学品の分類及び危険性の表示通則」（GB 13690-2009）は、国連 GHS 文書第 2 版に基づき作成され、「常用危険化学品の分類とラベル」（GB 13690-1992）の代替標準である。化学品生産場所と商品のラベル管理に適用するもので、本通則の「GHS 化学品の分類」、「危険性表示」に関する内容は強制性があり、それ以外の内容（専門用語と定義など）は推薦標準となる。

「GHS 化学品の分類」は、国家標準 GB20576～GB20599、GB20601、GB20602 に基づ

き規定されているが、最新版の国家標準が公布された場合は、新しい標準を適用するため、現在は、GB 30000.2-2013～GB 30000.29-2013に基づき分類しなければならない。この新しい標準では「吸引性呼吸器有害性」と「オゾン層への有害性」の二つの分類項目が追加されている。なお、詳しい分類項目は化学品分類及びラベル規範（GB 30000.2-2013～GB 30000.29-2013）記載されている。

「危険性表示」については、GHS ラベルの作成手順、要件、必要情報と SDS の判断基準などが規定されている。また、SDS の詳細規定は化学品安全技術説明書および項目順序（GB/T 16483-2008）に記載されている。

また、本通則の付録ではラベル表示の例、安全性データシートに記載する必要最低限の情報などが示されている。

【化学品分類及びラベル規範（GB 30000.2-2013～GB 30000.29-2013）】

化学品分類及びラベル規範に関する国家標準は、国家標準委員会 2013 年第 20 号及び 21 号公告により公布されたものであり、2014 年 11 月 1 日より施行された。GB 30000 では「吸引性呼吸器有害性」及び「オゾン層への有害性」の項目が新たに追加され、国連 GHS 文書第 4 版に基づくすべての「ビルディングブロック」が採用されている。

GB 30000 では化学品の分類手順と計算式などが規定され、一つの分類項目においては、さらにいくつかの小分類がある。例えば、爆発物の分類項目について、危険性によりさらに 6 つの小分類（不安定爆発物 1.1～1.6）がある。具体的には下表を参照されたい。

表：分類項目「爆発物」の小分類

小分類	不安定爆発物	1.1	1.2	1.3	1.4	1.5	1.6
絵表示						1.5（背景：オレンジ色）	1.6（背景：オレンジ色）
注意喚起語	危険	危険	危険	危険	警告	危険	無
危険有害性情報	不安定爆発物	爆発物；全体爆発危険性	爆発物；激しい飛散危険性	爆発物；燃焼、爆風または飛散危険性	燃焼または飛散危険性	火に付けば全体爆発可能	無

また、主に 9 種類の絵表示が使用され、それぞれの絵表示の意味は下記でまとめられて

いる。

安全ラベルに使用する絵表示

絵表示	意味
	爆発物、自己反応性化学品、有機過酸化物、及び火にさらされると爆発するようなものを表す。
	可燃性／引火性ガス（化学的に不安定なガスを含む）、エアゾール、引火性液体、可燃性固体、自己反応性化学品、自然発火性液体、自然発火性固体、自己発熱性化学品、水反応可燃性化学品、有機過酸化物及び空気、火にさらされると発火するようなものを表す。
	支燃性／酸化性ガス、酸化性液体、酸化性固体、及び他の物質の燃焼を助長するようなものを表す。
	高圧ガス、ガスが圧縮または液化されて充填されているものを表す。熱したりすると膨張して爆発する可能性がある。
	金属腐食性物質、皮膚腐食性、及び眼に対する重篤な損傷性を表す。接触したりすると金属または皮膚等を損傷させる場合がある。
	急性毒性を表す。飲んだり、触ったり、吸ったりすると急性的な健康障害が生じ、死に至る場合がある。
	急性毒性、皮膚刺激性、眼刺激性、皮膚感作性、気道刺激性、及び麻酔作用などの健康有害性があるものを表す。
	呼吸器感作性、生殖細胞変異原性、発がん性、生殖毒性、特定標的臓器／全身毒性（単回または反復ばく露）、吸引力呼吸器有害性を表しており、短期または長期に飲んだり、触れたり、吸ったりしたときに健康障害を引き起こす場合がある。
	水生環境有害性を表す、環境に放出すると水生環境（水生生物及びその生態系）に悪影響を及ぼす場合がある。

各有害性分類における、新旧国家標準の対照表を以下に示す。

化学品分類の 28 項目

GB コード	標準名称 (化学品分類及びラベル規範 第 XX 部)	旧標準
GB 30000.2-2013	爆発物	GB 20576-2006
GB 30000.3-2013	可燃性／引火性ガス	GB 20577-2006
GB 30000.4-2013	エアゾール	GB 20578-2006
GB 30000.5-2013	支燃性／酸化性ガス	GB 20579-2006
GB 30000.6-2013	高压ガス	GB 20580-2006
GB 30000.7-2013	引火性液体	GB 20581-2006
GB 30000.8-2013	可燃性固体	GB 20582-2006
GB 30000.9-2013	自己反応性物質及び混合物	GB 20583-2006
GB 30000.10-2013	自然発火性液体	GB 20585-2006
GB 30000.11-2013	自然発火性固体	GB 20586-2006
GB 30000.12-2013	自己発熱性物質及び混合物	GB 20584-2006
GB 30000.13-2013	水反応可燃性物質及び混合物	GB 20587-2006
GB 30000.14-2013	酸化性液体	GB 20589-2006
GB 30000.15-2013	酸化性固体	GB 20590-2006
GB 30000.16-2013	有機過酸化物	GB 20591-2006
GB 30000.17-2013	金属腐食性物質	GB 20588-2006
GB 30000.18-2013	急性毒性	GB 20592-2006
GB 30000.19-2013	皮膚腐食性／刺激性	GB 20593-2006
GB 30000.20-2013	眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	GB 20594-2006
GB 30000.21-2013	呼吸器感作性または皮膚感作性	GB 20595-2006
GB 30000.22-2013	生殖細胞変異原性	GB 20596-2006
GB 30000.23-2013	発がん性	GB 20597-2006
GB 30000.24-2013	生殖毒性	GB 20598-2006
GB 30000.25-2013	特定標的臓器毒性（単回ばく露）	GB 20599-2006
GB 30000.26-2013	特定標的臓器毒性（反復ばく露）	GB 20601-2006
GB 30000.27-2013	吸引性呼吸器有害性	-
GB 30000.28-2013	水生環境有害性	GB 20602-2006
GB 30000.29-2013	オゾン層への有害性	-

【化学品安全技術説明書の内容と項目順序（GB/T 16483-2008）】

本標準は推奨標準であり、「化学品安全資料表 第一部分 内容と項目順序」GB/T 17519.1-1998 及び「化学品安全技術説明書編纂規定」GB 16483-2000 に置き換わるもので、化学品安全技術説明書（安全性データシート(SDS)）の内容や形式について具体的に定める。また、化学品の情報について提供すべき 16 項目（SDS に記載すべき項目）に関しは、下記のとおりである。実際に作成する際に注意すべき点は、項目の順序を変えてはならないことである。

SDS に記載すべき項目

項目	説明
1 化学品及び企業情報	化学品の名称、使用用途；供給元の製品コード、名称、住所などの情報
2 危険性概説	化学品の主な物理・化学危険性などの情報
3 成分・組成物情報	物質か混合物を明示、化学品の名称、CAS 番号も記述
4 救急措置	救急のための情報を分かりやすく記述
5 消防措置	消防方法及び適用の消火器などの情報
6 漏洩応急処理	漏洩化学品の収容、清掃などの情報
7 操作処置と貯蔵	安全処置の注意事項、安全貯蔵の条件など
8 ばく露防止及び保護措置	許容濃度、工程コントロール方法、防護設備の種類や材料などの情報
9 物理、化学特性	匂い、pH 値、融点、フラッシュポイント、爆発限界など情報
10 安定性と反応性	避けるべき条件、相容れない物質、危険分解産物などの情報
11 毒性学情報	化学品と接触して起こりうるすべての毒性作用（健康影響）を明記
12 生態学情報	環境に与える可能な影響
13 廃棄処置	化学品及び包装容器・材料の適当な処置方法
14 輸送情報	国際輸送規則の規定に基づき情報を提供
15 法規情報	化学品を管理する当該国の法規名称、情報を明記
16 その他の情報	参考文献などその他の情報

【化学品安全技術説明書作成ガイダンス (GB/T 17519-2013)】

本標準は推奨標準であり、「化学品安全資料表 第二部分 編制細則」(GB/T17519.2-2003)を代替したもので、SDS 作成形式や具体的な内容を規定している。GB/T 16483-2008で説明された16項目の内容の作成ルール、注意点、使用すべき計量単位及びテンプレートなどの補足説明が記載されている。また、本標準では、化学品安全技術説明書の例文を記載し、その一部の例文(和訳)³⁷は下記のとおりである。

化学品安全技術説明書	
製品名：ベンゼン	GB/T 16483、GB/T 17519に基づいて編纂
改定日付：2012年2月19日	SDS 番号：XXXXX-XXX
初回編纂日付：2001年11月20日	バージョン：2.1

第1部分 化学品及び企業情報

化学品中国語名称：苯
化学品英語名称：benzene
企業名：XXXXXX 公司
企業所在地：XX省 XX市 XX区 XX路 XX号
郵便番号：XXXXX ファックス：XXX-XXXXXXXX
電話番号：XXX-XXXXXXXX、XXX-XXXXXXXX
メールアドレス：XXXXX@XXX.com
企業応急電話：XXX-XXXXXXXX(24時間)、国家化学品事故緊急回線(依頼協定済み)：0532-83889090
(24時間)
推奨用途及び用途制限：染料、プラスチック、合成ゴム、合成樹脂、合成薬物、農業の重要原料また溶剤として使う。
(略)

【GHSに基づく化学品ラベル規範 (GB/T 22234-2008)】

本標準は推奨標準であり、日本工業規格「GHSに基づく化学物質等の表示」(JIS Z 7251-2006)に相当するもので、ラベル表示について規定している。本標準により、ラベルには下記の必要な情報を含めなければならない。

1. 危険有害性を表示する絵表示

³⁷ エンヴィックス作成

2. 注意喚起語
3. 危険性の説明
4. 注意事項
5. 製品名称
6. 生産者名／販売者名




GHS に従って分類した結果、危険有害性クラス及び危険有害性区分に該当する場合には、それぞれに割り当てられた絵表示、注意喚起語、危険性の説明及び注意事項を用いてラベルを作成する。それぞれの割当ては、本標準の付録を参照すること。

【化学品安全ラベル作成規定（GB 15258-2009）】

本標準は GB15258-1999 を代替したものであり、化学品安全ラベルの専門用語と定義、ラベル内容、作成と使用要求を規定したもので、化学品安全ラベルの作成、制作、使用に適用する。本標準の付属書では、化学品安全ラベルのサンプルや容器へのラベル貼付位置のサンプルが図示されている他、化学品の区分による注意書きが一覧表になっている。

安全ラベルと簡易版安全ラベルの例（和訳）³⁸は下記である。

安全ラベルの例

化学品名称 A成分：40%； B成分：60%	
危険   	
引火性の高い液体及び蒸気、飲み込むと死亡の可能性ある、水生環境に高い有害性	
<p>【予防措置】 熱、火花、揮火、高温のもののような着火源から遠ざけること。火花が発生しない器具を使用すること。 容器の密閉を保持すること。 静電気防止の措置を採用し、容器と稼働設備はアースを取り付けること。 防塵型の電気機器、換気装置、照明機器を使用すること。 保護手袋、保護眼鏡、保護面を着用すること。 取扱い後は体と接触した部分を洗うこと。 作業場での飲食、喫煙をしないこと。 ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。</p> <p>【救急処置】 皮膚（または毛髪）に付着した場合：直ちにすべての汚染された衣類を脱ぎ、水で洗うこと。 飲み込む：嘔吐させること。直ちに医師の診断を受けること。 漏洩物を収集すること。 火災の場合、粉末消火器、機械泡消火器、二酸化炭素消火器を使用し消火すること。</p> <p>【安全貯蔵】 涼しく換気の良いところで貯蔵すること。 鎖をかけて貯蔵すること。</p> <p>【廃棄処置】 本品と容器を燃焼にて処置すること。</p>	
化学品安全技術説明書を参照してください	
供給元：XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	電話：XXXXXXXX
住所：XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	郵便番号：XXXXXX
化学事故応急対応電話：XXXXXXXX	

38 エンヴィックス作成

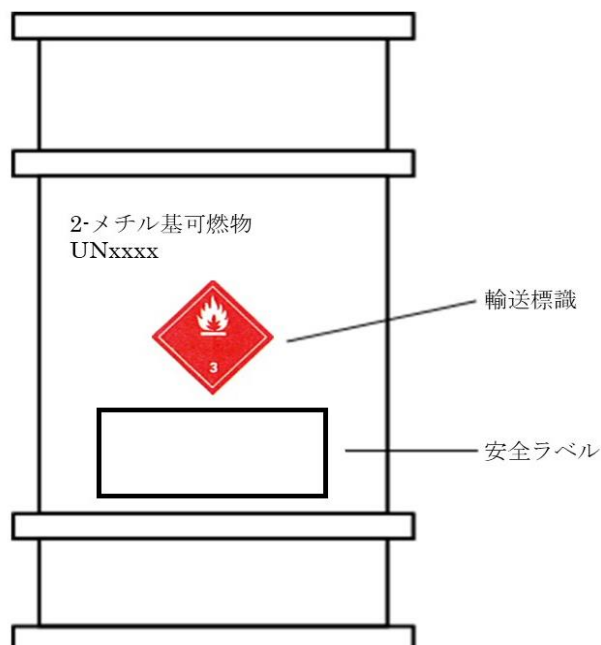
簡易版安全ラベルの例（容積≤100mLの化学品包装は、簡易ラベルが使用可能）



また、ラベルを容器や包装に貼り付けるべき場所は下記の図により示される。

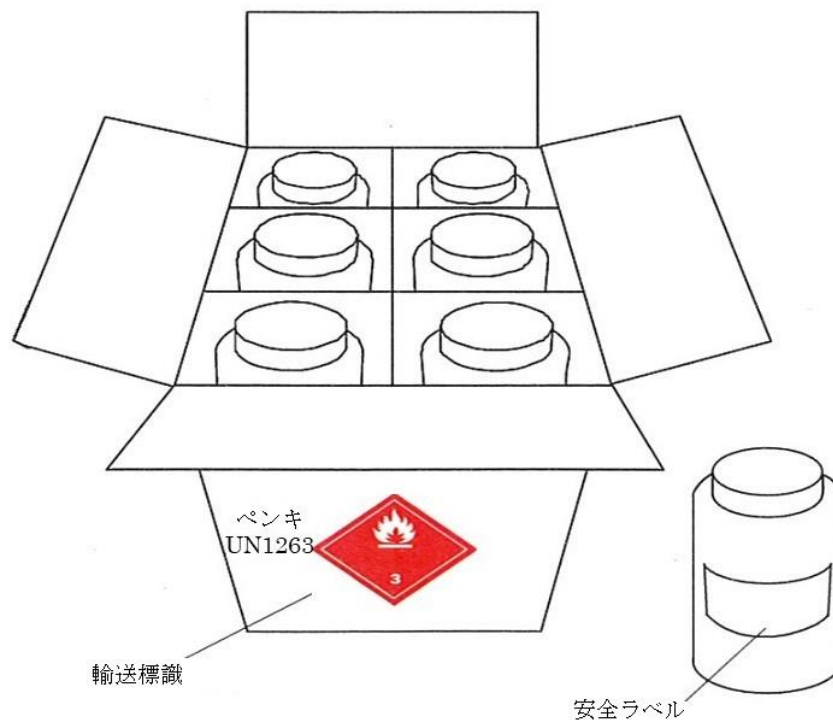
化学品安全ラベルと輸送標識の貼り付けサンプル³⁹

シングル容器に貼り付ける場所



³⁹ エンヴィックス作成

包装と容器に貼り付ける場所



なお、上記の輸送標識については、安全ラベルとは別に危険貨物輸送に関する国家標準 GB12268-2012、GB190-2009などを参照すること。

【危険化学品輸出入関連】

中国では、危険化学品の輸出入について「化学品の初回輸入及び有毒化学品の輸出入環境管理規定」および「輸出入危険化学品およびその包装の検査監督管理に関連する問題に関する公告」で管理されている。またこのほかにも、「中国輸出入厳格制限有毒化学品目録（2014年版）」では、上述の「化学品の初回輸入および有毒化学品輸出入に関する環境管理規定」やロッテルダム条約を実施するうえでの、有毒化学品を指定している。

「化学品の初回輸入及び有毒化学品の輸出入環境管理規定」については前回調査からの変更はないため、その詳細については NITE(2010)、NITE(2017)を参照のこと。

以下では、「輸出入危険化学品およびその包装の検査監督管理に関連する問題に関する公告」および「中国輸出入厳格制限有毒化学品目録（2014年版）」について概説する。

法令名	輸出入危険化学品およびその包装の検査監管理に関する公告（国家質量監督総局 2012 年第 30 号公告）
URL	http://www.sx.gov.cn/art/2012/3/19/art_1463522_17162062.html
所轄官庁	元国家質量監督検査検疫総局
規制内容	本公告は「危険化学品安全管理条例」に基づいて策定されたもので、本公告に基づき、輸出入検査検疫機構は「危険化学品名録」に記載されている危険化学品に対して検査監管理を行う。対象者は、危険化学品を輸入する荷受人あるいは代理人、危険化学品を輸出する出荷人あるいは代理人。

対象となる輸出入企業への要求事項は下表の通りである。

輸出入企業の義務と必要書類

	危険化学品を輸入する 荷受人・代理人	危険化学品を輸出する 出荷人・代理人
義務	税関申告地検査検疫機構に「危険化学品名録」中の名称による申告する。	産地検査検疫機構に「危険化学品名録」中の名称による申告する。
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> 危険化学品を輸入する経営企業が適合宣言を提出する。 抑制剤または安定剤を添加された製品については、実際に添加された抑制剤或いは安定剤の名称、数量等の状況を説明する。 中国語 SDS、危険公示ラベル（ばら包装製品除外、以下も同じ）のサンプルを提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> 危険化学品を輸入する経営企業が適合宣言を提出する。 「出境危険貨物包装容器性能検査結果表」（ばら包装貨物除外）。 危険特性分類鑑定報告。 SDS、危険公示ラベルのサンプル、外国語の場合は中国語に通訳したサンプルを提供する。 抑制剤或いは安定剤を添加された製品については、実際に添加された抑制剤或いは安定剤の名称、数量等の状況を説明する。

輸出入危険化学品検査の内容には、安全、衛生、健康、環境保護、詐欺防止などの要求を遵守しているか否かを判別する品質、数量、重量などの項目がある。例として、安全要求は以下の内容を含む。

- 製品の主要成分／組分情報、物理及び化学特性、危険類別等は本公告の第四条の規定に遵守しているか否か
- 製品の包装上に危険表示ラベルがついているか否か（輸入製品は中文で危険表示ラベルが貼付されていなければならない）

- SDS を付属しているか否か（輸入製品は中文 SDS が付属されていなければならない）
- 輸入する危険化学品の包装の型式、標記、包装類別、包装規格、重量、包装使用状況など

法令名	中国輸出入厳格制限有毒化学品目録（2014 年版）
URL	http://www.mee.gov.cn/gkml/hbb/bgg/201312/t20131231_265886.htm
所轄官庁	生態環境部
規制内容	<p>本目録には有毒化学品 162 種が収載されているが、その内の 4 種が前 2012 年版に追加されたものである。追加された 4 物質は殆ど、過フッ化-オクチル基スルホン化物類の物質である。注意すべき点として、そのうち 30 種の物質の税関商品コードが前のバージョンのものに変更が加えられていると指摘されている。</p> <p>対象企業</p> <p>(1) 中国域外の輸出業者 (2) 中国国内に有毒化学品を輸入して使用する企業 (3) 有毒化学品の貿易に従事する企業</p> <p>企業の義務</p> <p>企業は、本目録に収載されている有毒化学品を輸出入する際、生態環境部に有毒化学品輸入環境管理登録証および有毒化学品輸入（出）環境管理通過通知書を申請し、手続きを取らなければならない。 新しく追加された 4 種物質の輸出入にかかわる企業は直ちにこの申請手続きに取り組む必要がある。</p>

本目録（2014 年版）は、旧環境保護部の「化学品の初回輸入および有毒化学品輸出入に関する環境管理規定」、ロッテルダム条約の付属書 3「目録」の変更および中国国家税則税目の税関商品コードの調整情况に基づき、2012 年版を改訂した上、2013 年 12 月 30 日、旧環境保護部および税関総署により公布され、2014 年 1 月 1 日より実施されたものである。

2016 年 12 月 29 日、「『中国の輸出入厳格制限有毒化学品目録』（2014 年）へのヘキサブプロモシクロドデカンの追加に関する公告」（2016 年第 86 号）が発表され、2014 年版目録にヘキサブプロモシクロドデカンが追加された。2017 年 1 月 1 日以降、ヘキサブプロモシクロドデカンを輸出または輸入するすべての企業は、有毒化学品輸入環境管理登録証および有毒

化学品輸入（輸出）環境管理通関許可通知書の手続きを生態環境部に申請しなければならない。

運用状況

中国での危険化学品の管理について、応急管理部を始め、さまざまな行政機関が各自の職責範囲内で管轄している。現状の主な関連行政機関およびその職責は下表の通りである。

行政機関	職責	規制範囲													
		製造	使用	貯蔵	経営	運送	包装	販売	入国審査	輸出入	登録	分類	ラベル	S D S	
応急管理部 (MEM)	危険化学品の製造、使用、経営、登録など	○	○	○	○									○	○
生態環境部 (MEE)	危険化学品の環境管理登録	○	○								○				
税関総署 (GAC)	危険化学品の出入国検査										○			○	○
交通部 (MOT)	危険化学品の運送および包装					○	○								
工業情報化部 (MIIT)	GHS 実施の統括機関											○			

2011年に公布された危険化学品安全管理条例だが、その運用の実態については未だ不透明な状態である。

今後の予定

現在、中国で危険化学品に関わる産業の規模は拡大しており、中国政府は危険化学品安全生産の各種業務において積極的に取り組んでいるが、依然として課題に直面している。このため、応急管理部は「危険化学品安全法」を策定しており、「危険化学品目録実施ガイドライン」を改正している。

【危険化学品安全法】

「危険化学品安全法」の策定は2014年から開始されている。公布された場合、化学品管理に関する初の法律となるため、現行法の規定内容との一致性および行政機関の職責の整合性を慎重に調整している。2020年2月末現在、「危険化学品安全法」のドラフトはすでに完成しており、政府内部の関連部門の中で意見を募集している。しかし、応急管理部の担当者によると、現段階のドラフトから大きな変更がある可能性が高く、2020年内での正式版の公布は難しい状況であるという。

【危険化学品目録実施ガイドライン】

応急管理部は、2019年に「危険化学品目録実施ガイドライン」の改正作業を開始し、2019年3月14日に意見募集稿公表し、同年4月30日までに意見募集を行った。2020年2月時点で、改正案はまだ公表されていない。本ガイドラインの作者の1人にヒアリングしたところ、「本ガイドラインは必要なものが不足しており、完全ではない」という話があった。本ガイドラインの施行において様々な問題が生じている。例えば、混合物に関しては、策定の当初に意図していたことは、混合物中で目録に記載された成分の合計量が70%を超えたものは危険化学品として扱うという内容であるが、ガイドラインの表現にはその意図を十分に反映できていない。

本ガイドラインの改正は、応急管理部危険化学品安全監督管理司の2020年重点作業の1つであるため、2020年に正式版が公表される見通しである。その動向を注目すべきである。

2.3 PRTR

2020年2月現在、中国ではPRTRに相当する法令は公布されていない。

中国のPRTRに相当する法令として2013年に公布された「危険化学品環境管理登録弁法」が挙げられるが、2016年に廃止された。2016年7月13日に公布された「一部の環保部門規章と規範性書類を廃止することについての決定」⁴⁰によって、10件の部門規章および21件の規範性書類が廃止されたが、そのなかのひとつに上記の弁法が含まれていた。

廃止の理由として、旧環境保護部は、本弁法の目的は危険化学品の関係情報収集、危険化学品による環境および健康への危害の予防または削減し、環境リスクを回避することである。本弁法を確実に施行するため、旧環境保護部はセミナーや研修などの方法で促進するとともに、改正作業で登録申請表を簡略化し、監督管理の一部の要求事項を削除したが、関連付属書類の不足や業界からの批判が大きいなどの原因で推進できなかったと説明している。

また、国務院が2016年2月に公表した「国務院第2回の152件中央指定地方実施行政審批事項を取り消すことについての決定」により、「危険化学品生産使用環境管理登録証発行」および「環境保護部管轄内の有毒化学品輸出入環境管理登録予備審査」を取り消すことになったことは、「危険化学品環境管理登録弁法」の廃止の原因の1つである。

⁴⁰ 一部の環保部門規章と規範性書類を廃止することについての決定（2020年3月9日アクセス）
http://www.gov.cn/gongbao/content/2016/content_5139836.htm

2.4 毒物

日本の毒劇法に相当する法令は、「危険化学品安全管理条例」および「劇毒化学品購買および道路輸送許可証管理弁法」である。「危険化学品安全管理条例」については既に記述しているため、ここでは「劇毒化学品購買および道路輸送許可証管理弁法」について概説する。

制定の経緯

「劇毒化学品購買および道路輸送許可証管理弁法」は 2005 年 4 月 21 日、公安部部长公務会議にて可決された。その後、2005 年 5 月 25 日、「公安部令第 77 号」により公布され、2005 年 8 月 1 日より施行されている。

本弁法については、その規制対象物質である「劇毒化学品目録」が「危険化学品目録(2015年)」のなかに組み込まれた点、および劇毒化学品の基準に変更があった点が 2010 年以降の改正点であるが、本弁法自体の規定については改正されていないため、その規制内容の詳細については NITE (2010)、NITE (2017) を参照のこと。

現行の法令の内容

「劇毒化学品購買および道路輸送許可証管理弁法」の規定内容は、以下の通りである。

法令名	劇毒化学品購買および道路輸送許可証管理弁法（公安部令第 77 号）
URL	http://www.mps.gov.cn/n2254314/n2254409/n2254443/n2254453/c3751643/content.html
目的	本法は、「劇毒化学品購買および道路輸送許可証管理弁法」は、劇毒化学品の購入や道路輸送の 監督管理を強化し、国家財産と公民の生命財産の安全を保障するという目的により、「道路交通安全法」、「危険化学品安全管理条例」等の法律、法規の規定に基づき制定された（第 1 条）。
所轄官庁	交通部、公安部
制定改正	2005 年 5 月 25 日に公布、2005 年 8 月 1 日より施行
規制対象物質	規制対象物質は、人工合成の化学品、その混合物、天然毒素および急性毒性を有し公共安全に危害を及ぼす可能性がある化学品を含む急性劇毒性を有

法令名	劇毒化学品購買および道路輸送許可証管理弁法（公安部令第 77 号）																														
	<p>する化学品であり、現在、「危険化学品目録」（2015 年）に記載されている 148 の劇毒化学品である。劇毒化学品については危険化学品目録の右端の欄に「劇毒」と記載されている（下図参照）。</p> <div style="text-align: center;"> <p>危険化学品目録</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>序号</th> <th>品名</th> <th>别名</th> <th>CAS 号</th> <th>备注</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>阿片</td> <td>鸦片</td> <td>8008-60-4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>氨</td> <td>液氨；氨气</td> <td>7664-41-7</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>5-氨基-1,3,3-三甲环己甲胺</td> <td>异佛尔酮二胺；3,3,5-三甲基-4,6-二氨基-2-烯环己酮；1-氨基-3-氨基甲基-3,5,5-三甲环己烷</td> <td>2855-13-2</td> <td></td> </tr> <tr style="border: 2px solid blue;"> <td>4</td> <td>5-氨基-3-苯基-1-[双(N,N-二甲基氨基氧磷基)-1,2,4-三唑[含量>20%]]</td> <td>威菌磷</td> <td>1031-47-6</td> <td>剧毒</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4-[3-氨基-5-(1-甲基胍基)戊酸氨</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">↑ 剧毒</p> </div> <p style="text-align: center;">危険化学品目録における劇毒化学品の記載</p>	序号	品名	别名	CAS 号	备注	1	阿片	鸦片	8008-60-4		2	氨	液氨；氨气	7664-41-7		3	5-氨基-1,3,3-三甲环己甲胺	异佛尔酮二胺；3,3,5-三甲基-4,6-二氨基-2-烯环己酮；1-氨基-3-氨基甲基-3,5,5-三甲环己烷	2855-13-2		4	5-氨基-3-苯基-1-[双(N,N-二甲基氨基氧磷基)-1,2,4-三唑[含量>20%]]	威菌磷	1031-47-6	剧毒		4-[3-氨基-5-(1-甲基胍基)戊酸氨			
序号	品名	别名	CAS 号	备注																											
1	阿片	鸦片	8008-60-4																												
2	氨	液氨；氨气	7664-41-7																												
3	5-氨基-1,3,3-三甲环己甲胺	异佛尔酮二胺；3,3,5-三甲基-4,6-二氨基-2-烯环己酮；1-氨基-3-氨基甲基-3,5,5-三甲环己烷	2855-13-2																												
4	5-氨基-3-苯基-1-[双(N,N-二甲基氨基氧磷基)-1,2,4-三唑[含量>20%]]	威菌磷	1031-47-6	剧毒																											
	4-[3-氨基-5-(1-甲基胍基)戊酸氨																														

劇毒化学品の基準について、現行の基準（2015 年）と過去の基準（2008 年）を下表にまとめる。下表より、基準の上限値が下げられていることが分かる。

劇毒化学品の基準の比較

	危険化学品目録（2015 年）	劇毒化学品目録（2008 年）
経口	LD ₅₀ ≤5mg/kg	LD ₅₀ ≤50mg/kg
経皮	LD ₅₀ ≤50mg/kg	LD ₅₀ ≤200mg/kg
吸入	(4h)LC ₅₀ ≤100ml/m ³ (気体)、または 0.5mg/L(蒸気)、または 0.05mg/L(霧)	(4h)LC ₅₀ ≤500ppm(気体)、または 2mg/L(蒸気)、または 0.5mg/L(霧)

運用状況

劇毒化学品購買および道路輸送の所管は、治安管理（中国語では公安部）、交通管理（中国語では交通部）が担当している。「劇毒化学品購入許可証」を取得せず劇毒化学品を購入した場合および「劇毒化学品道路通行許可証」を取得せず劇毒化学品を道路輸送した場合、厳しく取り締まりされ処罰される。交通部は劇毒化学品の道路輸送を含む特別検査期間を設け、集中的に取り締まる。例えば、交通部は、「安全交通 100 日間行動方案」の公表の上、2018 年 9 月 18 日～同年 11 月中旬にかけて、中国全国で危険化学品の道路輸送の検査を行

った。

今後の予定

公安部は2014年9月5日に「劇毒化学品購買および道路輸送許可証管理弁法」の改正意見募集稿⁴¹を公表し、同年10月10日まで意見募集を行ったが、同管理弁法の改正案は2020年2月現在まだ公布されておらず、改正作業の進行に関する公開情報も公表されていない。

「危険化学品目録実施ガイドライン」の改正は劇毒化学品の管理にも影響を与える可能性がある。

⁴¹ 「劇毒化学品購買および道路輸送許可証管理弁法」の改正意見募集稿
http://www.gov.cn/xinwen/2014-09/09/content_2747023.htm

2.5 労働安全衛生

中国では、職場における化学物質の使用に関する法令は、主に以下の一般法および特別法の2種類である。

一般法	<ul style="list-style-type: none">労働法職業病防止法
化学物質に特化した特別法	<ul style="list-style-type: none">有毒物質作業場所労働保護条例化学品作業場所安全使用規定

「職業病防止法」は、企業における管理体制の整備、作業環境管理、作業管理（表示義務含む）、健康管理、衛生訓練、リスクアセスメントを規定しており、日本の労安法と同様に労働安全全般をカバーしている。

「有毒物質作業場所労働保護条例」および「化学品作業場所安全使用規定」については、特に改正されていないため、詳細についてはNITE（2010）、NITE（2017）を参照のこと。

制定の経緯

2001年に公布された「職業病防止法」は、2011年12月31日に大幅に改正された。この改正では、職業病防止に関する主管機関の責任分担を明確に規定し、職業病の診断、鑑定を行う際の使用者の証明責任、職業病の診断・鑑定機関の権限などが明確に定められた。さらにその後、関連法規制が改正されたことにより、2016年7月2日、第12回全国人民代表大会常務委員会第21回会議で公布された主席令第48号で、「職業病防止法」が一部改ざれ、2017年11月4日および2018年12月29日、さらに2回の一部改正が行われた。

現行の法令の内容

職業病防止法の規定内容は以下の通りである。化学物質に関する規定については、NITE（2010）からの変更はないため、その部分の規制内容についてはそちらを参照のこと。

法令名	職業病防止法
URL	2011年、2016年、2017年および2018年の改正を反映した最新の職業病防

法令名	職業病防止法
	<p>止法の原文は以下。</p> <p>https://www.mem.gov.cn/fw/flfgbz/fl/201712/t20171212_232549.shtml</p>
目的	本法は、職業病や関連する危害を予防、抑制、除去し、ならびに治療し、労働者の健康及び関連権益を守り、経済社会の発展を促進する。
所轄官庁	応急管理部

2011年改正は大幅な改正であり、職業病防止に関する主管機関の責任分担を明確に規定し、職業病の診断、鑑定を行う際の使用者の証明責任、職業病の診断・鑑定機関の権限などを明確に定めた。また、2016年の改正では、主に建設プロジェクト関連の規定が改正された。

「職業病危害要素分類目録（2015年版）」は2015年11月17日、国家衛生計生委、人力資源社会保障部、安全生産監督管理総局、全国総工会により公布され、公布と同時に施行された。本目録の施行にともない、旧衛生部が2002年3月11日に公布した「職業病危害要素分類目録」は廃止される。

法令名	職業病危害要素分類目録（2015年版）
URL	http://www.nhc.gov.cn/jkj/s5898b/201511/4b286806231a42058d0111aa64053aac.shtml
所轄官庁	応急管理部
関連文書	<ul style="list-style-type: none"> • 132種類の職業病について規定。 • 2015年版目録では、職業危害要素は下記の6種類、計459項目に分類されている。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 粉塵要素：52項目 ➤ 化学要素：375項目 ➤ 物理要素：15項目 ➤ 放射性要素：8項目 ➤ 生物要素：6項目 ➤ その他の要素：3項目

運用状況

国家衛生計生委員会が発表した「2018年我が国衛生健康事業発展統計公報」⁴²によると、2014年、中国全土における職業病は計23,497件であり、そのうち、職業性塵肺病は19,524件、職業性化学品中毒は1,333件、職業性感染症は540件であった。

今後の予定

国務院弁公庁は2016年12月26日付で、「国家職業病防止計画（2016～2020年）」を発表した。本計画では、労働者の健康の権利を保障し、健康な中国を作るために、第13次五カ年計画期間における職業病防止業務の態勢を定めた。

国家職業病防止計画（2016～2020年）の主な内容は以下の通りである。

法令名	国家職業病防止計画（2016～2020年）
URL	http://www.gov.cn/zhengce/content/2017-01/04/content_5156356.htm
目的	同計画は、以下の目的等を含め、健康な中国を作り上げるための重要な基礎を固めるために策定されたものである。 <ul style="list-style-type: none">衛生と健康に関する正しい方針を堅持する。政府の監督の職責を強化、ならびに雇用主の主体的責任遂行を促す。職業病防止レベルを引き上げ、全社会の広範な関与を奨励する。職業病の危害を効果的に防止及び抑制し、労働者の健康を保障し、経済社会の持続的で健全な発展を促進する。
所轄官庁	国務院、安全生産監督管理総局、労働部
主な内容	<ul style="list-style-type: none">本計画は、職業病防止業務の以下の各任務を全面的に遂行すべきことを強調している。<ol style="list-style-type: none">原因をなくすことで職業病の対策を行うこと。職業性のじん肺、化学中毒を重点とし、鉱山、非鉄金属、冶金、建材などの業界で専門的な対策を実施すること。雇用主に主体的責任を果たさせ、防止管理責任制の確立を促し、リスクの評価、防護設備の効果の評価、工事竣工時の検収段階での管理を実施すること。職業病と衛生の監督を強化し、雇用主と職業衛生技術サービス機関

⁴² 国家衛生計生委員会「2018年我が国衛生健康事業発展統計公報」
<http://www.nhc.gov.cn/guihuaxxs/s10748/201905/9b8d52727cf346049de8acce25ffc0d0.shtml>

	<p>の「ブラック目録」⁴³制度を設け、それを定期的に社会に公表すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 4. 職業病防止サービスの水準を向上させ、農民工（農村から都市への出稼ぎ者のこと）のじん肺の問題をはじめとし、職業病診断手続きを簡素化し、サービスの流れを改善し、サービスの質を向上させること。 5. 職業病から救う保障措置を定め、雇用主に期限通り定められた金額の労災保険料を納付させ、労災保険を、基本医療保険、大病保険、医療救助、社会の慈善事業、商業的保険などと効果的に組み合わせ、労働者が利用できるようにする。 6. 職業病防止の情報化を進め、重点の職業病と職業病リスクの測定、報告、管理のネットワークを整備すること。 7. 職業病防止の宣伝、教育と健康促進を強化し、職業病防止の法律・法規・標準を広く宣伝すること。 8. 職業病防止の科学研究を推進し、職業病防止の基礎研究と先進的研究を奨励及びサポートし、研究成果の応用普及を促進すること。 <ul style="list-style-type: none"> • 本計画は、各地方が職業病防止をより重視し、社会発展全体計画に組み入れ、各方面の協調を図り、総合的な職業病防止水準を向上させるよう要求している。各関係官署はそれぞれの担当分野に応じてそれぞれの職責を果たし、各業務を着実に実行しなければならない。
--	---

今年第13次5カ年計画期間の最終年であるため、次の5カ年計画を見据え、新たな国家職業病防止計画が制定される見通しである。

⁴³ 法令違反企業リストを意味する。

2.6 消防

中国における消防関連の法規制は、消防法を最上位法として、「建築設計防火規範 GB 50016-2006」や「消防安全マーク第 1 部分：マーク GB 13495.1-2015」といった国家標準が定められている。

制定の経緯

中国の消防法は 1998 年 4 月 29 日に、第 9 回全国人民代表大会常務委員会第 2 回会議で可決された。さらに 2008 年 10 月 28 日に第 11 回全国人民代表大会常務委員会第 5 回会議で改正が可決された。改正された消防法は、2009 年 5 月 1 日より施行されている。その後、2019 年 9 月 23 日に一部改正された。

ただし、本法で定められている可燃性・爆発性危険物については、具体的には危険化学品安全管理条例に従って管理されている⁴⁴。

現行の法令の内容

消防法の主な規定は以下の通りである。2019 年に行われた一部改正⁴⁵では、主に消防にける建築物の検収に関する条文や「公安消防部隊」の組織再編にともなう名称変更などであり、企業の留意点については改正されていないため、NITE (2017) を引用する。

法令名	消防法
URL	http://www.gov.cn/flfg/2008-10/29/content_1134208.htm
目的	本法は火災を予防し火災による被害を減少させ、緊急能力及び応急救援対策を強化し、人身、財産の安全を保護し、公共の安全を擁護する。
所轄官庁	公安部
対象物質	可燃性・爆発性危険物
改正内容	<ul style="list-style-type: none">消防安全責任制を強化（第 16 条） 企業の主要責任者は、該当企業の消防安全責任者になり、消防安全面でのすべての責任を負担する。

⁴⁴ NITE (2010) 「平成 22 年度海外の化学物質管理制度に関する調査報告書」

⁴⁵ 2019 年第 29 号主席令

<http://www.nhc.gov.cn/jkj/s5898b/201511/4b286806231a42058d0111aa64053aac.shtml>

法令名	消防法
	<ul style="list-style-type: none"> • 可燃性・爆発性危険物を生産、貯蔵、販売する場所は、居住場所と同一の建物内に設置してはならず、居住場所と一定の安全な距離を保つことと規定されている（第 19 条）。 • 可燃性・爆発性危険物の生産、貯蔵、積卸しをする工場、倉庫と専用の停車場、埠頭の設置については、消防技術基準に適合することが規定されている。可燃性・爆発性の気体と液体の充填施設、補給施設、調圧施設は、消防安全要求に適合する場所に設置し、火災と爆発に関する要求に適合する必要がある（第 22 条第 1 項）。 • 可燃性・爆発性危険物の生産、貯蔵、積卸しをする工場、倉庫と専用の停車場、埠頭や、可燃性・爆発性の気体と液体の充填施設、補給施設、調圧施設が既に設置されている場合で、前項の規定に適合していない場合は、地方人民政府が関連部門や事業所が安全を脅かす要因を早期に解決、削除するように調整しなければならない（第 22 条第 2 項）。 • 消防製品は国家標準に必ず適合していることが非通用。国家標準がない場合は、業種標準に適合する必要がある。不合格の消防製品及び国家が淘汰を命じた消防製品を生産、販売、または使用禁止となる（第 24 条）。 • 15 種類の違法行為および処罰（第 58 条～72 条） 企業や個人に関らず、報告義務を無視する、または報告義務を有する人員はすぐ報告しない場合、違法と問われる可能性がある。具体的な罰則としては、拘留の罰則が追加されたとともに、罰金の額が大幅に上昇された。
関連文書	建築設計防火規範 GB 50016-2006 消防設備に関する技術的な規定が定められている国家標準である。

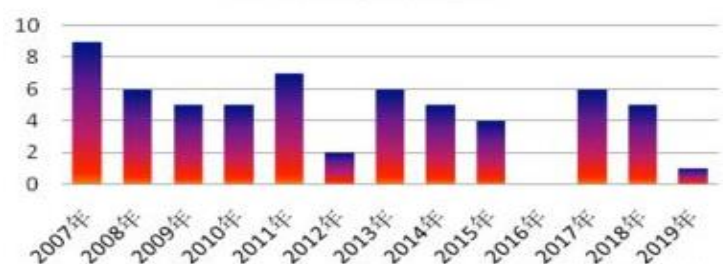
このほか、消防関連の国家標準として「建築設計防火規範 GB 50016-2006」と「消防安全マーク第 1 部分：マーク GB 13495.1-2015」がある。前者は、消防設備に関する技術的な規定が定められている国家標準である。後者については、1992 年に公布された「消防安全マーク GB 13495-1992」を改正した標準である。同標準で規定されるマークは、様々な建物、場所で広く利用され、火災事故の効果的な予防と減少に重要な役割を果たしてきた。2015 年の改正は、主に中国の消防安全作業における実務面での需要や管理の特徴、および大衆の認知習慣に基づくもので、同時に、国際的な消防安全標準の内容も参考にされた。

2015年版の発行、実施は、消防安全マークの利用をより規範化し、消防安全マークの識別可能性を向上させ、火災を有効に予防し、人民の生命や財産安全を確保することについてさらに貢献するものと期待されている。以下に、その詳細をまとめる。

法令名	消防安全マーク第1部分：マーク GB 13495.1-2015
目的	本法は火災を予防し火災による被害を減少させ、緊急能力及び応急救援対策を強化し、人身、財産の安全を保護し、公共の安全を擁護する。
規制内容	<p>消防安全マークの種類</p> <p>消防安全マークが、下記の6種類、計25個常用マークおよび2個の方向補助マークを含む。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 火災警報装置 (2) 緊急避難 (3) 消火設備 (4) 禁止と警告 (5) 方向補助マーク (6) 文字補助マーク <p>消防安全マークの構成</p> <p>非常口の位置と方向、避難ルート、消防施設や設備の設置場所、火災または爆発に関わる危険区域の警告と禁止など、特定の消防安全情報を公衆に伝えるためのものであり、幾何学形状や安全色、特定の消防安全情報を示す絵表示で構成されている。</p> <p>2015年改正の特徴</p> <p>2015年版では、新たに「火災専用電話」、「車輪付き消火器」、「放水銃」の3種類のマークが追加され、また、従来の標準にて規定された「緊急出口」、「消防はしご」、「消防ホース」、「火災に注意-易燃性物質」、「火災に注意-酸化性物質」、「爆発に注意-爆発物」の6種類マークの名称が、それぞれ「非常口」、「非常はしご」、「消防ホースリール」、「易燃性物質に注意」、「酸化性物質に注意」、「爆発物に注意」と変更された。</p> <p>さらに新標準では、消防ボタン、非常口、スライドドア、閉塞禁止、消火器、消防ホースリール、水消火禁止、方向補助マーク等12種類のマークの細部に修訂が施された。</p>

運用状況

応急管理部消防救援局の統計データ⁴⁶によると、2019年、中国全国において23.3万件の火災事故が発生したが、重大火災事故が例年よりはるかに減少し、特別重大火災事故がなかった。火災事故による1335人死亡、837人負傷、直接財産損失は36.12億元（約577.92億円、2020年2月末レート）であり、2018年と比べて、それぞれ4%、8.7%、0.8%および1.9%低減した。火災事故は2018年比で減少したが、消防救援の回数は8.8%増加した。



2007年～2019年火災事故件数

地域的には、東部地域は人口が多く、産業が盛んで重要な経済拠点であるため、火災リスクも高い。中国全国の火災事故の31.6%は東部地域に発生し、比較的に重大火災事故および重大火災事故はそれぞれ全国の43.8%および100%に占め、死亡人数および負傷人数はそれぞれ全国の37.2%および39.1%に占めた。他の3つの地域（西部地域、東北地域、南部地域）と比べて極めて高い比率であった。

今後の予定

公安部（中国語名称、公共安全を担当する省庁）に所属していた「公安消防部隊」（中国人民武装警察消防部隊）は、2018年10月9日に応急管理部に移管された。これにより中国で実行されていた53年間の現役軍人による消防部隊は解体された。

移管された後、応急管理部の消防救援局は主に消火および救援を担当し、法規制策定や消防監督等の消防関連の「予防」に関しては、別の専門部署で担当する。今後、消防に関する法規制の策定や救援などはさらに整備される。

⁴⁶ 応急管理部消防救援局「統計データ」
<https://www.119.gov.cn/article/3xBeEjR54K>

2.7 家庭用品

中国では、日本の「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に相当する法律はない。その代わりに、有害物質の含有規制が個別の法令として制定されており、そのなかでも特に日本企業への影響が大きいものとしては、「電器電子製品有害物質制限使用管理弁法」（呼称：中国 RoHS 2）が挙げられる。

制定の経緯

電器電子製品有害物質使用制限管理弁法（中国 RoHS 2）の制定の背景

中国情報産業部(現在の工業情報化部)等の 7 部門は 2006 年 2 月に、共同で「電子情報製品汚染抑制管理弁法」⁴⁷（以下、「中国 RoHS 1」）を公布した。しかし、中国の電気電子産業の発展に伴い、中国 RoHS 1 の関連制度について不備が現れてきたため、その改正が求められていた。中国 RoHS 1 は電子情報製品の含有有害物質の表示のみを規定し、冷蔵庫や洗濯機などの家電製品を含まず、環境および人の健康の全面的な保護には不十分なものであった。一部の企業は 2 つの方法を使い分けて使用していた。すなわち、輸出品に対しては有害物質を制限していたが、中国国内で販売される製品に対してはそうした措置を採用していなかった。中国の電気電子産業の発展を目指すためにも、他国の制度を参考にし、「電子情報製品汚染抑制管理弁法」の適用範囲を拡大する必要があった。

また、中国 RoHS 1 は、電子情報製品汚染抑制重点管理目録に記載されたすべての製品に対して強制認証を行うことを規定していた。ただし、製品によって汚染抑制管理の要求事項が異なり、かつ電気電子製品のグレードアップ／モデルチェンジが頻繁に行われているため、強制認証を全面的に執行することは新製品の開発および関連産業の発展に不利な影響をもたらす恐れがある。このような理由から、中国 RoHS 1 の管理方法を調整し、合格評定制度を構築し、管理制度を改善する必要があった。そうした背景を踏まえて、2016 年 1 月 6 日、中国工業情報化部、発展改革委員会、科技部、財政部、環境保護部、商務部、税関総署、質検総局の 8 部門は共同で「電器電子製品有害物質使用制限管理弁法」⁴⁸を公布した。

⁴⁷ 電子情報製品汚染抑制管理弁法

http://www.mee.gov.cn/gkml/hbb/gwy/200910/t20091030_180707.htm

⁴⁸ 電器電子製品有害物質使用制限管理弁法

http://www.gov.cn/gongbao/content/2016/content_5065677.htm

• 新旧 RoHS の主な相違点

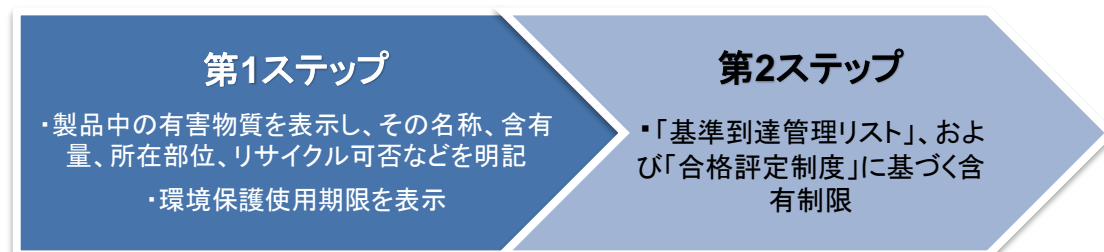
項目	旧弁法	新弁法
名称	電子情報製品汚染抑制管理弁法	電器電子製品有害物質使用制限管理弁法
対象製品	電子情報技術を採用して製造する電子レーダー製品、電子通信製品、放送テレビ製品、コンピューター製品、家庭用電子製品、電子測量機器製品、電子専用製品、トランジスタ製品、電子応用製品及び電子材料製品等の製品とそれらの部品	電流あるいは電磁場により稼動する、あるいは電流および電磁場の生産・運送・測定を目的とする、定格電圧が直流の場合は 1500 ボルト以下、交流の場合は 1000 ボルト以下の設備および周辺製品
対象となる有害物質	<ul style="list-style-type: none"> 鉛 水銀 カドミウム 六価クロム ポリ臭化ビフェニル (PBB) ポリ臭化ジフェニルエーテル (PBDE) 国家が指定するその他有毒有害物質または元素 	<ul style="list-style-type: none"> 鉛およびその化合物 水銀およびその化合物 カドミウムおよびその化合物 六価クロム化合物 ポリ臭化ビフェニル (PBB) ポリ臭化ジフェニルエーテル (PBDE) 国家が指定するその他有毒有害物質
施行日	2007 年 3 月 1 日	2016 年 7 月 1 日
規制方法	2 段階規制	2 段階規制
第 1 ステップ	SJ/T11364-2006「電子情報製品汚染抑制標識要求」に従い表示	SJ/T 11364-2014「電子電気製品有害物質使用制限標識要求」に従い表示
第 2 ステップ	重点管理目録及び中国強制認証制度	基準到達管理目録及び合格評定制度

電器電子製品有害物質使用制限管理弁法（中国 RoHS 2）の実施に向けた取り組み

「電器電子製品有害物質使用制限管理弁法」（下記、「管理弁法」と略称する）は「2 段階」の施行理念を採用しており、第 1 ステップとしては、適用範囲内の対象製品について、関連する基準に従って標識要求を満たしラベルを貼付するよう義務付けられている。

次に、第 2 ステップでは目録管理の方法を採用し、「基準到達管理目録」に記載された製

品に対して有害物質の含有量の制限要求を実施し、有害物質の含有量が基準値を超えてはならないとし、そのための詳細については関連する合格評定制度に従い管理されるものとしている。以下、管理弁法の第1ステップと第2ステップについて解説する。



中国 RoHS2 の法規システムをさらに完全へ

大多数の企業が「管理弁法」の第1ステップの対応を済ませている状況を踏まえた上で、第2ステップの作業を促進するため、EUをはじめとした他の国・地域の電気電子製品に対する有害物質使用制限に関する規制の執行と経験を参考にして、中国工業情報化部等の8部門は、2018年3月12日に「電器電子製品有害物質使用制限基準到達管理目録（第1次）」、および「基準到達管理目録使用制限物質適用除外目録」を発表した。

第2ステップを具体的に実施し、「到達管理目録」に記載された製品を管理するため、中国市場監督管理総局と工業情報化部は2019年5月16日、「電器電子製品有害物質使用制限合格評定制度実施の取り決め」⁴⁹を公布した。この「取り決め」により、2019年11月1日以降、「基準到達管理目録」に記載された電器電子製品のサプライヤーは、電器電子製品の有害化学物質使用制限に対する合格評定に基づく認証取得を完了しなければならない。

現行の法令の内容

【電器電子製品有害物質使用制限管理弁法（RoHS2）】

2016年7月1日の「電器電子製品有害物質使用制限管理弁法」の施行とともに、旧法である「電子情報製品汚染制御管理弁法」は廃止された。中国 RoHS 2 とも呼ばれる現行の中国 RoHS の概要は、以下のとおりである。

⁴⁹ 電器電子製品有害物質使用制限合格評定制度実施の取り決め

http://gkml.samr.gov.cn/nsjg/rzjgs/201905/t20190517_293827.html

法令名	電器電子製品有害物質使用制限管理弁法
URL	http://www.gov.cn/gongbao/content/2016/content_5065677.htm
所轄官庁	工業情報化部
規制対象物質	<ul style="list-style-type: none"> • 鉛およびその化合物 (0.1wt%) • 水銀およびその化合物 (0.1wt%) • カドミウムおよびその化合物 (0.01wt%) • 六価クロム化合物 (0.1wt%) • ポリ臭化ビフェニル (PBB) (0.1wt%) • ポリ臭化ジフェニルエーテル (PBDE) (0.1wt%) • 国が指定するその他の有害物質 (0.1wt%)
規制内容	<p>対象製品 (第 3 条 1)</p> <p>電器電子製品 (定格電圧 AC1000V/DC1500V 以下) : 電流あるいは電磁場により稼動する、または電流および電磁場の生成・伝送・測定を目的とする、定格電圧が直流の場合は 1500 ボルト以下、交流の場合は 1000 ボルト以下の設備および周辺製品。ただし、電力の生産・伝送・配分に係わるものは除く。</p> <p>主な内容</p> <p>(1) 生産者および輸入者の責任については、有害物質の名称およびその含有量、構成部品および当該製品の回収利用の可否、不適切な利用あるいは処置した場合の環境・人体健康への影響、電器電子製品の環境保護使用期限などを表示しなければならない。(第 13~14 条)</p> <p>(2) 国は電器電子製品有限物質使用制限合格評定制度を構築する。目標達成目録に記載された電器電子製品は、電器電子製品有害物質使用制限関連の国家標準あるいは業界標準を満たさなければならない、電器電子製品有限物質使用制限合格評定制度で管理される。(第 18 条)</p>

【「電器電子製品有害物質使用制限管理弁法」の実施に関する Q&A】

中国工業情報化部は、2016 年 5 月 16 日、「『電器電子製品有害物質使用制限管理弁法』の実施に関する Q&A」⁵⁰ (「中国 RoHS2 FAQ」とも呼ばれる) を公表した。本 Q&A は以下の構成となっており、計 56 の質問とそれに対する回答が掲載されている。

⁵⁰ 「電器電子製品有害物質使用制限管理弁法」の実施に関する Q&A
http://gxt.il.gov.cn/xxgk/zcwj/zcfg_zcid/201607/t20160701_2316377.html

第一部：総合的な問題	
第二部：「管理弁法」の適用範囲について	1. 「管理弁法」の適用範囲に関する説明 2. 適用範囲に関する具体例
第三部：「管理弁法」の基本的要求事項	1. 「管理弁法」の施行および企業での実施の流れ 2. 制限される有害物質の種類 3. 表示要求 (1) 移行期間における基準の実施 (2) 基準の適用範囲に関する質問 (3) 電器電子製品の付属品の表示に関する質問 (4) 表示内容および表示の具体的な要求 (5) 一部の具体的な表示例 4. 限度量に関する要求
第四部：「管理弁法」のその他の要求	
第五部：罰則関連	

関連標準 (Q7)

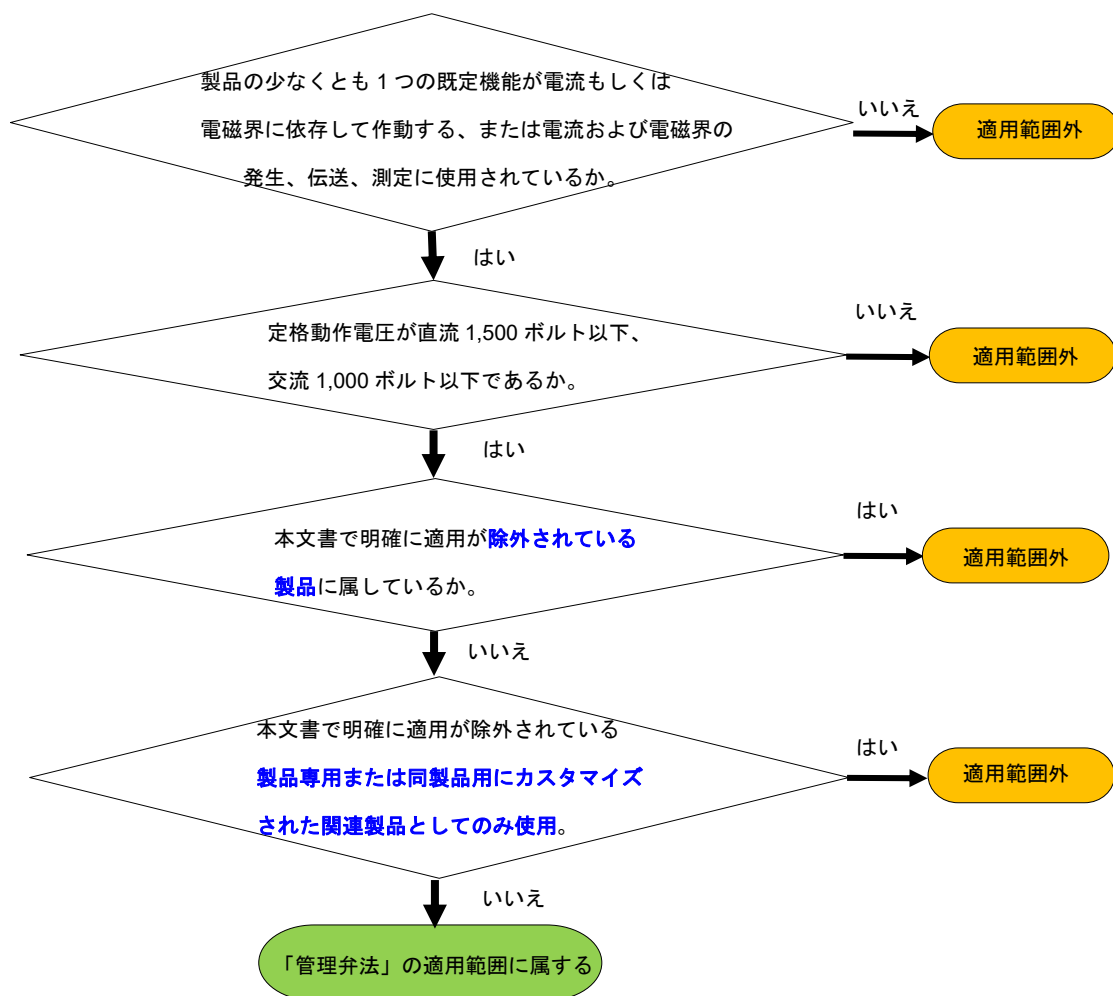
「管理弁法」の第 11 条、第 13 条、第 14 条、第 16 条、第 18 条の規定によると、有害物質の使用を制限する国家標準または業界標準は、以下の標準（追補を含む）を指す。

標準番号	標準名	内容
SJ/T 11364-2014	電子電気製品有害物質使用制限標識要求	標識
GB/T 26572-2011	電子電気製品における使用制限物質の制限量要求	制限量
GB/T 26125-2011、 IDT IEC 62321 : 2008	電子電気製品使用制限物質 6 種（鉛・水銀・カドミウム・六価クロム・ポリ臭化ビフェニル・ポリ臭化ジフェニルエーテル）の測定	測定
GB/T 29783-2013	電子電気製品における六価クロム測定の原子蛍光分析法	

上記の標準はいずれも「管理弁法」の施行に伴い制定されたものであり、「管理弁法」の規定を実施する上で必須のものである。したがって、「管理弁法」で引用されているこれらの標準を遵守しなければ、「管理弁法」の要求を満たすことはできない。適用範囲に属する製品については、これらの標準を確実に遵守することが求められる。

判定方法 (Q13)

具体的な適用範囲については、下記のフローチャートに基づき判断する。



適用範囲 (Q12)

適用範囲には、以下の機器やその関連機器が含まれるが、これらに限定されるわけではない。

- 1 通信機器
- 2 ラジオ、テレビ機器
- 3 コンピューターやその他の OA 機器
- 4 家庭用電器電子機器
- 5 電子式計器
- 6 工業用電器電子機器
- 7 電動工具
- 8 医療用電子設備や機械
- 9 照明製品
- 10 文化・教育、工芸・美術、体育、娯楽用の電子製品

適用除外製品 (Q11)

以下の電器電子機器、およびそれらの機器に専用またはカスタマイズされた関連製品は、「管理弁法」の適用範囲外となる。

1. 発電所、送配電施設、建築物の給配電用システムや設備など、電力の生産、伝送および分配に関連する機器。
2. 軍事用途の電器電子機器。
3. 特殊な環境または極限環境で使用される電器電子機器。
4. 輸出用の電器電子機器。
注意：輸出用の電器電子機器は、輸出先の国や地域の有害物質使用制限に関する規定に適合していること。
5. 一時的に輸入または中国国内に持ち込んで補修するが、販売しない電器電子機器。
6. 科学研究または研究開発、試験用の試作品。
7. 展示会、展覧などに使用するが、販売しないサンプルや展示品など。

また、以下に、留意しておくべき一部の質問を列挙したので、参考にしてください。

Q16. 様々な形で使用される電線・ケーブルについては、どのように「管理弁法」の要求に適合させればよいのか？

A：Q11の「1.」に記載の適用除外製品に関係する送配電ケーブルを除き、その他の「管理弁法」の適用範囲に属する電器電子設備に使用されるケーブルについては、いずれも「管理弁法」の要求に適合しなければならない。市場で販売され、最終的な用途が不明のケーブルに関しても、「管理弁法」の要求を満たしていなければならない。

Q20. アフターサービスの交換保証により交換した製品は、「管理弁法」の適用範囲に属するのか？

A：製品の交換は、元の製品と同一特性を持つ新製品を市場で販売したと見なされるため、「管理弁法」の適用範囲に属する。

Q23. 「管理弁法」の施行後、海外の親会社が電器電子製品を中国の子会社に転売した場合、「管理弁法」の要求に適合する必要があるのか？

A：海外の親会社が異なる独立法人資格を有する中国の子会社に製品を転売した場合、「管理弁法」の要求を満たさなければならない。海外の本社が同一の独立法人資格を有する中国の子会社に製品を転売した場合、この種の状況は会社内部での資産移転に当たり、「市場への投入」という行為には当たらないため、「管理弁法」の制限を受けない。

Q28. 電器電子製品の環境保護使用期限の開始日は、どの日を基準とするのか？

A：電器電子製品の環境保護使用期限の開始日は、その製造日を基準とする。

Q33. 電器電子設備に属していない構成部品を製品とともに販売する際、表示を行う必要があるのか。また、これらの構成部品の有害物質含有状況を含有量表に明記する必要があるのか？

A：電器電子設備に属していない構成部品を製品とともに販売する場合、電動ミシンの補助テーブルやカメラのレンズフードのように、同構成部品が製品の構造上の要求を満たす上で、または機能要件で必須の部品となっている場合、SJ/T 11364-2014 に従い表示し、「有害物質の名称および含有量表」でも、同部品の有害物質の含有状況について明記すること。上記以外の場合には表示しなくてよい。

Q36. 製品の有害物質含有量がいずれも GB/T 26572-2011 で規定の限量要求を超えていない場合、SJ/T 11364-2014 の図 1 に記載の「e」マークを表示すべきなのか？

A：SJ/T 11364-2014 の 6.2.1 条の要求によると、製品の有害物質含有量が GB/T 26572-2011 で規定の限量要求を超えていない場合、下図（「e」マーク）を表示しなければならない。また、その場合は、有害物質含有量表による宣言は不要となる。



Q41. SJ/T 11364-2014 では、有害物質の名称および含有量の表示が各部品に対応しているよう要求されているが、どのように製品の部品を区分すればよいのか？有害物質を含まない部品については、宣言内容に含まれる有害物質含有量表に列記する必要があるのか？

A：電器電子製品は、その種類が非常に多いため、製品の部品を区分して1つずつ列挙することはできない。具体的な部品の区分方法については、企業が自ら指定できるが、製品におけるすべての有害物質の含有状況を伝えるため、製品の各構成部分が含まれていなければならない。また、単一の部品または同類の部品毎に、有害物質含有量に関する宣言を行うのが容易な区分とすること。有害物質を含まない部品については、SJ/T 11364-2014 の 6.2.2 条、表 1「有害物質含有量表」への列挙は強制されていない。

Q45. 現在、多くの電器電子製品の電池は、取り外しができないようになっているが、この種の製品については、電池も含めて 1 つの表示のみでよいのか？

A：電池の取り外しができない電器電子製品の有害物質使用制限マークについては、1つのみ表示すればよい。ただし、有害物質含有量表には、電池を含めた製品のすべての部品を含めること。



Q55. 「管理弁法」の規定への違反に関して、第 3 章の罰則では、具体的な処罰条項が記載されていないのはなぜか？

A：関連する各部や委員会は、様々な状況を対象としたそれぞれの処罰条項を有しており、調整できるという目的を考えた場合、「管理弁法」の第 3 章で具体的な規定を設けるのは適切とはいえない。それゆえ、「管理弁法」第 19 条の規定に基づき、「管理弁法」の要求に違反した事業者、個人などについては、移管するか、もしくは商務、税関、品質検査、工商などの部門がそれぞれの職責の範囲内で法に基づき処罰する、または移管するとともに各関連部門がそれぞれの職責の範囲内で法に基づき処罰する。

【「電子電気製品有害物質使用制限標識要求」 SJ/T 11364-2014】

「電器電子製品有害物質使用制限管理弁法」のラベルについては、「電子電気製品有害物質使用制限標識要求」 SJ/T 11364-2014 を参照することとなる。

電子電気製品は、本標準の要求に基づき、製品に有害物質が含まれるか否かという標識を貼付する。製品に有害物質が含まれていない場合は、以下の図 1 の標識を選択する。製品に有害物質が含まれる場合は、図 2 の標識を選ぶとともに、本標準の 6.2.2 項の要求に基づいて有害物質の名称及び含有量を製品取扱説明書に明記する。

図 1 標識 I	図 2 標識 II
<div style="text-align: center;">  </div> <p>図形全体の意味は、その電子電気製品は、有毒物質を含まない、グリーン環境保護型の電子電気製品であり、廃棄後は回収利用ができるため、むやみに捨てるべきものではないことを表している。</p>	<div style="text-align: center;">  </div> <p>図形全体の意味は、その電子電気製品には有害物質が含まれるが、環境保護使用期限内は安心して使用でき、環境保護使用期限を過ぎた後は回収循環システムに入るべきものであることを表している。<u>図 2</u>にある数字はあくまでも例である。<u>使用時に、該当電子電気製品の環境保護使用期限の年数で置き換える。</u></p>

有害物質の標識様式

有害物質の標識様式は下表の通り。

表 有害物質の名称及び含有量の標識様式
製品に含まれる有害物質の名称及び含有量

部品 名称	有害物質					
	鉛 (Pb)	水銀 (Hg)	カドミウム (Cd)	六価クロム (Cr(VI))	ポリ臭化ビフェ ニル (PBB)	ポリ臭化ジフェ ニルエーテル (PBDE)
...

表は、SJ/T11364の規定に基づいて作成する。
○：該当部品の中の全ての均質材料に含まれる有害物質の含有量がいずれもGB/T26572が定めた制限値を下回ったことを示す。
×：該当部品の中の最低一つの均質材料に含まれる有害物質の含有量がGB/T26572が定めた制限値を上回ったことを示す。
(企業はここで、実際の状況に応じ、上記「×」が付けられた技術的原因をさらに説明することができる。)

環境保護使用期限について

環境保護使用期限とは、電気電子製品に含まれる有害物質が、通常の使用条件の下で、外部への漏洩あるいは突然変異を生じない、電気電子製品の使用中にユーザーが環境への汚染を引き起こさない、あるいは人体や財産に損害を及ぼさない期限のことである。

有害物質が含まれる電気電子製品は、生産者あるいは輸入者が SJ/Z11388「電子情報製品環境保護使用期限通則」を参照し、製品の環境保護使用期限を自ら確定し、かつその環境保護使用期限の標識を表示する。

改正版案の公表

中国電子技術標準化研究院は 2020 年 1 月 20 日に中国 RoHS 関連標準である「電器電子製品有害物質使用制限標識要求」の改訂版の意見募集稿を公表し、意見募集を開始した。

基準到達管理目録に掲載され、合格評定を完了した製品は、電器電子製品有害物質使用制限マークの表示が不要になるなどの規定を追加した (6.5 で規定されている)。オレンジマーク (環境保護期限マーク) を省略する場合、製品有害物質の名称及び含有量についての説明を付属しなければならない。また、製品説明の中で、製品の環境保護期限内における使用条件、付属品特別マーク等について詳しく説明しなければならない。

【電器電子製品有害物質使用制限合格評定制度実施の取り決め】

中国市場監督管理総局と工業情報化部は、2019年5月16日（工業情報化部は2019年5月20日付け）、「電器電子製品有害物質使用制限合格評定制度実施の取り決め」を公布した。この「電器電子製品有害物質使用制限合格評定制度実施の取り決め」は、全4章23条及び付属文書から成る。

1. 合格評定の方式
2. 国家推進任意認証の組織及び実施
3. 自己宣言の組織及び実施
4. 合格評定のマーク
5. 監督管理
6. 付則

対象製品と施行日

2019年11月1日以降、「電器電子製品有害化学物質使用制限基準到達管理目録（第1次）」に記載されている製品を出荷、輸入する場合、「実施の取り決め」の要求を満たしていなければならない。

合格評定の方式

以下の2種類から成る。

1. 任意認証 (国家推進任意認証)	企業が任意で申請し、関連する有害物質使用制限標準および技術規範の要求に電器電子製品が適合していることについて第三者機関により証明するもので、国が統一して推進するとともに、規範的に管理する認証活動を指す。認証機関が、関連製品の認証証明書が取得されてから5業務日以内に、認証結果情報を公共サービスプラットフォームに報告すること。
2. 適合宣言 (自己宣言)	供給者（生産者、授権代表者などを含む）の提供する電器電子製品が有害物質使用制限標準および技術規範の要求を満たしていることを証明するために、自主的に合理的な方法を用いて適合性評価を完了するとともに、製品の適合性情報を報告する合格評定活動を指す。供給者は、製品を市場に投入してから30日以内に、公共サービスプラットフォームでの適合性情報の報告を完了すること。

工業情報化部は、市場監督管理総局と共同で、電器電子製品有害化学物質使用制限の公共サービスプラットフォームを構築し、データの共有を実現する。公共サービスプラットフォームにより、「基準到達管理目録」に記載された電器電子製品の有害化学物質使用制限合格評定情報を管理し、合格評定結果を公表する。

方式	合格評定ラベル ⁵¹	適合性情報のプラットフォームへの報告期限	報告者
任意認証 (国家推進任意認証)		製品の認証取得後、 5 営業日以内	認証機関
適合宣言 (自己宣言)		製品を市場投入後、 30 日以内	供給者 (生産者、授權代表者などを含む)

「基準到達管理目録」に記載された電器電子製品のサプライヤーは、上記 2 種類の方式 (国家推進任意認証または自己宣言) から、いずれかの方式を選択し、電器電子製品の有害化学物質使用制限に対する合格評定手続きを完了しなければならない。

付属文書 1 「電器電子製品有害化学物質使用制限の任意認証実施規則」

適用範囲

電器電子製品およびそのアセンブリ、コンポーネントおよび部品、材料の有害物質使用制限の任意認証に適用される。

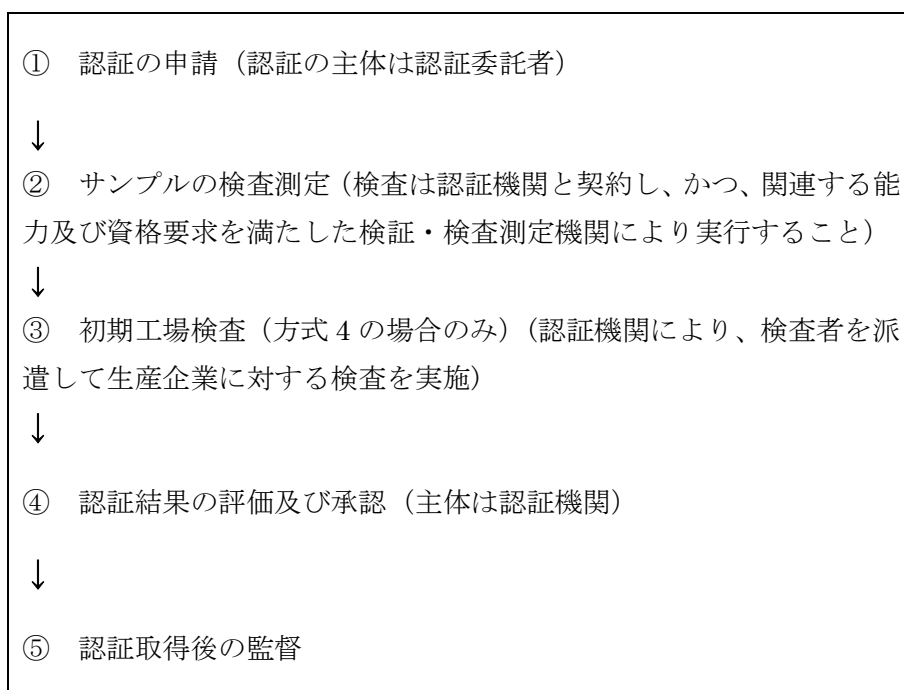
認証方式

各認証方式の要素一覧表

⁵¹中国市場監督管理総局は、2019年7月2日に電器電子製品有害物質使用制限の合格評定制度における「供給者適合性ラベル」を明確に規定した。図のとおり、右側に「SDoC」と記したラベルを使用するものとする。http://gkml.samr.gov.cn/nsjg/rzjgs/201907/t20190703_303174.html

認証方式	サンプルの検査測定			初期工場 検査	認証取得 後の監督	適用製品
	サンプル送付	サンプリング	適合宣言			
方式 1	✓ (型式試験)		✓		✓	コンポーネントおよび部品製品、材料製品
方式 2		✓	✓		✓	コンポーネントおよび部品製品
方式 3	✓ (最適化検査測定)		✓		✓	完成品類およびアセンブリ類（複雑な製品）
方式 4		✓	✓	✓	✓	本規則の範囲内にあるすべての製品

認証実施の手順（認証証明書の有効期間は 5 年とする。）



付属文書 2「電器電子製品有害化学物質使用制限の供給者による適合宣言規則」

適用範囲

本規則は「基準到達管理目録」に記載されている製品に適用される。

自己宣言の報告主体

自己宣言を報告するサプライヤーには、生産者および授權代表者が含まれる。

宣言の内容

自己宣言の内容には、製品が有害物質限度要求の規定を満たしていること、および関連する技術支援文書が含まれること。そして、それら以外に自己宣言には、少なくとも以下が含まれていること。

- (1) 供給者の名称および連絡先。
- (2) 電器電子製品の名称、仕様、技術支援文書の番号、技術支援文書の分類。
- (3) 宣言の内容および関連する宣言書類の真実性、完全性、適合性に対する承諾。
- (4) 授権者の署名、社印などを含む付加的な情報。

電器電子製品有害物質使用制限の供給者による適合宣言の基本形式

電器電子製品有害物質使用制限の供給者による適合宣言

- (1) 供給者 _____
- (2) 連絡先（住所、郵便番号、電話、メールアドレス） _____
- _____
- (3) 宣言する製品および仕様

番号	製品名	仕様	技術支援文書の番号	技術支援文書の分類
1				
2				
3				
……				

上記の製品を市場に投入する際、有害物質が「電器電子製品有害物質使用制限管理弁法」および「電器電子製品有害物質使用制限基準到達管理リスト」の限度要求に関する規定に適合していること、また、上記の宣言内容および関連する技術支援文書の真実性、完全性、適合性に対して責任を負うことについて、当方は厳粛に宣言する。

法定代表者または署名権限者の氏名 _____ 役職 _____
署名 _____ 日付 _____
(社印)

【電器電子製品有害化学物質使用制限基準到達管理目録（第1次）】

中国工業情報化部は、2018年3月15日、2018年第15号公告として、「電器電子製品有害物質使用制限基準到達管理目録（第1次）」および「基準到達管理目録使用制限物質適用除外目録」を公布した。これらの目録を下記に示す。

第1次目録収載製品。

1	電気冷蔵庫
2	エアコン
3	洗濯機
4	電気温水器
5	プリンター
6	コピー機
7	ファクシミリ
8	テレビ
9	モニター
10	マイクロコンピューター
11	携帯電話
12	電話機

「基準到達管理目録」には、製品の範囲や定義、適用範囲の説明が記載されている。また、目録最下部の注意書きには、以下のように注記されている。

「本目録中の製品については、目録外の製品の部品として使用される場合、本目録の適用範囲には属さない。ただし、本目録に記載された製品の最終的な用途が不明で、かつ、市場において単独で販売される場合、本目録の適用範囲に属する」

「基準到達管理目録使用制限物質適用除外目録」

「基準到達管理目録使用制限物質適用除外目録」に記載された製品については、工業情報化部の公告によると、当面、有害物質使用制限関連要求の実施は求められない。「適用除外目録」には、各有害物質の使用制限が除外される用途および限度値要求が記載されている。以下に同目録の一部を示す。

番号	適用除外用途	規制値要求
水銀 (Hg)		
1	一般照明用途の片口金形 (コンパクト形) 蛍光ランプ。	ランプ当たりの水銀含有量が以下の量を超えないこと。
	30W 未満。	2.5mg
	30W 以上 50W 未満。	3.5mg
	50W 以上 150W 未満。	5mg
	150W 以上。	15mg
	環形または角形で、管径 17mm 以下。	7mg
	特殊用途用。	5mg
	30W 未満、かつ、寿命 20,000 時間以上。	3.5mg

運用状況

「電器電子製品有害物質使用制限公共プラットフォーム」発表、試験運用開始

中国工業情報化部は国家市場監督管理総局と共同で2019年10月8日、中国RoHS制度に関連する「電器電子製品有害物質使用制限公共プラットフォーム」を発表し、試験運用を開始した。本公共プラットフォームは以下の通り。

<http://chinarohs.miit.gov.cn>

「電器電子製品有害物質使用制限到達管理目録(1次)」に記載された12種類の電器電子製品の供給者(生産者、授権代表者)は、本サイトにて製品の適合性情報を公表することにより、その製品における有害物質の使用状況がすでに「電器電子製品有害物質使用制限管理弁法」及びその関連標準の要求を満たしていることを大衆消費者に保証することができる。国推任意認証の方式を選択し合格評定された場合、認証機関も本公共プラットフォームにて企業の製品認証情報をアップロードできる。本公共プラットフォームは、供給者が提供する製品における有害物質の使用情報を公開するだけでなく、電器電子製品中の有害物質使用状況に対する消費者の知的権利のニーズを満たすものでもある。

また、本公共プラットフォームの使用ガイド「電器電子製品有害物質使用制限供給者適用性宣言ガイド」が発表され、企業にとって参考にするべきものといえる。下記のウェブサイトにてダウンロードできる。

<http://chinarohs.miit.gov.cn/dynamic/queryOneIndustryDynamic?id=2a110eb1-2e51-4026-a5d8-76c475a51d84>

なお2019年10月21日までに、本公共プラットフォームにはキヤノンやソニーなどの日系企業をはじめとした合計1061件の認証情報がアップロードされ公開されている。

今後の予定

「電器電子製品有害物質使用制限合格評定制度実施の取り決め」のFAQ文書及び「電器電子製品有害物質使用制限基準到達管理目録(第1次)」FAQ文書の正式版の発表

中国国家市場監督管理総局は、2019年7月11日に、「電器電子製品有害物質使用制限合格評定制度実施の取り決め」のFAQ文書(意見募集稿)を発表した。中国電子技術標準化委員会によると、「基準到達管理目録」や「適用除外目録」、「合格評定制度」に関するFAQ

文書の正式版が今後発表される予定である。

SJ/T 11364「電子電気製品有害物質使用制限標識要求」の改正版は、2020年4月ごろ発表される予定

中国工業情報化部電気電子製品汚染防止標準作業グループによると、SJ/T 11364の改正作業はすでに始まっている。改正版は2020年1月に意見募集稿が公表され、2020年3月--4月ごろ通過を申請する予定である。本標準の現行版は、SJ/T 11364-2014「電子電気製品有害物質使用制限標識要求」である。

その他

【国家繊維製品に関する基本安全技術規範 GB 18401-2010】

そのほかの家庭用製品を対象とした有害物質規制として代表的なものは、衣服などの繊維製品を対象とした「国家繊維製品に関する基本安全技術規範 GB 18401-2010」がある。対象となる製品は次の通り。

GB 18401-2010 の対象製品

対象製品分類	具体的な製品例	要求事項
乳幼児用繊維製品	おしめ、肌着、よだれ掛け、パジャマ、手袋、靴下、外衣、帽子、寝具など	A類基準を満たすこと
直接肌に触れる繊維製品	肌着、シャツ、スカート、ズボン、靴下、シーツ、タオル、かけ布団カバー、水着、帽子など	B類基準を満たすこと
直接肌に触れない繊維製品	外衣、スカート、ズボン、カーテン、ベッドカバー、壁紙など	C類基準を満たすこと

上記の3分類された対象製品について、ホルムアルデヒド含有量などの要件が以下の通り規定されている。

GB 18401-2010 で規定された繊維製品の各種基準

項目	A類	B類	C類
ホルムアルデヒド含有量 (mg/kg)	20	75	300
可分解発がん性芳香族アミン染料 (mg/kg)	使用禁止		

pH 値	4.0～7.5	4.0～8.5	4.0～9.0
臭気	無し		

上表の 2 つ目の項目の発がん性芳香族アミンの目録は、GB 18401-2010 の付属書 C にて、以下の 24 物質が定められている。

GB 18401-2010 の付属書 C

No.	名称	Cas No.
1	4-aminobiphenyl	92-67-1
2	benzidine	92-87-5
3	4-chloro- <i>o</i> -toluidine	95-69-2
4	2-naphtylamine	91-59-8
5	<i>o</i> -aminoazotoluene	97-56-3
6	5-nitro- <i>o</i> -toluidine	99-55-8
7	<i>p</i> -chloroaniline	106-47-8
8	2,4-diaminoanisole	615-05-4
9	4,4'-diaminobiphenylmethane	101-77-9
10	3,3'-dichlorobenzidine	91-94-1
11	3,3'-dimethoxybenzidine	119-90-4
12	3,3'-dimethylbenzidine	119-93-7
13	3,3'-dimethyl-4,4'-diaminobiphenylmethane	838-88-0
14	<i>p</i> -cresidine	120-71-8
15	4,4'-methylene-bis-(2-chloroaniline)	101-14-4
16	4,4'-oxydianiline	101-80-4
17	4,4'-thiodianiline	139-65-1
18	<i>o</i> -toluidine	95-53-4
19	2,4-toluylendiamine	95-80-7
20	2,4,5-trimethylaniline	137-17-7
21	<i>o</i> -anisidine	90-04-0
22	4-aminoazobenzen	60-09-3
23	2,4-xylidine	95-68-1
24	2,6-xylidine	87-62-7

さらに、2015 年には「乳幼児および子ども用の繊維製品に関する安全技術規範 GB 31701-2015」が公布され、特に乳幼児用繊維製品については重金属とフタル酸エステルに

関する要件が別途設けられた。対象となる製品は乳幼児用繊維製品および子ども用繊維製品であり、その定義は次の通り。

GB 31701-2015 の対象製品

乳幼児用繊維製品	子ども用繊維製品
生後 36 か月以内の乳幼児を対象とした繊維製品	満 3 歳～14 歳を対象とした繊維製品

これらの対象製品については、GB 18401-2010 での要件に加えて、乳幼児用繊維製品は下表で示す A 類基準を、子ども用繊維製品は B 類（直接肌に触れるもの）または C 類（直接的には肌に触れないもの）の基準を満たさなければならない。

GB 31701-2015 で規定された繊維製品の各種基準

要件		A 類	B 類	C 類
重金属 (mg/kg) (コーティングおよびプリント顔料 生地に適用)	鉛	90 以下	—	—
	カドミウム	100 以下	—	—
フタル酸エステル (%) (コーティングおよびプリント 顔料生地に適用)	DEHP、DBP、BBP (合計)	0.1 以下	—	—
	DINP、DIDP、DNOP (合計)	0.1 以下	—	—
耐湿摩擦堅ろう度		3 級	2-3 級	—
燃焼性		1 級	1 級	1 級

2015 年に公布された GB 31701-2015 は、2016 年 6 月 1 日より施行されている。施行日以前に生産された製品については移行期間が 2018 年 5 月 31 日まで設けられており、それ以降、つまり 2018 年 6 月 1 日からは中国国内で販売される全ての対象製品は上表の基準を遵守しなければならない。

繊維製品を対象とした有害物質規制の実態について中国政府も検査を実施している。例えば、上海市品質技術監督管理局は 2011 年 12 月に品質不合格衣類の「ブラック目録」を公表している。それによると、欧州の有名ブランド製品においても、品質に問題があるためにサンプル検査に合格しない製品が数点あったという。とりわけ、衣服の繊維の含有量が表示と合致しないものが目立ち、関連する 2 つの項目において不合格と判定された製品が延べ 9 点確認された。これについて、上海市政府の新聞弁公室の公式ツイッター「上海発布」は、「買い物の際に有名ブランドを過信するな」と消費者向けの警告を出した。今回実施された検査項目は、取扱説明書、繊維の含有量、ホルマリン含有量、pH 値、乾燥摩擦堅牢度、

汗に対する色落ち堅牢度、水に対する色落ち堅牢度、可分解芳香アミン染料、臭気などである。

【消費財化学的危険リスク評価ガイドライン（意見募集稿）等 3 本の国家標準】

中国全国消費財安全標準化技術委員会は 2019 年 11 月 26 日、下記 3 本の国家推奨標準（意見募集稿）⁵²を公表し、意見募集を開始した（募集期間：2020 年 1 月 30 日まで）。下記 3 本の国家標準は、消費者向け製品の物理的安全性や化学的危険性などを評価する際の指針を提供している。

- ① 「消費財安全 物理危害リスク評価通則」（予定標準番号：20183048-T-469）
- ② 「消費財化学的危険リスク評価ガイドライン」（予定標準番号：20183054-T-469）
- ③ 「消費財安全 化学危害特徴及び暴露評価」（予定標準番号：20182144-T-469）

各標準の適用範囲は以下のとおり。

(1) 「消費財安全 物理危害リスク評価通則」

本標準は消費財の物理危害リスクを評価するプロセスを規定し、リスク評価の実施に必要なとされる情報、およびリスクを識別、推測、評価するプロセスを提示している。

本標準は、消費財に適用し、安全リスク評価を実施する際、安全のための総合的な規則を規定している。消費財のデザイン、製造、取り付け、使用、保守、意外事故及び危害の知識及び経験をまとめている上に、消費財が人員及び財産にもたらす可能性がある損害を分析し、消費財のライフサイクルにおける各段階のリスクを評価している。

(2) 「消費財化学的危険リスク評価ガイドライン」

本標準は、消費財の化学物質が消費者の健康にもたらすリスクを評価する基本プロセスを規定している。危害識別、危害特徴、暴露評価及びリスク説明が含まれている。

本標準は、消費財の化学物質のリスク評価に適用される。

下記は、本標準の付録 A リスク評価報告フォーマットの和訳である。

1. 基本情報
2. 化学物質による健康リスク
- 2.1 危害評価：危害識別及び危害特徴
- 以下の面で化学物質の毒性について定性的にかつ定量的に説明することができる。
- 1) 毒物動態学
- 2) 代謝及び分布

⁵² 消費財化学的危険リスク評価ガイドライン（意見募集稿）
https://www.cnis.ac.cn/bydt/bzyjzq/gbyjzq/201911/t20191127_49061.html

3) 急性毒性
4) 吸入毒性
5) 腐食性
6) 感作性
7) 重複用量毒性
8) 突然変異性
9) 発癌性
10) 生殖発育毒性
11) 危害評価まとめ
2.2 暴露評価
2.2.1 暴露シーン説明
2.2.2 評価方法
2.2.3 データ及びデータ出どころ
2.2.4 暴露量
2.3 リスク特徴
2.4 不確かさ分析
3 リスク評価結論
4 参考文献

(3)「消費財安全 化学危害特徴及び暴露評価」

本標準は、消費財の化学危害特徴及び暴露評価の過程及び方法を規定している。消費財安全化学危害物質の被害特徴及び暴露評価に適用される。本標準の目次は以下のとおり。

前書き
1. 適用範囲
2. 規範性引用資料
3. 専門用語及び定義
4. 一般要求
4.1 総合評価
4.2 情報信頼性
4.3 危害を受けやすい対象
4.4 暴露シーン（訳注：主に化学物質の使用条件を指す）
5. 危害特徴
6. 暴露評価
6.1 暴露の主なルート
6.1.1 吸入暴露

6.1.2 肌暴露

6.1.3 口腔暴露

6.1.4 その他の暴露ルート

6.2 暴露シーンの考慮

6.2.1 消費財の中の物質用途説明

6.2.2 消費財の使用情報を編集

6.3 暴露推算

付録 A (規範性目録) 吸入暴露符号に対する解説

付録 B (規範性目録) 肌暴露符号に対する解説

付録 C (規範性目録) 口腔暴露符号に対する解説

参考文献

2.8 建築

中国で建築に関する最上位法は「建築法」であるが、同法において建材中の化学物質に関する規制は定められていない。ただし、以下の弁法または国家標準のなかで、室内空気質基準および木材中のホルムアルデヒドなどの基準値を規定している。

- 住宅室内装飾補修管理弁法
- 室内空気質に関する基準 GB/T 18883-2002
- 室内装飾内装材料木質パネルおよびその製品中のホルムアルデヒド放散限度値 GB 18580-2017
- 民用建築室内環境汚染物質抑制規範 GB 50325-2010

制定の経緯

建築管理に関する上位法である「建築法」は、1997年11月1日、主席令第91号として公布され、1998年3月1日より施行された。その後、2011年4月22日、人民代表大会第11回会議で一部改正された。さらに2019年4月23日、人民代表大会第13回会議で改正された。この建築法に基づき、住宅・城郷建設部は2002年2月26日に「住宅室内装飾補修管理弁法」を公布した。本弁法は2002年5月1日より施行され、2011年1月26日に住宅・城郷建設部令第9号で一部改正された。

現行の法令の内容

建築法については、NITE(2017)からの大きな改正点はなく、一部条項が2019年に改正されたのみである。以下ではその改正点のみを記す。建築法の詳細な規制内容については、NITE(2010)を参照のこと。

法令名	建築法
URL	http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/201905/0b21ae7bd82343dead2c5cdb2b65ea4f.shtml
目的	本法は、建築活動に対する監督管理を強化し、建築市場の秩序を維持し、建築工事の品質と安全を保障し、建築業の順調な発展を促進する。
所轄官庁	住宅・城郷建設部

法令名	建築法
改正内容	<p>2019年4月23日の人民代表大会第13回会議で一部改正された。改正点は2011年の建築法の第8条で、これを下記のように変更した。</p> <p>施工許可証の申請には、下記の条件を満たすべきである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、当該建築工程の用地許可の手続きを済ませたこと； 2、法律に基づき建設工程企画許可証を申請すべきとされた場合、建設工程企画許可証を取得したこと； 3、建替えのため立ち退く場合、立ち退きの進捗状況が施行要求を満たしていること； 4、建築施行企業を確定したこと； 5、施行に必要な資金、設計図および技術資料を有すること； 6、工程の品質および安全を保障する具体的な措置を有すること。 <p>建設行政主管部門は、申請を受けた日から7日以内に、条件を満たした申請に施行許可証を発給する。</p>

また、住宅室内装飾補修管理弁法について、NITE(2017)から改正点はない。詳細な規制内容については、NITE(2010)を参照のこと。

法令名	住宅室内装飾補修管理弁法
URL	http://www.mohurd.gov.cn/fgjs/jsbgz/200611/t20061101_159045.html
所轄官庁	住宅・城郷建設部
改正内容	2011年1月26日、住宅・城郷建設部令第9号で一部改正された。改正点は、2002年弁法の第39条で、「都市計画法」が「都郷計画法」に改正された点。

【室内空気質に関する基準 GB/T18883-2002】

法令名	室内空気質に関する基準 GB/T18883-2002
URL	http://www.zjnf.cn/uploads/201809/5ba45d99e1dd9.pdf
所轄官庁	生態環境部、国家衛生与計画生育委員会
規制内容	本標準は、室内空気室量パラメータおよび測定方法を規定する。本基準は住宅およびオフィスに適用されるが、同時に他の室内環境についても本標準を参照し実施することができる。

本標準は、2002年11月19日に公布され、2003年3月1日より実施されている。NITE(2017)から改正はない。本標準で規定される室内空気質のパラメータは下表の通りで

ある。

番号	数値類別	パラメータ	単位	標準値	備考
1	物理性	温度	℃	22～ 28	夏期空調
				16～ 24	冬季暖房
2		相対湿度	%	40～ 80	夏期空調
				30～ 60	冬季暖房
3	空気流速	m/s	0.3	夏期空調	
			0.2	冬季暖房	
4	新風量	m ³ /(h・人)	30 ^a		
5	化学性	二酸化硫黄 SO ₂	mg/m ³	0.50	1 時間平均値
6		二酸化窒素 NO ₂	mg/m ³	0.24	1 時間平均値
7		一酸化炭素 CO	mg/m ³	10	1 時間平均値
8		二酸化炭素 CO ₂	%	0.10	日平均値
9		アンモニア NH ₃	mg/m ³	0.20	1 時間平均値
10		オゾン O ₃	mg/m ³	0.16	1 時間平均値
11		HCHO	mg/m ³	0.10	1 時間平均値
12		C ₆ H ₆	mg/m ³	0.11	1 時間平均値
13		C ₇ H ₈	mg/m ³	0.20	1 時間平均値
14		C ₈ H ₁₀	mg/m ³	0.20	1 時間平均値
15		ベンゾ[a]ピレン B(a)P	mg/m ³	1.0	日平均値
16		可吸入性粒状物質 PM ₁₀	mg/m ³	0.15	日平均値
17		総揮発性有機物 TVOC	mg/m ³	0.60	8 時間平均値
18	生物性	菌落総数	cfu/m ³	2500	測定器に基づいて決める ^b
19	放射性	ラドン ²²² Rn	Bq/m ³	400	年平均値 (行動レベル ^c)

番号	数値類別	パラメータ	単位	標準値	備考
<p>a：新風量条件≧標準値，温度、相対湿度以外のその他のパラメータ条件≦標準値；</p> <p>b：附録 D の通り。</p> <p>c：このレベルに達すると、室内ラドン濃度を下げる行動をとるよう薦める。</p>					

また本標準の付録では、以下の情報が記載されている。

- 室内空気中の各種パラメータのモニタリング技術（付録 A）
- 室内空気中のベンゼンの測定方法（付録 B）
- 室内空気中の総揮発性有機化合物（TVOC）の測定方法（付録 C）
- 室内空気中の総菌数の測定方法（付録 D）

【室内装飾内装材料木質パネルおよびその製品中のホルムアルデヒド放散限度値 GB18580-2017】

法令名	室内装飾内装材料木質パネルおよびその製品中のホルムアルデヒド放散限度値 GB18580-2017
URL	http://www.guoxintest.com/pdf/GB185802017.pdf
所轄官庁	国家質量監督検査検疫総局
規制内容	<p>本標準は、NITE(2017)に記載された GB18580-2001 を代替するものであり、2017年4月22日に公布され、2018年5月1日より実施されている。室内装飾内装用木質パネル（床板・壁板等を含む）中のホルムアルデヒド放散量の指標値・試験方法、判定規則および検査報告などを規定し、ホルムアルデヒドを放散する、室内装飾内装用各種木質パネルおよびその製品に適用される。</p> <p>GB18580-2001 と比較して、下記の改正点が挙げられる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、第4章の「分類」が削除された； 2、1m³チャンバー法を修正し、引用資料とする； 3、6.1節の「穿孔抽出法」の限度値、6.2節の「9~11L 乾燥機法」の限度値、および6.3節の「40L 乾燥機法」の内容が削除された； 4、「穿孔抽出法」および「9~11L 乾燥機法」は生産品質制御（管理）にのみ適用される； 5、「気体分析法」を新たに増やし、生産品質制御（管理）に適用する； 6、検査規則条文が修正された； 7、製品ラベル条文が削除された。

同標準では、新たな第4章の「要求」の内容にしか強制力がなく、その他の内容は推薦性となっている。「要求」は、下記のように規定されている。

「室内装飾内装用木質パネルおよびその製品のホルムアルデヒド放散量の限度値は0.124mg/m³、限度マークはE₁となっている。」(注：E₁は直接室内使用可の木質パネル。元のE₂標準はキャンセルされ、E₂標準の木質パネルおよびその製品の生産・販売は禁止されるようになっている。)

【民用建築室内環境汚染物質抑制規範 GB50325-2010】

法令名	民用建築室内環境汚染物質抑制規範 GB50325-2010
URL	http://www.jianbiaoku.com/webarbs/book/105/873747.shtml
所轄官庁	住宅・城郷建設部

本標準は、2010年8月18日に公布され、2011年6月1日より実施されている。NITE(2017)から改正はない。そのなかで化学物質に関する規制部分は以下の通りである。

- 民用建築工事室内用人造木板および化粧人造木板は、遊離ホルムアルデヒド含量あるいは遊離ホルムアルデヒド放出量を測定しなければならない。限度量は、現行の国家標準《室内装飾内装材料 人造板およびその製品からのホルムアルデヒド放出限度量》GB18580の規定に合致すること。

表 環境測定船法による遊離ホルムアルデヒド放出限度量の測定

級 別	限度量 (mg/m ³)
E ₁	≤0.12

- 民用建築工事室内用水性塗料と水性パテは、遊離ホルムアルデヒドの含量を測定すること。その限度量は下表の規定に合致すること。

表 室内用水性塗料と水性パテ中の遊離ホルムアルデヒド限度量

測 定 項 目	限度量	
	水性塗料	水性パテ
遊離ホルムアルデヒド (mg / kg)	≤ 100	

- 民用建築工事室内用溶剤型塗料と木器用溶剤型パテは、規定された最大希釈比例によ

り混合した後、VOC とベンゼン、トルエン+キシレン+エチルベンゼンの含量を測定すること。その限量は、下表の規定に合致すること。

表 室内用溶剤型塗料と木器用溶剤型パテ中の
VOC、ベンゼン、トルエン+キシレン+エチルベンゼン限量

塗料類別	VOC (g / L)	ベンゼン (%)	トルエン+キシレン +エチルベンゼン (%)
アルコール酸類塗料	≤500	≤0.3	≤5
ニトロ類塗料	≤720	≤0.3	≤30
ポリウレタン類塗料	≤670	≤0.3	≤30
フェノリック・アルデヒド 錆止めペンキ	≤270	≤0.3	—
その他溶剤型塗料	≤600	≤0.3	≤30
木器用溶剤型パテ	≤550	≤0.3	≤30

- 民用建築工事室内用水性接着剤は、揮発性有機化合物 (VOC) と遊離ホルムアルデヒドの含量を測定すること。その限量は下表の規定に合致すること。

表 室内用水性接着剤中 VOC と遊離ホルムアルデヒド限量

測定項目	限量			
	ポリ酢酸ビニル 接着剤	ゴム類接着剤	ポリウレタン類 接着剤	その他接着剤
揮発性有機化合物 (VOC) (g/L)	≤110	≤250	≤100	≤350
遊離ホルムアル デヒド (g/kg)	≤1.0	≤1.0	—	≤1.0

- 民用建築工事室内用溶剤型接着剤は、揮発性有機化合物 (VOC)、ベンゼン、トルエン+キシレンの含量を測定すること。その限量は下表の規定に合致すること。

表 室内用溶剤型接着剤中の VOC、ベンゼン、トルエン+キシレン限量

測定項目	限量			
	ネオプレン接着 剤	SBS 接着剤	ポリウレタン類 接着剤	その他接着剤
ベンゼン (g/kg)	≤5.0			
トルエン+キシ レン (g/kg)	≤200	≤150	≤150	≤150
揮発性有機物	≤700	≤650	≤700	≤700

(g/L)				
-------	--	--	--	--

- 民用建築工事室内用水性阻燃剤（防火塗料を含む）、防水剤、防腐剤などの水性処理剤は、遊離ホルムアルデヒドの含量を測定すること。その限度量は、下表の規定に合致すること。

表 室内用水性処理剤中の遊離ホルムアルデヒド限度量

測定項目	限度量
遊離ホルムアルデヒド (mg/kg)	≤100

- 民用建築工事で使用するアンモニアを放出する阻燃剤、コンクリート添加剤は、アンモニアの放出量が 0.10%を超えないこと。
- 民用建築工事で使用する接着木造材料は、遊離ホルムアルデヒドの放出量が 0.12mg/m³を超えないこと。
- 民用建築工事室内内装で使用する壁布・幕布などの遊離ホルムアルデヒドの放出量は、0.12mg/m³を超えないこと。
- 民用建築工事室内用壁紙中のホルムアルデヒド含量は、120mg/kg を超えないこと。
- 民用建築工事の室内には、国家によって使用禁止・制限される建築材料を使ってはならない。
- 民用建築工事室内内装で使用する木の床板およびその他木質の材料には、アスファルト、コータール類の防腐、防湿処理剤の使用を厳禁とする。
- 民用建築工事の室内内装に、ベンゼン・工業ベンゼン・石油ベンゼン・重質ベンゼンおよび混合ベンゼンを希釈剤および溶剤として使用することを厳禁とする。
- 民用建築工事の室内では、有機溶剤で施工用具を洗浄することを厳禁とする。

運用状況

2017年以來、中国では木質パネルおよびその製品に対する監管が強化され、環境標準も厳しくなっている。例えば、「室内装飾内装材料木質パネルおよびその製品中のホルムアルデヒド放散限度値 GB18580-2017」では E2 マークが廃止され、また、「散乱汚」企業の閉鎖などによって、木質パネルおよびその製品の業界のグリーン化、汚染ゼロ化、技術発展などが推進されている。

規制が厳しくなっている中、中国では木質パネルおよびその製品に対する需要も高くなっている。前瞻産業研究院の2019年報告⁵³によると、人工板の消費量は2019年から2023年にかけて毎年3.86%の成長率で伸び、2023年の人造板の消費量は3.63億立方メートルになると予測されている。

今後の予定

中国での建材に関する法規制の改正について情報は得られなかったが、次第に環境保護を重視するようになってきている中国では、住宅の環境品質も重視され、環境標準が厳格化されていくと予想できる。木質パネルおよびその製品などの建材業界は、市場に淘汰されないうために、国家法規制の変化に積極的に対応しつつ、グリーン生産の推進、製品品質・技術などのアップグレード改造を進行しなければならないこととなる。

⁵³ 前瞻産業研究院（2019）「人工板業界發展現状及び動向分析」
<https://bg.qianzhan.com/trends/detail/506/190202-7209f9f2.html>

2.9 食品衛生

中国の食品安全に関わる最上位法に位置するものとして「食品安全法」がある。本法は2018年に改正されているが、内容は2015年のものから大きくは改正されておらず、用語を変更したり削除したりしただけである。この食品安全法の下で、「食品安全法实施条例」、各種弁法（「食品生産許可管理弁法」や「食品リコール管理弁法」など）および各種標準（主なものとしては「食品添加剤の使用標準 GB2760-2014」）が制定されている。

制定の経緯

中国における食品安全を目的とした主要制度は1995年の「食品衛生法」から始まったが、同法はその後2009年に「食品安全法」に置き換えられた。大きな変更点としては、それぞれの立法目的の違いが挙げられる（詳細は以下の通り）⁵⁴。

1995年 食品衛生法

第1条 食品衛生を保証し、食品汚染及び有害要素及び人体に対する危害を防止し、国民の身体の健康を保障し、国民の体質を増強するため、本法を制定する。

↓

2009年 食品安全法

第1条 食品の安全を保証し、公衆の身体の健康及び生命の安全を保障するため、本法を制定する。

具体的には、後者は身体の健康に留まらず、「生命の安全」にまで踏み込んだ内容となっている点である。この背景には、中国国内で2000年代に相次いで起きた食品安全に関わる事件がある（代表的なものとしては、2006年に河北省で起きた「紅心鴨蛋事件」や山東省での「多宝魚事件」、2008年の粉ミルクへのメラミンの混入事件など⁵⁵）。

それから6年が経過した2015年に、再び食品安全法が全面的に改正されることとなった。同改正の主旨として、國務院は以下の4点を挙げている。

⁵⁴ 石川（2010）「中国食品安全法令の新局面」 http://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2010pdf/20100301052.pdf

⁵⁵ 同上

2015年食品安全法⁵⁶改正の主旨

項目	詳細
リスクの防止	生産者の自己検査制度、食品安全リスクモニタリングとアセスメント
全プロセスの監督管理	食品の製造、流通、飲食サービスの提供などの全てのプロセスでの管理。トレーサビリティ。輸出入食品の管理の明確化。
厳格な法的責任	民事賠償責任の強化、行政処罰の強化（罰金や許可証の剥奪など）。
社会全体での共同管理	食品安全情報に関する通報制度。食品安全責任保険制度。

また、このほかの注目すべき変更点としては以下の項目がある⁵⁷。

- 遺伝子組み換え食品に関する表示要求
- 特殊食品（保健食品、特殊医学用途調整食品、乳幼児調整食品など）に対する厳格な監督管理要求、など。

その後、2018年国家食品薬品監督管理総局の解散により、食品安全に関する管理業務は、新たに設立された国家市場監督管理総局の下にある食品生産安全監督管理司などの部門が担当するようになった。それに伴い、食品安全法は下記のように改正された。

表 2018年食品安全法改正の主旨

条文	詳細
「食品薬品監督管理」が記載された条文	条文中の「食品薬品監督管理」を「食品安全監督管理」と変更する。
第41条、124条、126条の第三款、152条の第三款	条文中の「品質監督」を「食品安全監督管理」と変更する。
第110条	条文中の「食品薬品監督管理、品質監督部門は各自の食品安全監督管理責任を履行する」を「食品安全監督管理部門は食品安全監督管理責任を履行する」と変更する。
上記以外の「品質監督」が記載された条文	条文中の「品質監督」を削除する。
第121条の第三款	条文中の「環境保護」を「生態環境」と変更する。

現行の法令の内容

⁵⁶ JETRO (2015) 「中華人民共和国食品安全法 改正全文 (仮訳)」
<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2015/02/a4e2198aab9fbd50.html>

⁵⁷ JETRO(2015) 「中国 改正食品安全法の概要」
[https://www.jetro.go.jp/ext_images/ Reports/02/e158fde3728ea430/ch_foodlaw_gaiyo.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/Reports/02/e158fde3728ea430/ch_foodlaw_gaiyo.pdf)

2018 年食品安全法の概要は以下の通りである。

法令名	食品安全法
URL	http://www.credit.dl.cn/f/view-3c24cb93526c4deaa6cccaece75ae953-143aaa4643264ec8a4cf170b9399219d.html
目的	食品の安全を保証し、公衆の身体の健康及び生命の安全を保障するため、本法を制定する。
所轄官庁	<ul style="list-style-type: none"> • 国家市場監督管理総局 • 各地方の食品安全監督管理部門
規制対象物質	<p>食品添加剤：</p> <p>食品の品質や色、香り、味を改善し、防腐、鮮度維持及び加工工程における必要性から食品中に添加される人工的に合成された物質または天然の物質を指し、栄養強化剤も含まれる（第 150 条）。</p>
規制内容 ⁵⁸	<ul style="list-style-type: none"> • 国は食品安全リスク評価制度を構築し、食品、食品添加剤、食品関連製品中の化学的及び物理的危害に対してリスク評価を実施する（第 17 条）。 • 食品安全リスク評価の結果、食品、食品添加剤、食品関連製品が安全でないとの結論に至った場合、直ちに社会に公表し、消費者に食用または使用の中止を告知すると共に、対応する措置を講じ、当該食品、食品添加剤、食品関連製品の生産・販売の停止を確保しなければならない（第 21 条）。 • 国は食品添加剤の製造に対して許可制度を実施する（第 39 条）。 • 食品、食品添加剤、食品関連製品の製造者は、食品安全基準に基づいて、製造した食品、食品添加剤、食品関連製品を検査し、検査に合格した後に出荷または販売を行うことができるものとする（第 52 条）。 • 食品添加剤の製造者は、食品添加剤の出荷検査記録制度を確立し、検査出荷製品の検査合格証および安全状況を検査しなければならず、食品添加剤の名称、規格、数量、製造日または製造ロット番号、品質保証期限、検査合格証番号、販売日および購入者の名称、所在地、連絡先などの内容を事実に基づいて記録するとともに、関連証拠を保管しなければならない

⁵⁸ JETRO (2015) 「中華人民共和国食品安全法 改正全文 日本語仮訳」より引用
<http://www.nhc.gov.cn/jkj/s5898b/201511/4b286806231a42058d0111aa64053aac.shtml>

法令名	食品安全法
	<p>ない（第 59 条）。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 包装済み食品の包装には、ラベルが付けられていなければならない。ラベルには下記の事項が明記されていること（第 67 条）。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 名称、規格、正味含有量、製造日 2. 成分または配合表 3. 製造者の名称、所在地、連絡先 4. 品質保証期限 5. 製品の基準コード 6. 貯蔵条件 7. 使用した食品添加剤の国家基準における通用名称 8. 製造許可番号 9. 法律、法規または食品安全基準に明記することが規定されているその他の事項 • 遺伝子組み換え食品を販売する場合には、規定に基づく表示を行わなければならない（第 69 条）。 • 食品添加剤は、ラベル、説明書および包装がなければならない（第 70 条）。 • 保健機能を有することを謳う健康食品は、科学的根拠を有していなければならない。人体に対して急性、亜急性または慢性の危害を与えるものであってはならない（第 75 条）。 • 輸入する食品、食品添加剤、食品関連製品は、中国の食品安全国家基準に適合してなければならない（第 92 条）。 • 包装済み食品、食品添加剤を輸入する場合、中国語のラベルがなければならない。法に基づいて説明書を付する場合には、中国語の説明書を要する（第 97 条）。 • 輸入業者は、食品、食品添加剤の輸入及び販売の記録制度を構築し、食品、食品添加剤の名称、規格、数量、製造日、製造または輸入ロット番号、品質保証期限、国外輸出業者及び購入者の名称、所在地及び連絡先、

法令名	食品安全法
	納品日等の内容を事実に基づいて記録すると共に、関連証憑を保管しなければならない（第 98 条）。

以上が主要な上位法に関する概要であるが、食品添加剤に関して、より詳細な要件を定めたものが「食品添加剤の使用標準 GB2760-2014」である⁵⁹。本標準はそれまでの GB2760-2011 に替わるもので、2014 年 12 月 31 日に公布された。NITE(2017)からの改正点はない。GB2760-2014 の「3. 食品添加剤の使用原則」では、食品添加剤を使用する上での基本要件が規定されており、その具体的な内容は次の通りとなっている。なお、以下のうち 3.4.2 は、GB2760-2014 で新たに追加された箇所である。

食品添加剤の使用標準 GB2760-2014⁶⁰

3. 食品添加剤の使用原則

3.1 食品添加剤を使用する場合には、以下の基本の要件を満たしていなければならない。

- a. 人体に危害を与えてはならない。
- b. 食品の腐敗変質を隠蔽してはならない。
- c. 食品自体または加工の過程での品質に欠陥があってはならない。または混入、偽物の混入、偽装を目的として食品添加剤を使用してはならない。
- d. 食品自体の栄養価値を低下させてはならない。
- e. 予期される効果が達成されるという前提の下で、出来る限り食品における使用量を減らすようにしなければならない。

3.2 以下に列挙する状況に当てはまる場合には、食品添加剤を使用できる。

- a. 食品自体の栄養価値を保持または高める場合。
- b. 若干の特別用途食品に必要な配合材料または成分である場合。
- c. 食品の品質及び安定性を高め、その感官（見た目、食感、においなど）特性を高める場合。
- d. 食品の生産、加工、パッケージ、運搬または貯蔵に役立つ場合。

3.3 食品添加剤の質量基準

本標準に基づいて使用する食品添加剤については、対応する質量規格の要件を満たしていなければならない。

⁵⁹ JETRO (2015) 「中国 食品添加物使用標準 (GB2760-2014) (仮訳)」
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/foods/pdf/ch_foodadditives.pdf

⁶⁰ 同上

3.4 使用原則

3.4.1 下記に列挙する状況における食品添加剤については、食品原料（食品添加剤を含む）を通じて食品中に使用することができる。

- a. 本標準に基づき、食品原料中での使用が認められた当該食品添加剤である場合。
- b. 食品原料中での当該添加剤の使用量が認められた最大使用量を超過していない場合。
- c. 正常な生産加工条件の下でこれらの原料を使用し、かつ食品中での当該添加剤の含有量が原料に使用するレベルを超過していない場合。
- d. 原料から食品中に使用される当該添加剤の含有量が、じかにその当該食品中に添加される通常の必要なレベルを大幅に下回っている場合。

3.4.2 ある食品原料を特定の最終製品の原材料とする場合には、上述の特定の最終製品の添加剤をこれらの食品原料中に添加することが認められると同時に、当該添加剤の最終製品中の含有量も本標準の要件を満たしていなければならない。前述の特定食品原料のラベル上には当該食品原料を上述の特定食品の生産に用いていることを明確に表示しなければならない。

食品添加剤の目録は GB2760-2014 の付録 A で規定され、食品添加剤ごとに各自の名称、CNS 番号（中国番号システム）、INS 番号（国際番号システム）、機能、使用可能な食品、最大使用量、備考が記載されている。たとえば、アミノ酸については以下の通りである。

（例）アミノ酸

CNS 番号：12.007 INS 番号：640

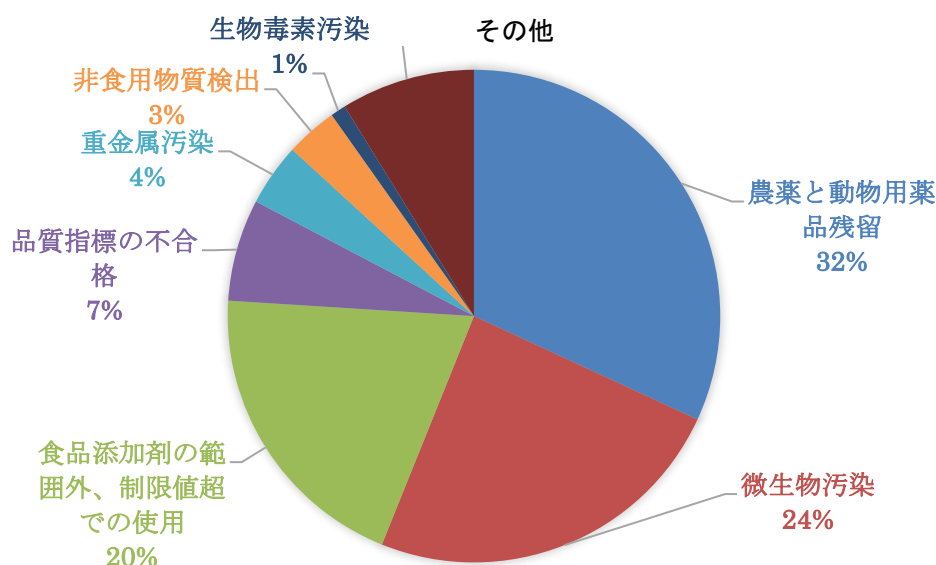
機能：旨味調味料

食品分類番号	食品名称	最大使用量 (g/kg)	備考
08.02	カット済み肉製品	3.0	
08.03	調理肉製品	3.0	
12.0	調味料	1.0	
14.02.03	野菜フルーツジュース (シロップ) 類ドリンク	1.0	固体ドリンクは、希釈倍数に応じて使用量を増やす。
14.03.02	植物タンパクドリンク	1.0	固体ドリンクは、希釈倍数に応じて使用量を増やす。

運用状況

中国における食品安全について、2019年下半期（7月～12月）に国家市場監督管理総局の食品安全抽出検査監視司は全国で36.7万件の食品抽出検査を行った⁶¹。全体の合格率は97.8%に上り、2018年より0.2%高いという結果であった。そのうち、糧食加工品をはじめ、肉製品、卵製品、乳製品、食用油、油脂およびその製品の5種類の抽出検査合格率は全体の合格率を上回っている。

一方で、同抽出検査における不合格製品の原因とその内訳は下図の通りで、最も多いものは農薬と動物用薬品残留に関する不合格であった。



2019年下半期食品検査での違反内訳

これらの問題を引き起こす主な原因としては以下の3点が挙げられている。

1. 源流の汚染、土壌を含む水源等環境汚染による重金属と有機物が動植物の体内に蓄積、農薬と動物用薬品、農業投入規則違反による農薬動物用薬品の残留超過。
2. 生産経営プロセス管理の不徹底。例えば生産、輸送、貯蔵プロセスあるいは環境と衛生条件の管理が不適切、製造工程の不合理、出品品質検査の怠慢など。
3. 現場の監督管理担当者の総合力レベルと素質が監督管理任務に適していない。

抽出検査において発見された問題に関して国家市場監督管理総局は、各地の食品安全監

⁶¹ http://www.samr.gov.cn/spcjs/vjil/sphz/202001/t20200123_310737.html

督管理部門を組織して、不合格食品及びその生産経営主体への処罰措置を迅速に講じた。その措置として、不合格食品の撤去、リコール、生産整頓などが挙げられる。

このほか、国家市場監督管理総局の食品安全抽出検査監測司は、そのホームページにて検査結果を適宜発表し、法令違反企業やその違反内容などを公開している⁶²。

今後の予定

食品安全法に基づき制定された下位法令である食品安全法実施条例⁶³について、2019年10月11日の改正により、「最も厳格な標準」、「最も厳格な監管」、「最も厳格な処罰」および「最も厳格な責任」の4つの「最厳格」というコンセプトを徹底的に実施し、食品安全に関する標準、監管、処罰および責任をさらに厳しくしていくとされている。

その他

2016年には食品接触材に関する複数の国家標準が改正されたことも特筆すべき点である。基本となる「食品安全国家標準 食品接触材料および製品の一般安全要求 GB4806.1-2016」をはじめ、計53の食品安全に関する国家標準が中国・国家衛生・計画生育委員会（現中国国家衛生健康委員会）より2016年11月18日に公布された。このうち、主な標準は以下の通りである。

- GB 4806.1-2016 食品安全国家標準 食品接触材料および製品の一般安全要求
- GB 4806.3-2016 食品安全国家基準 琺瑯製品
- GB 4806.4-2016 食品安全国家基準 セラミックス製品
- GB 4806.5-2016 食品安全国家基準 ガラス製品
- GB 4806.6-2016 食品安全国家基準 食品接触用プラスチック樹脂
- GB 4806.7-2016 食品安全国家基準 食品接触用プラスチック材料および製品
- GB 4806.8-2016 食品安全国家基準 食品接触用紙と紙ボール材料および製品
- GB 4806.9-2016 食品安全国家基準 食品接触用金属材料および製品
- GB 4806.10-2016 食品安全国家基準 食品接触用塗料およびコーティング
- GB 4806.11-2016 食品安全国家基準 食品接触用ゴム材料および製品
- GB 9685-2016 食品安全国家基準 食品接触材および製品への添加剤の使用

⁶² 食品安全抽出検査監測司 法令違反企業やその違反内容の公開ページ

<http://www.samr.gov.cn/spcjs/>

⁶³ 食品安全法実施条例

http://www.gov.cn/zhengce/content/2019-10/31/content_5447142.htm

このほかの同時に公布されたものとしては GB 31604.11～49 があるが、こちらは移行試験方法を規定したものとなっている（例えば、GB 31604.48-2016 はホルムアルデヒドの移行量の試験方法を定めている）。

2.10 排出規制（大気、水質、土壌）

中国では、排出規制に関する法令は、「大気汚染防止法」、「水質汚染防止法」および「土壌汚染防止法」などが挙げられる。

【大気】

制定の経緯

「大気汚染防止法」は、大気汚染防止分野における基本法である。1987年に制定され、管理監督責任の所在、中央政府と地方政府との役割の分担、汚染物質排出者の法的責任等に関する規定が定められた。

1995年、2000年および2015年に改正された同法は、固定発生源、移動発生源のいずれも規制の対象としており、規制対象物質の濃度基準が設定されている。事業者に対する措置義務を課し、罰則を適用する形で規制を行っている点においては、日本の大気汚染防止法と共通しているが、事業者だけではなく地方政府も規制の対象となっているところが特徴である。

2018年、環境保護部の解散および新たな生態環境部の設立のため、第13回全国人民代表大会の決定により「大気汚染防止法」が改正された。今回の改正では、「大気汚染防止法」の条文内容に改正はなく、条文中の管理部門の名称だけが変更された。改正内容については下記のとおり。

表 2018年大気汚染防止法改正の主旨

条文	詳細
第29条	条文中の「環境保護主管部門およびそれが委託した環境監査機構」を「生態環境主管部門およびその環境法執行機関」に変更する。
第40条、第58条	条文中の「品質監督部門」を「市場監督管理部門」、「環境保護主管部門」を「生態環境主管部門」に変更する。
第52条	条文中の「環境保護主管部門」を「生態環境主管部門」、「品質監督、工商行政管理等関連部門」を「市場監督管理等関連部門」に変更する。
第98条	条文中の「環境保護主管部門およびそれが委託した環境監査機構」を「生態環境主管部門およびその環境法執行機関」、「環境保護主管部門」を「生態環境主管部門」に変更する。
第101条、第104条	条文中の「出入国検査検疫機構」を「税関」に変更する。
第103条	条文中の「品質監督、工商行政管理等関連部門がそれぞれの責任を取り」を「市場監督管理部門」に変更する。
第107条	条文中の「環境保護主管部門」を「生態環境主管部門」、「品質監

	督」を「市場監督管理」に変更する。
第 110 条	条文中の「工商行政管理部門、出入国検査検疫機構」を「市場監督管理部門、税関」に変更する。
第 114 条、第 117 条	条文中の「環境保護主管部門等」を「生態環境主管部門等」に変更する。
上記以外の「環境保護主管部門」が記載された条文	条文中の「環境保護主管部門」を「生態環境主管部門」に変更する。

現行の法令の内容

2018 年に公布された現行の大気汚染防止法の内容は以下の通り。

法令名	大気汚染防止法
URL	http://www.mee.gov.cn/ywgz/fgbz/fl/201811/t20181113_673567.shtml
目的	環境を保護・改善し、大気汚染を防止し、公衆の健康を保障し、エコ文明建設を推進し、経済社会の持続可能な発展を促進する。
所轄官庁	生態環境部、市場監督管理部門、公安部門、鉄道部門、税関など
規制対象物質	各種標準にて規定されている物質
規制内容	<ul style="list-style-type: none"> 企業・事業者が大気環境に影響を及ぼすプロジェクトを建設する際は、法に従って環境影響評価を行い、環境影響評価書を公開しなければならない。大気汚染物質を排出する場合は、大気汚染物質排出基準に適合し、重点大気汚染物質排出総量規制要求を遵守しなければならない（第 18 条）。 工業排ガスもしくは本法第 78 条に定める目録に列記された有毒有害大気汚染物質を排出する企業・事業者、集中暖房設備の石炭熱源生産運営事業者およびその他の汚染排出許可管理対象となる事業者は、汚染排出許可証を取得しなければならない。汚染排出許可の具体的方法と実施手順は国務院が定める（第 19 条）。 企業・事業者およびその他の生産経営者が大気中に汚染物質を排出する場合は、法令および国務院生態環境主管部門の定めに従い、大気汚染物質の排出口を設置しなければならない。秘密裏の排出、監視データの改ざんもしくは偽造、現場検査回避を目的とする臨時休業、非緊急時の緊急排出口の開放、大気汚染防止施設の異常運転などの方法によって監督管理を忌避して大気汚染物質を排出することを禁ずる（第 20 条）。

	<ul style="list-style-type: none"> • 国は重点大気汚染物質排出に対して総量規制を実施する。重点大気汚染物質排出総量規制目標は、国務院生態環境主管部門が国務院関係部門および各省・自治区・直轄市政府の意見を求めたうえで、国務院経済総合主管部門と共同で国務院に報告し、許可された後に公布・施行される。国は重点大気汚染物質の排出権取引を段階的に推進する（第 21 条）。 • 企業・事業者は、国の関連規定と監視規範に従い、排出する工業排ガスと本法第 78 条に定める目録に列記された有毒有害大気汚染物質を監視測定し、監視記録を保存しなければならない。うち、重点汚染排出事業者⁶⁴は、大気汚染物質排出自動監視設備を設置・使用し、生態環境主管部門の監視設備とネットワーク接続し、監視設備の正常運転を保証し、法に従い排出情報を公開しなければならない。監視の具体的方法と重点汚染排出事業者の条件は、国務院生態環境主管部門が定める（第 24 条）。 • 重点汚染排出事業者は、自動監視データの信頼性と正確性に責任を負わなければならない。生態環境主管部門が重点汚染排出事業者の大気汚染物質排出自動監視設備から送られるデータに異常を発見した場合には、速やかに調査を行わなければならない（第 25 条）。
--	--

2018 年に改正された大気汚染防止法であるが、内容と構造は 2015 年版の大気汚染防止法とはほぼ同じと見られている。それまでの 2000 年大気汚染防止法と比較した場合の特徴は以下の 4 点である。特に、4 番目の罰則強化については、中国政府が最も力を入れている点と言える。

1. 地方政府責任制の強化および地方政府への監督強化。
2. 発生源対策の堅持。経済発展方式の転換、産業構造とエネルギー消費構造の調整などに向けた制度整備を推進する。
3. 主要問題における重点対策。大気汚染主要発生源である石炭燃焼、工業、自動車について具体的な規定を設け、重点地域汚染対策の連動と重度汚染天気への対応策などに対する要求を明確にした。
4. 罰則の強化。改正法の全 129 条のうち、30 の条項が法的責任に関する内容であり、実施可能性の向上のため、具体的罰則として 90 種類が盛り込まれている。2000 年法における大気汚染事故を引き起こした企業に対する罰金“最高 50 万元（約 1000

⁶⁴ 重点汚染排出事業者リストは、区設置市級以上の地方政府生態環境主管部門が国務院生態環境主管部門の規定に従い、管轄行政区域の大気環境収容力、重点大気汚染物質排出総量規制指標の要求および汚染排出事業者の排出する大気汚染物質の種類、数量および濃度などに基づき、関係部門と協議して決定し、社会に公表する。（大気汚染防止法 第 24 条第 2 項）

万円)”という上限を撤廃し、倍数で罰金を課することができるようになった。一般的大気汚染事故では直接的な損失額の1～3倍の罰金額を、重大な汚染事故の場合は3～5倍の罰金額を算定する。また、許可証無しでの排出、基準超過の排出、粉塵を発生しやすい物質に対し有効な措置を取らないなどの違法行為をし、罰金を課されても改善がみられない企業に対しては、汚染が発生した日から是正措置が講じられるまで毎日罰金が加算されるようになる。すなわち、改正法の実施により、企業の環境法令違反に関する費用が大幅に増大する可能性があるということである。

このほか、同法は2015年の改正により、自動車排ガス対策についても言及されている。通行に影響しない前提で、停車時間が3分以上の場合は、車のエンジンを切ることを奨励する。また、自動車及びオフロード特殊自動車（NRMM：Non-Road Mobile Machinery）の環境保護リコール制度を構築する。さらに、熱く議論された自動車ナンバーによる通行規制に関して、今回の改正で権限移譲を規定しなかったが、今後地方政府は通行規制を実施する前に、まず政府規章を制定しなければならない。そして、政府規章実行2年後、規制を継続する場合は、現地の人民代表大会または常務委員会に地方法規の制定を申請しなければならないと規定している。

大気汚染防止法のもとでは様々な国家標準が制定されているが、以下はその一例である。

- 環境大気質標準（GB 3095-2012）
- 大気汚染物質総合排出標準（GB 16297-1996）
- ボイラー大気汚染物質排出標準（GB 13271-2014）
- 工業窯炉大気汚染物質排出標準（GB 9078-1996）
- 悪臭汚染物質排出標準（GB 14554-1993）
- 揮発性有機化合物逸散排出制御標準（GB 37822-2019）

運用状況

生態環境部は、2019年5月29日、「2018中国環境状況公報」⁶⁵を公表した。本「公報」によると、2018年の都市部の大気質は良好であった。地級レベル以上の338都市のうち、121都市（35.8%）の大気質は環境大気質基準⁶⁶を達成しており、その割合は2017年より6.5%増加した。471都市で行われた雨水のpH測定の結果では、酸性雨汚染のある都市は

⁶⁵ 2018中国環境状況公報

<http://www.mee.gov.cn/hjzl/sthjzk/zghjzkgb/201905/P020190619587632630618.pdf>

⁶⁶ 環境大気質基準 GB3095-2012

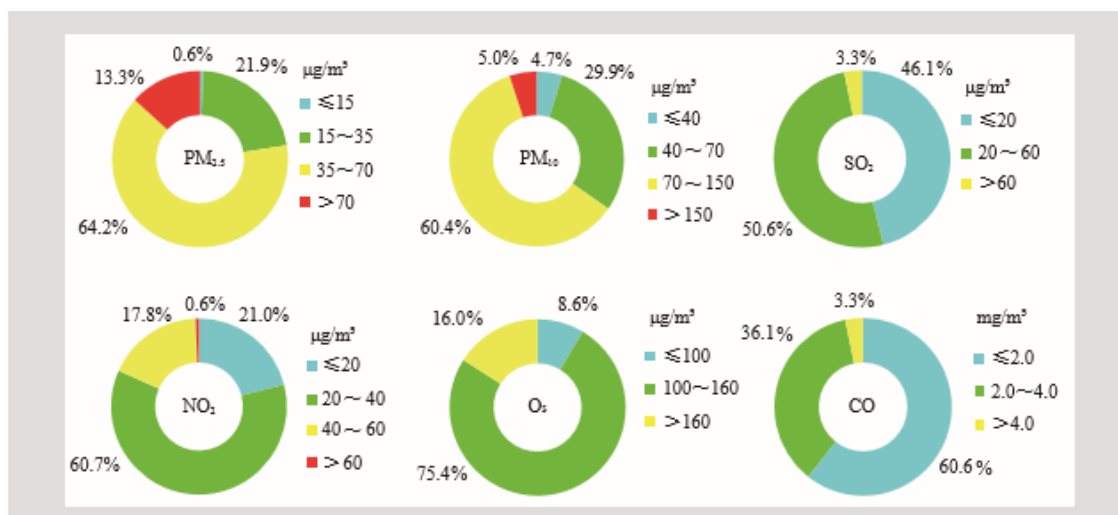
<http://www.mee.gov.cn/ywgz/fgbz/bz/bzwb/dqhjbh/dqhjlz/201203/W020120410330232398521.pdf>

本基準における主要汚染物質の基準値は参考資料1を参照。

37.6%を占め、酸性雨の発生頻度は10.5%であった。酸性雨汚染の大半は硫酸型であり、主に長江以南および雲貴（雲南・貴州）高原の東部地区で起きていた。

続いて下記の2018年における338の地級レベル以上都市で観測された各指標の濃度割合について、2015年の図と比較した結果、大分改善されたことがわかった。図の中、青色の部分は国家1級基準を達成している都市のシェアとなり、緑のほうは二級基準を達成している都市のシェアである。一方、黄色のほうは国家二級基準も達成していない都市のシェアとなり、赤いほうは非常に深刻な汚染となっている状態を指す。

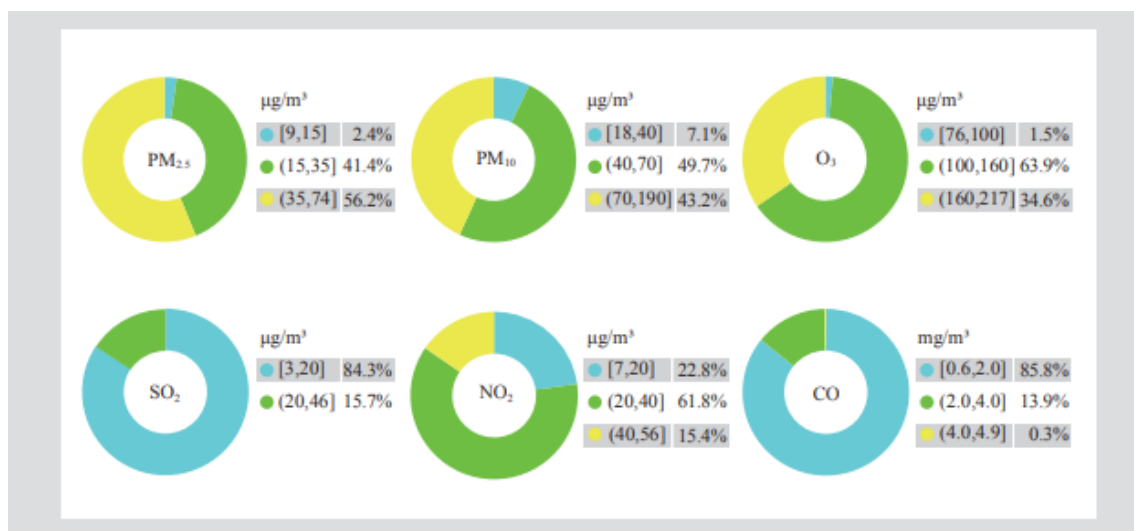
だが、大気汚染物質の濃度が減少し、空気質が改善されたとは言え、特にPM2.5、PM10、オゾン、この3つの汚染物質の達成状況は依然として悪かった。特に京津冀（北京、天津、河北省）およびその周辺地域、長江デルタ、および汾渭平原などの重点エリアでは、PM2.5濃度が高く、環境大気質は国家環境大気質2級基準（以下国家二級基準）を大きく上回っている。



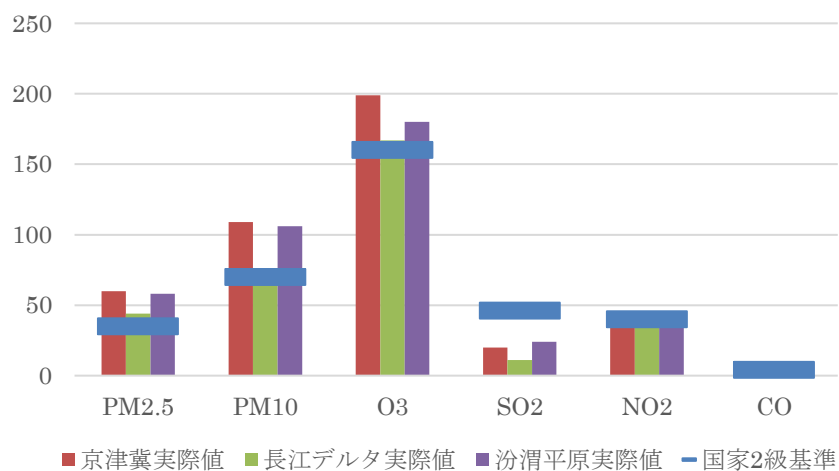
2015年地級レベル以上都市で観測された各指標の濃度割合⁶⁷

⁶⁷ 2015 中国環境状況公報より引用。

<http://www.mee.gov.cn/gkml/sthjbgw/qt/201606/W020160602413860519309.pdf>



2018年地級レベル以上都市で観測された各指標の濃度割合⁶⁸

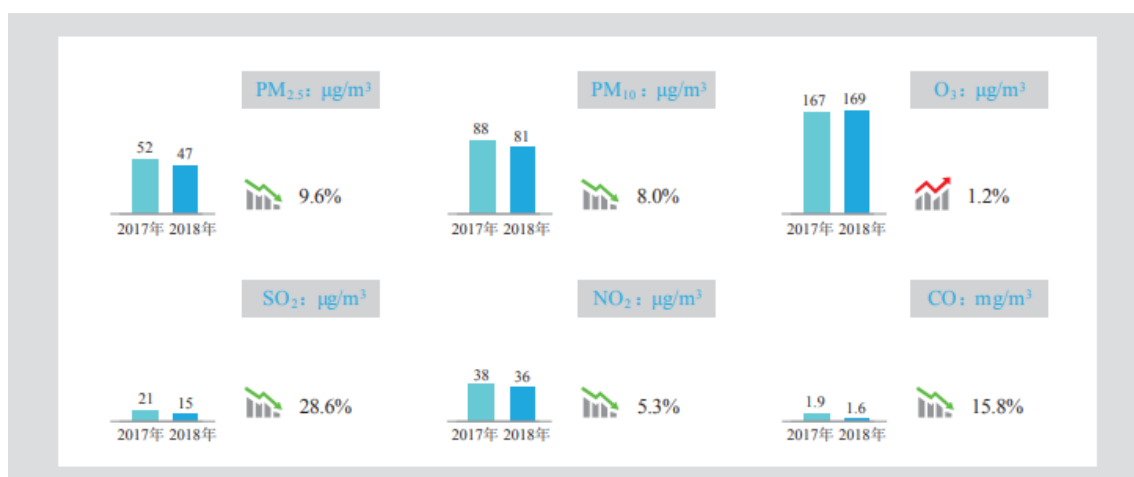


2018年重点エリアの大気汚染物質の国家基準達成状況⁶⁹

また、2018年のモニタリング対象169都市での大気汚染物質6項目に関する、2017年と2018年データの比較は以下の通り。

⁶⁸ 2018年中国環境状況公報より引用。

⁶⁹ 2015年、2018年中国環境状況公報を参照し、エンヴィックス作成。



2018年モニタリング対象169都市における6項目の汚染物質の年間比較⁷⁰

中国国務院は2018年7月3日付で「青空防衛戦3か年行動計画」（以下「行動計画」と略）を公布した。同「行動計画」は中国の大気汚染防止に向けた取り組みの基本目標、主要任務、保障措置を明確にしたもので、2017年に実施期間が終了した「大気汚染防治行動計画」（気十条）の次の段階の中国大気汚染対策分野の政策ガイドラインともいえる重要施策とみられている。

同「行動計画」は2020年向けの大気汚染対策における発展目標を明確にした。主要目標として「3年間の努力を通じ、主要大気汚染物排出総量を大幅に減少させ、協同で温暖化ガスの排出を減らす。微小粒子状物質（PM_{2.5}）濃度を更に低減させ、重度汚染天気の日数を減らし、大気環境質を顕著に改善する」と定められている。

また詳細な数値目標の一部は下記の通りである。

- 2020年までに二酸化硫黄と窒素酸化物の排出量を2015年と比べ15%削減する。
- 基準に達成していない地級都市および地级以上クラス都市のPM_{2.5}濃度を2020年までに2015年と比べ18%減少させる。
- 地級都市および地级以上クラス都市の空気優良日数の割合については80%を達成し、重度およびそれ以上のレベルの汚染日数の割合を2015年に比べ15%減少させる。
- 各地域の「十三五」における拘束性目標を全面的に達成しなければならない。
- 北京市環境空気質量改善目標の設定は、「十三五」目標を更に上回るべきである。

同「行動計画」では、国の大気汚染防止策の実施における重点地域を更に明確にし、京津冀および周辺地域（北京市、天津市及び河北省、河南省、山東省、山西省それぞれの一部）、長三角地域（上海市、江蘇省、浙江省、安徽省）、および汾渭平原（山西省、河南省、陝西省それぞれの一部）とした。

⁷⁰ 2018年中国環境状況公報より引用。

同「行動計画」は主に6つの具体的な対策を明確にした。それらは下記の通りである。

1. 産業構造を合理的に調整し、産業のグリーン発展を推進する。
2. エネルギー構造を調整し、クリーン・低炭素・高効率なエネルギーシステムを構築する。運輸構造を調整し、グリーン交通システムを構築する。
3. 土地使用構造を合理的に調整し、非点源汚染対策を推進する。
4. 重大専門行動（特別取り組み）を実施し、汚染物の排出を大幅に削減する。
5. 地域間「联防联控」（大気汚染防止における地域間の協同対策・取り組み）を強化し、重度汚染天気に効果的に対応する。

そのほか同「行動計画」は、法律法規システムを健全化させ、環境経済策を強化すること、監視・管理能力を強化し、環境法違反に対する取締りを厳格化すること、責任を明確にし、市民参加を促進すること、を要求している。

今後の予定

2020年中国では、大気汚染物質に関する法規制が一層厳しくなるとみられている。具体的には、大気汚染物質の総合排出基準（GB 16297-1996）の改正、悪臭汚染物質の排出基準（GB 14554-93）の改正、軽型自動車による汚染物質の排出制限値及び測定方法（中国第六段階）（GB 18352.6-2016）の実施などが挙げられる。

また、近年中国ではVOCs規制が相次いで出され、広い地域に亘って強化されてきている。大気汚染の主要な汚染物質としてVOCsは、従来から規制されてきたが、2015年改正された「大気汚染防止法」により、法的な監督範囲にはじめて組み入れられ、従来のVOCsに関して対応する法律のない状況が一変した。その後、「13次五ヵ年VOCs汚染防止事業計画」により、2020年までに、重点エリア、重点業界においてVOCs汚染排出の削減対策を実施し、全国の排出量を10%以上削減することが明確に指示された。2018年7月、「青空防衛戦に勝つための三年行動計画」が採択され、大気汚染防止事業の総合計画、基本目標、主要任務および保障措置だけでなく、中国社会全体に青空防衛戦に勝つためのスケジュールとガイドラインが提示された。今後もVOCに関する法規制の厳格化が予想されている。

【水質】

現在中国で有効な水質汚染規制の最上位法は、2017年の「水質汚染防止法」である⁷¹。本法にもとづき、「水質汚染防止法実施細則」、「城鎮排水・汚水処理条例」、「城鎮供水条例」、「水質汚染防止行動計画」などの行政法規および「重点工業業種における用水効率指南」や「農村部飲用水水源地環境保全プロジェクトの建設・投資指南」などの部門規章が制定され、さらに、「汚水総合排出標準」（GB 8978-1996）などの各種標準が制定されている。

制定の経緯

水質汚染防止対策については、基本法である「水質汚染防止法」が、1996年、2008年、および2017年の3回改正された。そのうち、2008年の改正では、重点汚染物質の排出総量規制制度が導入されている。このほか、農地灌漑水、漁業水質、汚水、地下水品質基準などの環境基準が整備されている。

その後、2017年6月27日に開催された中国の第12期全国人民代表大会常務委員会第28回会議で、水質汚染防止法の改正が可決された。改正後の「水質汚染防止法」（以下「改正法」）は、2018年1月1日より施行された。

改正法では、中国の水環境対策および水の安全保障における画期的な制度といえる「河川長制（中国語：河長制）」関連の内容が追加されている。「河川長制」とは、「河川長」を務める各級政府機関の主要責任者が、対応する河川や湖の管理や保護業務を指導する制度である。

さらに、改正法では、重点水汚染物質の排出を対象とした総量規制制度の実施についても規定されている。総量規制指標を超過する、または水環境の質の改善目標が未達成の地域については、省級以上の人民政府環境保護主管部門が関連部門と共同で、同地域の人民政府の主要責任者に対する行政指導を実施するとともに、重点水汚染物質排出総量の増加を招く建設プロジェクトの環境影響評価文書の承認を一時停止する。上記の行政指導の状況については、社会に公開される。

水環境に重大な影響を与える農村の汚水・ゴミ処理、農業の非点源汚染については、対策強化が必要な分野といえる。改正法では、農村における汚水・ゴミ処理施設の建設を国が支援し、汚水やゴミの集中処理を推し進めることについて規定されている。また、化学肥料や農薬などの製品の品質・使用基準を制定し、水環境保護の要求に適応させることについても規定されている。さらに、家畜・家禽小規模飼育場が密集する地域が存在する県、郷級人民政府は、家畜・家禽の糞便や汚水の事業者ごとの収集および集中処理・利用を実施しなければならない。

⁷¹ 「水質汚染防止法」以外にも、水資源管理を規制する法律として「水法」と「水土保持法」があるが、これらは汚染対策を主眼にしたものではないため、本調査では割愛する。

飲用水の安全性に関しては、飲用水供給事業者により実施する取水口と排水口の水質検査業務について規定されている。県級以上の地方人民政府の関連部門は、少なくとも四半期ごとに飲用水の安全性に関する情報を社会に公表しなければならない。また、改正法では、飲用水源で水質汚染事故が発生、または飲用水の安全性に影響を及ぼす他の突発的な事故が発生した場合、飲用水供給事業者が緊急措置を講じ、所在地の市、県級人民政府に報告するとともに、社会に公開することについても規定されている。

改正法では、違法な汚染物質排出行為に対する処罰が強化されている。企業が汚染物質排出許可証を取得せずに水汚染物質を排出し、水汚染物質排出基準を超過、または重点水汚染物質排出総量規制指標を超える水汚染物質を排出した場合、改善が命じられるか、または生産制限、操業を停止した上での改善が命じられるとともに、10 万元（約 165 万円）以上 100 万元（約 1650 万円）以下の罰金が科される。違反が重大な場合には、営業停止や閉鎖などが命じられる可能性もある。

さらに、「水十条」と呼ばれる「水汚染防止行動計画」、「重点流域水汚染防止計画（2016～2020）」および「第 13 次 5 ヶ年計画」のほか、いくつもの法令、国家環境保護標準が公表されている。

現行の法令内容

水質汚染防止法について、現在有効である 2008 年版に関する詳細は NITE(2010)で報告済みであるため、重要事項部分のみを引用し、記載する。

法令名	水質汚染防止法
URL	http://www.mee.gov.cn/ywgz/fgbz/fl/200802/t20080229_118802.shtml
所轄官庁	生態環境部など
目的	本法は、水質汚染を防止し、環境を保護・改善し、飲用水の安全を保障し、経済社会の全面的な協調と持続可能な発展を促進する。
規制対象物質	各種標準にて規定されている物質
規制内容	<p>企業の義務</p> <ul style="list-style-type: none"> • 国は、汚染物排出許可制度を実施する。すなわち、廃水・汚水を排出する企業は、汚染物排出許可証を取得しなければならない。取得に関する実施手順は国务院の規定による。許可証を取得する前に、汚染物質の種類、量、濃度および行方などを申告する要求を満たすこと。（第 21 条） • 国务院の規定に基づいて排出口を設置しなければならない。（第 22 条） • 廃水・汚水を排出する企業は、国务院の規定に従ってモニタリングを行

	<p>い、結果を記録しなければならない。重点汚染物排出企業は、自動モニタリング設備の設置義務を有す（第 23 条）。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 有毒有害水汚染物質目録に記載された汚染物質を排出する企業は、排出口のモニタリングを行い、環境リスクを評価し、リスク原因を検査しリスクを低減しなければならない。また、その汚染物質の情報を公開し、効果的な措置を採用して環境リスクを低減しなければならない。（第 32 条） • 化学品生産企業などの企業は、浸透・漏洩を防止する措置を採用し、地下水のモニタリングを行わなければならない。（第 40 条） • 工業排水を排出する企業は、効果的な措置を採用することで、排水を収集し、処理しなければならない。有毒有害水汚染物質を含有する工業排水は、希釈して排出してはいけない。（第 45 条） • 水質汚染事故が起こる可能性がある企業は、事前に応急計画を制定し、定期的に防災訓練を実施しなければならない。（第 77 条）
--	---

現在中国では、工業排水排出における具体的な各種基準を概ね作成済みである。2011 年以降に新たに制定された主な排水基準については下表にまとめる。なお、排出基準が策定されていない業界は、1996 年に施行された「污水総合排出基準」（GB8978-1996）を遵守することとなっている。

中国各種排水基準(一部抜粋)

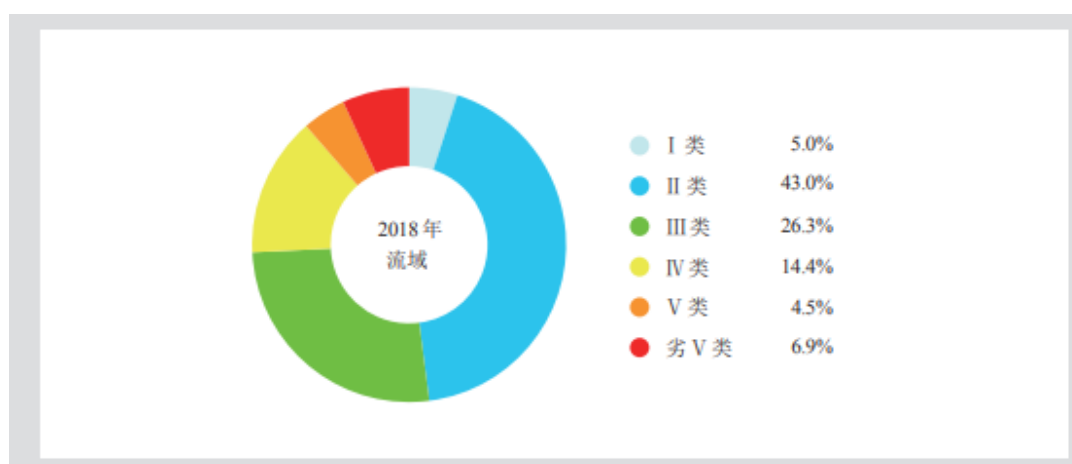
基準名	コード
船舶水汚染物排出基準	GB 3552-2018
合成樹脂工業汚染物排出基準	GB 31572-2015
石油製錬工業汚染物排出基準	GB 31570-2015
再生銅、アルミ、鉛、亜鉛工業汚染物排出基準	GB 31574-2015
無機化学工業汚染物排出基準	GB 31573-2015
電池工業汚染物排出基準	GB 30484-2013
製革及び毛皮加工工業水汚染物排出基準	GB 30486—2013
合成アンモニア工業排水汚染物排出基準	GB 13458—2013
クエン酸工業水汚染物排出基準	GB 19430—2013
麻繊維加工工業水汚染物排出基準	GB 28938—2012
毛織物加工工業水汚染物排出基準	GB 28937—2012
製糸工業水汚染物排出基準	GB 28936—2012
紡績染色工業水汚染物排出基準	GB 4287-2012
コークス化学工業汚染物排出基準	GB 16171-2012

基準名	コード
鉄合金工業排水汚染物排出基準	GB 28666-2012
鉄鋼採選工業排水汚染物排出基準	GB 28661-2012
弾薬装薬業界工業水汚染物排出基準	GB 14470.3-2011
ゴム製品業界工業汚染物排出基準	GB 27632-2011
発酵アルコールと白酒工業水汚染物排出基準	GB 27631-2011
自動車修理業水汚染物排出基準	GB 26877-2011
バナジウム業汚染物排出基準	GB 26452-2011
リン化肥工業水汚染物排出基準	GB 15580-2011
レアアース工業水汚染物排出基準	GB 26451-2011

このほか、現地での状況に基づき、各地域ベースで国家基準を上回る地方レベルの排出基準を構築するケースも多い。太湖流域がその典型的な事例で、同地域は独自の「太湖地域都市部排水処理場及び重点工業業界主要汚染物排出制限値」(DB32/1072-2018) を 2018 年 6 月 1 日より実施し、旧標準の DB32/1072-2007 は廃止された。当該地域に位置する企業はそれを遵守する必要がある。

運用状況

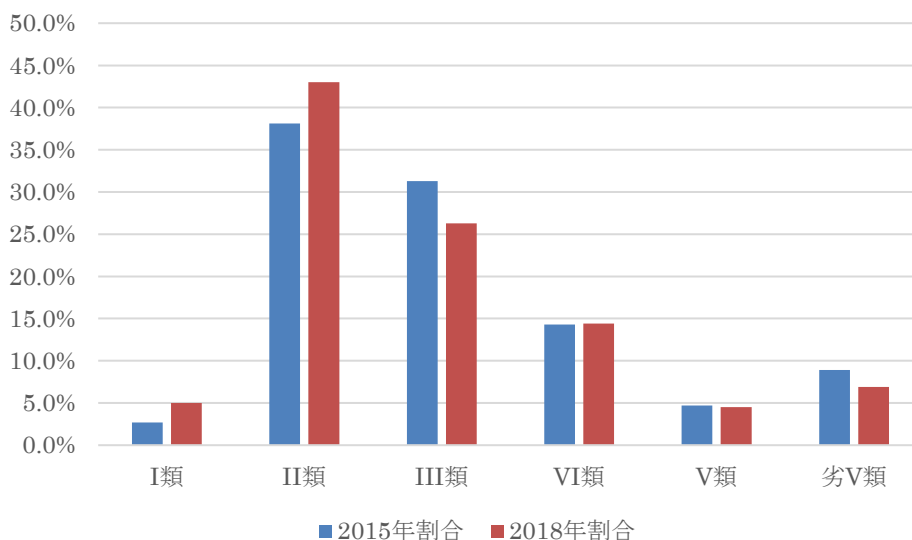
「2018 年中国環境状況公報」によると、中国全国で 1613 ヶ所の水域測定断面に対して水質測定を行い、水質はそれぞれ I 類が 5.0%、II 類が 43.0%、III 類が 26.3%、IV 類が 14.4%、V 類が 4.5%、劣 V 類が 6.9%を占めた（下の図を参照）。



2018 年中国水域の水質状況⁷²

⁷² 2018 年中国環境状況公報より引用。

また、「水污染防治行動計画」の実施を始めた 2015 年水域の水質状況と比較したところ、水質が優れている I 類および II 類の割合が上昇しており、水質が劣る V 類および劣 V 類の割合は減少したことがわかった。比較図は下記のように示された。



2015 年と 2018 年中国水域の水質比較状況⁷³

一方、全国 10168 カ所の地下水の水質を測定した結果、I 類、II 類、III 類、IV 類、および V 類レベルの割合はそれぞれ 1.9%、9%、2.9%、70.7%、15.5%であった。また、中国全国で地級レベル以上の 337 都市において、集中式飲用水の水源地から抽出され水質測定を行い、89.8%の水は基準を満たしていたことが明らかになった。

今後の予定

大気と同様に、2015 年に「水污染防治行動計画」が公表された（通称、「水十条」）。本計画には具体的な措置 238 件が含まれており、そこでは改善強化措置 136 件および研究模索措置 12 件に加え、改革・革新類重点措置 90 件が挙げられている。本行動計画は、中国における今後の水污染防治事業のガイドラインとなる重要な政策であり、長らく発表が待たれていた。中国における水質汚染の深刻さと水污染防治事業の難しさ、および長期的な観点から踏まえて、「節水優先・空間均衡・総合対応・同調施策」の原則のもと、重点汚染物質、重点産業、重点地域を優先し、水環境の質の改善を図る方針を示したものとなっている。具体的な目標と対策は下表の通り。

⁷³ 2015 年、2018 年中国環境状況公報を参照し、エンヴィックス作成。

表 水十条の目標と対策

項目	詳細
<p>目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 2020年まで 全国の水環境の質を段階的に改善し、深刻に汚染された水系を大幅に減らすとともに、飲用水安全保障レベルを引き上げる。また、地下水の過剰採取に歯止めをかけて、地下水汚染の深刻化を食い止める。沿岸海域の環境の質を維持・改善し、京津冀、長江デルタ、珠江デルタ等の地域水生態環境を改善する。 • 2030年まで 全国水環境の質を全体的に改善し、水生態系機能を回復させる。 • 21世紀半ば 生態環境の質を全面的に改善し、生態系の好循環を実現させる。
<p>対策</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 全面的に汚染物質の排出を抑える。工業、城鎮生活、農業・農村、船舶・港湾等の汚染源に対し、相応の排出削減措置を定める。 2. 経済構造の転換およびアップグレードを推進し、立ち遅れた生産能力の淘汰を加速させる。合理的な産業の分布・構造・規模を確定し、工業水、再生水、海水の利用などを通じて循環発展を推進する。 3. 水資源の節約・保護を強化する。厳格な水資源管理制度を施行し、用水総量を抑えて用水効率を引き上げるとともに、水量配分を強化し、重要河川の流量を保障する。 4. 科学技術支援を強化する。優れた技術の応用普及を推進し、基礎研究と先端技術の研究開発を強化し、環境産業・市場への管理を強化し、環境サービス業の成長を促進する。 5. 市場メカニズムを活用する。水道料金改革を加速し、料金徴収政策・税収政策を完備させ、投資の多元化を図り、水環境改善に有利なインセンティブメカニズムを確立する。 6. 環境関連法律を厳格に従って監督管理する。環境違法行為と違法建設プロジェクトを厳格に取り締まり、行政法執行と刑事司法との連携を強化し、水環境監視測定網整備を推進する。 7. 水環境管理を強化する。環境汚染対策の目標管理を強化し、汚染物質総量規制制度の活用を深化させる。各種類の環境リスクを低減させ、汚染排出許可制度を全面的に実施する。 8. 水生態環境の安全を保障する。飲用水水源の安全を保障し、地下水汚染を防止する。重点流域の水汚染防止を強化し、良好水系及び海環境保護を強化する。都市部で「黒臭水」対策を講じ、直轄市、省都、計画単列市（省と同等の権限を持つ都市）では2017年年末までに「黒臭水」を無くすこと。 9. 各主体の責任を明確にする。地方政府の水環境保護責任を強化し、汚染

項目	詳細
	<p>排出部門の主体责任を明確にする。全国で流域別・地域別・海域別に年度ごとの計画実施状況を検査する。</p> <p>10. 公衆参加と社会監督を強化する。国家政府は定期的に水質が最も悪いおよび最も良い都市の各上位 10 都市の目録、各省（区、市）の水環境状況を公開する。社会監督を強化し、全員参加を促進する。</p>

生態環境部の「水污染防治行動計画」報告⁷⁴によると、「水污染防治行動計画」の実施後、2018年までに、①全国97.4%の工業団地において污水集中処理施設および自動モニタリングシステムが設置された；②都市污水処理場が4332ヶ所設立された；③1586ヶ所の水源地の課題解決率は99.9%を達成した；④3740社の工業企業が工場を移転した；⑤1883ヶ所の排出口が閉鎖された；⑥1009ヶ所の黒臭水体が清浄された、などの成果があった。同報告は、これからも、インフラ整備、汚染物質の制御、水域生態環境の保護などを引き続き推進していく予定である、としている。

⁷⁴ 生態環境部「水污染防治行動計画」報告
http://www.mee.gov.cn/xxgk2018/xxgk/xxgk15/201907/t20190723_712133.html

【土壌】

中国国内の土壌汚染が深刻化しているため、2018年8月31日、「中華人民共和國土壌汚染防止法」が可決され、2019年1月1日に実施された。従来「環境保護法」でしか対応することができなかった土壌汚染問題は、それに特化した法律により対応可能となった。

制定の経緯

中国全国人民代表大会常務委員会は2018年8月31日、「中華人民共和國土壌汚染防止法」を可決し、2019年1月1日より施行された。2016年に公布された「土壌汚染防止行動計画（土十条）」は原則的文書に過ぎなかったが、今回公布された「土壌汚染防止法」は、土壌汚染防止関連の規定を定めた中国初の国家レベルの法律となる。

同法の主な内容は、以下のとおりである。

土壌汚染責任者制度

同法では、「汚染者が責任を負う」という原則に則り、「土壌汚染責任者」が負うべき土壌汚染のリスク管理や修復における義務が強調されている。同法では、それぞれの状況に応じて、計13種類の「土壌汚染責任者」が規定されており、各責任者はその責任範囲内で土壌汚染のリスク管理や修復など土壌汚染の防止に関連した義務を履行する必要がある。

【参考資料】過去に中国浙江省で実際に行われた土壌汚染修復プロジェクトを参考例とし、同プロジェクトに要した費用や関連データを元に算出すると、土壌汚染のリスク管理や修復、事後管理などには、1ヘクタール当たり約960万元（約1億5648万円）もの費用が必要となる。

土壌汚染状況の調査やモニタリング制度

国務院の生態環境主管部門は、10年ごとに少なくとも1回、他の部門と共同で全国土壌汚染状況の全面調査を実施するとともに、モニタリング網を組織し、土壌環境モニタリング地点を設置すると規定されている。

有毒有害物質対策

国は、重点的な規制を行う「土壌有毒有害物質目録」を公布し、各級の政府は、同目録や有毒有害物質の排出状況に基づき、「土壌汚染重点監督管理事業者目録」を発表する。同法では、有毒有害物質の排出制御や排出状況の定期的な報告など「土壌汚染重点監督管理事業者」が負うべき義務についても規定されている。

土壤汚染のリスク管理および修復制度

同法では、土壤汚染のリスク管理や修復の条件、土壤汚染状況の調査、汚染のリスク評価、汚染責任者に変更が生じた際の修復義務などについて規定されている。また、土地を農業用地と建設用地という 2 種類に分類し、それぞれに対応する規定も定められている。農業用地は、汚染の程度に応じてさらに 3 種類に分類され、それに応じた管理が実施される。建設用地については、「土壤汚染リスク管理および修復目録」に基づく管理が実施される。

土壤汚染防止基金制度

同法では、中央土壤汚染防止特別資金と省級土壤汚染防止基金の設立について規定されている。同基金は、主に農業用地の土壤汚染防止、土壤汚染責任者または土地使用権者を認定できない場合の土壤汚染のリスク管理や修復に使用される。

罰則規定

関連する義務の不履行など、同法の規定に違反した場合、最高 200 万元以下の罰金が科される。さらに、同法では、「生産停止・整備」、「関連業務への従事を終身禁止する」などの厳罰を適用する状況についても規定されている。

現行の法令の内容

土壤汚染防止法に関する重要事項部分を下記の表で示す。

法令名	土壤汚染防止法
URL	http://www.mee.gov.cn/ywgz/fgbz/fl/201809/t20180907_549845.shtml
所轄官庁	生態環境部など
目的	本法は、土壤汚染を防止し、環境を保護・改善し、土壤資源の持続可能な利用を推進し、経済社会の全面的な協調と持続可能な発展を促進する。
規制対象物質	各種標準にて規定されている物質
規制内容	企業の義務 <ul style="list-style-type: none">• 企業は、効果的な措置を採用し、土壤の汚染を削減、防止し、企業が汚染した土壤に対して責任を負わなければならない。(第 4 条)• 企業は、施設、設備または建物を解体する際、土壤汚染を防止する措置を採用しなければならない。(第 22 条)• 事故により土壤汚染を起こる可能性がある場合、企業は直ちに応急措置を採用し、土壤汚染を防止しなければならない。また、本法に従い土壤

法令名	土壤污染防治法
	<p>汚染の状況をモニタリングし、土壤汚染リスクを評価し、リスクを管理しなければならない。(第44条)</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業は、生態環境主管部門などによる土壤汚染監督、監査に積極的に協力し、事実通りの状況を反映し、必要な資料を提供しなければならない。

生態環境部は土壤污染防治法の実施後、土壤汚染について以下の標準を公布した。これからも次々と標準を公布し、土壤汚染防止の体系を充実していくと見られている。

現在土壤汚染に関する標準(一部のみ)

基準名	コード
建設用地土壤汚染状況調査技術ガイドライン	HJ 25.1-2019
建設用地土壤汚染リスク管理および修復モニタリング技術ガイドライン	HJ 25.2-2019
建設用地土壤汚染リスク評価技術ガイドライン	HJ 25.3-2019
建設用地土壤修復技術ガイドライン	HJ 25.4-2019
建設用地土壤汚染リスク管理および修復用語	HJ 682-2019
農用地土壤汚染リスク管理制御標準 (試行)	GB15618-2018
建設用地土壤汚染リスク管理制御標準 (試行)	GB36600-2018

運用状況

土壤污染防治法は2019年1月1日より実施されたため、その実施とともに、次々と弁法やガイドラインが公布されてきている。例えば、「土壤污染防治特別資金管理弁法」、「建設用地土壤汚染状況調査、リスク評価、リスク管理および修復効果評価報告審査ガイドライン」、「建設用地土壤汚染責任者認定弁法(試行)(意見募集稿)」、「汚染土地リスク管理制御および土壤回復効果評価技術ガイドライン(試行)」などが挙げられる。土壤污染防治法が公布されたばかりのため、多くの弁法やガイドラインについては試行段階となっている。

一方、地方では、広東省はほかの省より早めに2018年11月29日に「広東省『中華人民共和國土壤污染防治法』実施弁法」⁷⁵を公布した、天津市は2019年6月20日「天津市土壤污染防治条例(草案)」(意見募集稿)⁷⁶を公表した。他の省については、「土壤污染防治行動計画(土十条)」に従って具体的な土壤汚染防止実施条例を制定しているところが多い。

⁷⁵ http://gdee.gd.gov.cn/dfagui/content/post_2513492.html

⁷⁶ http://sthj.tj.gov.cn/root16/mechanism/solid_waste_management_office/201905/t20190520_35524.html

例えば、「河北省の浄土防衛戦三年行動計画（2018－2020年）」⁷⁷、「武漢市2018年土壤汚染防止行動計画」⁷⁸などが挙げられる。

今後の予定

大気および水と同様に、2016年に「土壤汚染防止行動計画」が公表された（通称、「土十条」）。本行動計画によると、重点地域・業種・汚染物質を際立たせ、類別・用途別・段階別の防止策を実施する。また、新たな汚染を厳しく規制することにより既存汚染の段階的な減少を図り、政府主導、企業の責任負担、国民参加、社会による監督という土壤汚染防止制度を形成していく方針である。具体的な目標と対策は下表の通り。

図表 土十条の目標と対策

項目	詳細
目標	<ul style="list-style-type: none"> • 2020年まで 中国全土の汚染悪化傾向をほぼ抑制し、全体的な土壤環境質の安定化を図る。農業用地および建設用地の土壤環境における安全を基本的に確保して、土壤環境リスクの制御をおおむね実現する。 • 2030年まで 中国全土の土壤環境質の安定的な改善を図り、農業用地および建設用地の土壤環境における安全を実効的に確保、土壤環境リスクの全面的な制御を達成する。 • 今世紀半ばまで 土壤環境質を全面的に改善し、生態システムの好循環を実現する。
対策	<ol style="list-style-type: none"> 1. 土壤汚染調査を実施し、土壤環境質の状況を把握する。 2. 土壤汚染防止関連法の制定を推し進め、法規や基準体系の整備を図る。 3. 農業用地の分類管理を実施し、農業生産環境の安全を確保する。 4. 建設用地の参入管理を実施し、居住環境のリスクを防止する。 5. 未汚染土壤の保護を強化し、新たな土壤汚染を厳しく規制する。 6. 汚染源の管理・監督を強化し、土壤汚染防止業務を遂行する。 7. 汚染の処理や修復を実施し、土壤環境質の改善を図る。 8. 科学技術の研究開発を強化し、環境保護産業の発展を促す。

⁷⁷ 河北省の浄土防衛戦三年行動計画（2018－2020年）

http://www.xiongan.gov.cn/2019-01/20/c_1210042528.htm

⁷⁸ 武漢市2018年土壤汚染防止行動計画

http://www.wh.gov.cn/hbgovinfo/zwgk/szfxgkml/fggw/bgtwj/201808/t20180823_220204.html

項目	詳細
	9. 政府の主導的役割を発揮させ、土壤環境防止制度を構築する。 10. 目標審査を強化し、責任追及の厳格化を図る。

中国では今後とも、土壤污染防治法の下で、「土壤污染防治行動計画」に沿って土壤汚染事業を展開していく。

中国の化学物質管理についての適切なあり方についての考察

NITE（2017）に記載されている下記の問題点は依然として存在するため、引用の上で今回の調査内容を踏まえて加筆した。

1. 法律レベルの危険化学品管理法令の制定

● 問題点：

中国は危険化学品の生産、使用および輸出入の大国であり、2010年から中国の化学工業製品の生産総額は世界1位になり、国務院安全生産委員会により発表された「危険化学品安全リスクにかかわる産業品種目録」（安委〔2016〕7号）によると、20の国民経済産業分類のうち、15業種、95の大きい分類のうち、68が危険化学品に関わっている。2018年の「張家口11・28」爆発事故や2019年の「響水3・21」特別重大爆発事故などが発生したことから、化学工業の安全生産問題がさらに注目されているという。その影響を受けて、2019年の第1～第3の四半期の期間に化学工業の企業数は1700社減少した。民間調査会社の情報によると、2018年年末時点での中国の化学工業企業は約2万3513社であった。

しかし、危険化学品管理に関する最上位法である「危険化学品安全管理条例」は、行政法規（国務院の条例）レベルに過ぎず、立法レベルが低い。このため、危険化学品安全管理に十分な法律根拠が与えられていない。

● 提言：

① 「危険化学品安全法」の早期制定の必要性

法律の策定は容易ではなく、立法プロセスも複雑であるため、その制定・公布は一般的に非常に時間を要する。しかし、危険化学品管理は国民の安全・健康に重要な関わりがあり、法律レベルの上位法が存在しないのは合理的ではないため、立法を加速する必要がある。

② 「意見募集稿」公布前での、「意見募集稿草案」の公開。

現在策定中の「危険化学品安全法」は、2020年2月時点でドラフトが完成されており、内部意見募集が行われているが、法令の内容は公開されていない。今回のヒアリング結果によると、本法が2020年に公布されるのは困難である。

本法の注目度は非常に高いため、意見募集稿を公布する前に「意見募集稿草案」などの形でその内容を公開することで、事業者との調整がより円滑に進むものと考えられる。

2. 化学品管理に関する国家標準の要求事項の統一

● 問題点：

現在、中国では標準の数が膨大であり、要求事項が統一されておらず、または矛盾している標準も存在するため、事業者のなかで混乱が生じることも少なくない。

また、危険化学品の監督測定に関する標準は多いが、一方で検測方法類標準が足りていない。

● 提言：

関連標準の要求事項の矛盾を無くし、統一する。また、検測方法類標準の制定も望まれる。

3. 管理監督部門間の境界の明確化

● 問題点：

現在、化学品管理に関する上位法が存在しないにもかかわらず、各関連管理部門は各自の職責内で、危険化学品管理の一部に関する法令を公布することで、管理している。また「危険化学品安全管理条例」においても、安全管理監督職責を持つ部門は10部門に達し、管理監督部門間で職別の監督管理と総合管理監督の責任が不明確で、それぞれの境界が曖昧、重複、または空白の場合もある。例えば、通関時、応急管理部と税関総署にはそれぞれの要求事項があり、各地の税関での具体的な要求事項も異なる。このため、事業者にとっては、どの部門のどの法令を遵守すればよいのか、混乱が多く生じている。

● 提言：

策定中の「危険化学品安全法」では、各関連部門の職責や境界を明確化し、加えて危険化学品管理の体系についても明言を要望する。特に、「交差管理」の分野は、異なる行政部門の要求事項の統一が望まれる。要求事項が異なる場合には、公式的な解説文書の公布が望まれる。

4. 全国で統一された危険化学品安全情報収集制度

● 問題点：

現在、中国では国家レベルの化学品安全情報収集プラットフォームがない。このため、化学品管理に関する法令の収集、確認が難しい。他方で、断片的なプレスリリース情報が多すぎるため、正確な情報確認が難しい。

● 提言：

国家レベルの化学品法令プラットフォームの構築が望まれる。

5. 試験データの相互受け入れ

● 問題点：

化学品管理に関して、多くの事業者が共通して抱える問題のひとつに、中国国内での試験の実施義務が挙げられる。これにより試験のためのコスト、時間が余計に掛かることで、ビジネスに少なからず影響が生じているものと見られる。

● 提言：

国内だけでなく海外の試験機関を別途認定する、または自社試験データの利用を許可するなどの措置が望まれる。

6. 国際的な化学物質規制の潮流に対する中国政府の姿勢の明示

● 問題点：

欧州での殺生物製品規則やナノマテリアル管理の動きなどをはじめ、化学物質に関する国際的な新たな課題に対する中国政府の姿勢が具体的に明示されていない。

● 提言：

欧米諸国における最新の化学物質規制などを踏まえた上で、中国が取るべき今後の方針や長期的な立法計画を公表することが望まれる。今回のヒアリングによれば、中国はまだ、70年代の日本のように、大事故の予防に焦点を当てている段階にあり、日本などの先進国のように、化学品管理における労働者の健康問題に取り組む段階には移行していない。したがって、化学品管理に関する目標を実現するまで、中国は長い道のりを歩んで行かなくてはならないが、先進国と同様の問題は今後顕在化すると予想されるため、その対策に向けた中国の政策や規制を事業者が予め理解することで、対応が円滑に進むものと期待される。

以上

参考資料

政府組織

- 生態環境部
<http://www.mee.gov.cn/>
- 工業情報化部
<http://www.miit.gov.cn/>
- 國家發展改革委員會
<http://www.sdpc.gov.cn/>
- 應急管理部
<https://www.mem.gov.cn/>
- 建設部
<http://www.mohurd.gov.cn/>
- 水利部
<http://www.mwr.gov.cn/>
- 國家標準化管理委員會
<http://www.sac.gov.cn/>

予算

- 生態環境部 2019 年予算書
<http://www.mee.gov.cn/ywggz/kjycw/bmyjsgl/201904/P020190402572751194923.pdf>
- 工業情報化部 2019 年予算書
<http://www.miit.gov.cn/n1146295/n1146582/c6702465/content.html>
- 應急管理部 2019 年予算書
<https://www.mem.gov.cn/gk/tzgg/qt/201904/P020190409658377437459.pdf>

法令等

- 新規化学物質環境管理弁法
http://www.gov.cn/gongbao/content/2004/content_62688.htm
- 新規化学物質申告登録ガイドライン
http://www.mee.gov.cn/gkml/hbb/bgt/201009/t20100921_194878.htm
- 中国既存化学品目録 2013 年版
http://www.mee.gov.cn/gkml/hbb/bgg/201301/t20130131_245810.htm

- 化学物質環境リスク評価および管理制御条例（通報稿）
<https://web.wtocomer.org.tw/Page.aspx?nid=13317&pid=328887>
- 危険化学品安全管理条例
http://www.gov.cn/flfg/2011-03/11/content_1822902.htm
- 危険化学品登記管理弁法
https://www.mem.gov.cn/fw/flfgbz/gz/201207/t20120711_233446.shtml
- 危険化学品目録（2015年版）
https://www.mem.gov.cn/gk/gwgg/agwzlf/gg_01/201503/t20150309_237187.shtml
- 危険化学品目録（2015年版）実施ガイドライン（試行）
https://www.mem.gov.cn/gk/gwgg/xgxywj/wxhxp_228/201509/t20150902_232638.shtml
- 危険化学品経営許可証管理弁法
https://www.mem.gov.cn/fw/flfgbz/gz/201207/t20120727_233448.shtml
- 危険化学品安全使用許可証実施弁法
https://www.mem.gov.cn/fw/flfgbz/gz/201211/t20121118_233450.shtml
- 危険化学品生産企業安全生産許可証実施弁法
https://www.mem.gov.cn/fw/flfgbz/gz/201108/t20110828_233434.shtml
- 化学品物理危険性鑑定および分類管理弁法
https://www.mem.gov.cn/fw/flfgbz/gz/201307/t20130718_233453.html
- 易制爆危険化学品目録（2017年版）
http://www.gov.cn/xinwen/2017-06/01/content_5198726.htm
- 中国で厳格に制限する有毒化学品目録（2020年版）
http://www.mee.gov.cn/xxgk/2018/xxgk/xxgk01/201912/t20191231_756318.html
- 優先的に規制する化学物質目録（第1次）

http://www.mee.gov.cn/gkml/hbb/bgg/201712/t20171229_428832.htm

- 有害化学物質製造・保管企業の安全リスク評価・判断・等級分けガイド（試行）
https://www.mem.gov.cn/gk/tzgg/tz/201805/t20180515_230522.shtml
- 化学品の分類及び危険性の表示通則（GB 13690-2009）
- 化学品分類及びラベル規範（GB 30000.2-2013～GB 30000.29-2013）
- 化学品安全技术説明書の内容と項目順序（GB/T 16483-2008）
- 化学品安全技术説明書作成ガイダンス（GB/T 17519-2013）
- GHSに基づく化学品ラベル規範（GB/T 22234-2008）
- 化学品安全ラベル作成規定（GB 15258-2009）
- 輸出入危険化学品およびその包装の検閲監督管理に関連する問題に関する公告
http://www.sx.gov.cn/art/2012/3/19/art_1463522_17162062.html
- 中国輸出入厳格制限有毒化学品目録（2014年版）
http://www.mee.gov.cn/gkml/hbb/bgg/201312/t20131231_265886.htm
- 劇毒化学品購買および道路輸送許可証管理弁法
<http://www.mps.gov.cn/n2254314/n2254409/n2254443/n2254453/c3751643/content.html>
- 職業病防止法
https://www.mem.gov.cn/fw/flfgbz/fl/201712/t20171212_232549.shtml
- 職業病危害要素分類目録（2015年版）
http://www.chinasafety.gov.cn/newpage/Contents/Channel_5493/2015/1203/261502/content_261502.htm
- 国家職業病防止計画（2016～2020年）
http://www.gov.cn/zhengce/content/2017-01/04/content_5156356.htm

- 消防法
http://www.gov.cn/flfg/2008-10/29/content_1134208.htm
- 建築設計防火規範 GB 50016-2006
- 消防安全マーク第1部分：マーク GB 13495.1-2015
- 電器電子製品有害物質使用制限管理弁法
http://www.gov.cn/gongbao/content/2016/content_5065677.htm
- 「電器電子製品有害物質使用制限管理弁法」の実施に関する Q&A
<http://www.miit.gov.cn/n1146295/n7281315/c7282624/part/7282628.pdf>
- 「電子電気製品有害物質使用制限標識要求」 SJ/T 11364-2014
- 電器電子製品有害物質使用制限合格評定制度実施の取り決め
http://gkml.samr.gov.cn/nsjg/rzjgs/201905/t20190517_293827.html
- グリーン製品ラベル使用管理弁法
http://gkml.samr.gov.cn/nsjg/rzjgs/201905/t20190507_293448.html
- 電器電子製品有害化学物質使用制限基準到達管理目録（第1次）
<http://www.miit.gov.cn/n1146285/n1146352/n3054355/n3057542/n3057554/c6086848/content.html>
- 国家繊維製品に関する基本安全技術規範 GB 18401-2010
- 消費財化学的危険リスク評価ガイドライン（意見募集稿）
- 建築法
<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/201905/0b21ae7bd82343dead2c5cdb2b65ea4f.shtml>
- 住宅室内装飾補修管理弁法
http://www.mohurd.gov.cn/fgjs/jsbgz/200611/t20061101_159045.html

- 室内空気質に関する基準 GB/T18883-2002
<http://www.zjnf.cn/uploads/201809/5ba45d99e1dd9.pdf>
- 室内装飾内装材料木質パネルおよびその製品中のホルムアルデヒド放散限度値 GB18580-2017
<http://www.guoxintest.com/pdf/GB185802017.pdf>
- 民用建築室内環境汚染物質抑制規範 GB50325-2010
<http://www.jianbiaoku.com/webarbs/book/105/873747.shtml>
- 食品安全法
<http://www.credit.dl.cn/f/view-3c24cb93526c4deaa6cccaece75ae953-143aaa4643264ec8a4cf170b9399219d.html>
- 食品添加剤の使用標準 GB2760-2014
- 大気汚染防止法
http://www.mee.gov.cn/ywgz/fgbz/fl/201811/t20181113_673567.shtml
- 水質汚染防止法
http://www.mee.gov.cn/ywgz/fgbz/fl/200802/t20080229_118802.shtml
- 土壌汚染防止法
http://www.mee.gov.cn/ywgz/fgbz/fl/201809/t20180907_549845.shtml

※中国 GB はネットで閲覧不可のため、原文リンク記載なし。

政府関連ウェブサイト

- 生態環境部、新規化学物質の申請および登録状況 <http://www.mepscc.cn/>
- 応急管理部危険化学品登録状況 <http://www.nrcc.com.cn/>